

平成20年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（12月9日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長行政報告	4
○一般質問	9
竹河十九巳君	9
漆田修君	22
横嶋隆二君	31
梅本和熙君	47
長田美喜彦君	69
○散会宣告	79
○署名議員	81

第2号（12月10日）

○議事日程	83
○本日の会議に付した事件	84
○出席議員	84
○欠席議員	84

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	84
○職務のため出席した者の職氏名	84
○開議宣告	86
○会議録署名議員の指名	86
○一般質問	86
清水清一君	86
○議第104号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	104
○議第105号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
○議第106号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○議第107号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議第108号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○議第109号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議第110号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○議第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○議第113号の上程、説明、質疑、委員会付託	115
○議第114号の上程、説明、質疑、委員会付託	126
○議第115号の上程、説明、質疑、委員会付託	131
○議第116号の上程、説明、質疑、委員会付託	132
○議第117号の上程、説明、質疑、委員会付託	134
○議第118号の上程、説明、質疑、委員会付託	135
○議第119号の上程、説明、質疑、委員会付託	136
○議第120号の上程、説明、質疑、委員会付託	137
○散会宣告	139
○署名議員	141

第 3 号 (12月12日)

○議事日程	143
○本日の会議に付した事件	143
○出席議員	143

○欠席議員	144
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	144
○職務のため出席した者の職氏名	144
○開議宣告	145
○会議録署名議員の指名	145
○議第113号の委員会報告、質疑、討論、採決	145
○議第114号の委員会報告、質疑、討論、採決	148
○議第116号～議第119号の委員会報告、質疑、討論、採決	155
○議第115号及び議第120号の委員会報告、質疑、討論、採決	157
○議第121号の上程、説明、質疑、討論、採決	159
○発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	161
○発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	163
○発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	165
○閉会中の継続調査申出書について	167
○閉議及び閉会宣告	168
○署名議員	169

平成20年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成20年12月9日(火)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君

健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 教育事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成20年12月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

議事日程説明

議長（渡邊嘉郎君） 議事日程は、印刷配付いたしましたとおりであります。

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） これより本会議第1日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

会期の決定

議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月12日までの4日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日12月9日から12月12日までの4日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（渡邊嘉郎君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

平成20年9月定例会以降開催されました行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであります。各行事に参加しましたので、ご報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

町長行政報告

議長（渡邊嘉郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日より12月定例会、よろしくお願いを申し上げます。

平成20年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の6項目について行政報告いたします。

1. 市町村合併について。

南伊豆地区1市3町の合併協議につきましては、9月定例町議会以降合併協議会が2回、新市基本計画策定小委員会が3回、新市の名称及び事務所の位置選定小委員会が3回開催されました。

合併協議会は、第5回合併協議会が10月8日に河津町役場で開催され、報告事項2件、協

議事項 2 件、提案事項 7 件について確認及び協議が行われました。また、第 6 回合併協議会は 11 月 12 日に松崎町環境センターで開かれ、報告事項 3 件、協議事項 7 件、提案事項 8 件及びその他案件についての確認及び協議が行われました。

新市基本計画策定小委員会につきましては、新市の基本計画草案をもとに、各市町の幅広い年齢層の方々に参加していただき、ワークショップ形式による意見聴取を行い、その意見を新市基本計画草案の中に取り入れたところであります。

一方、新市の名称及び事務所の位置選定小委員会につきましては、新市の名称を 9 月 10 日から 10 月 10 日の間で公募し、3,455 件の応募がありました。一次、二次審査を行った結果、「伊豆下田市」、「伊豆海市」、「伊豆南市」、「下田市」、「南伊豆市」の 5 点が選定されました。また、事務所の位置については各市町の庁舎の現地調査を行い、検討を重ねた結果、下田市役所を本庁、3 町の役場を支所とし、支所の形態は総合支所方式とする提案があり、12 月 24 日の合併協議会において決定または確認される予定となっております。

当町といたしましては、今後も広報「みなみいず」や合併協議会事務局が発行しております合併協議会だよりや町のホームページ等により、議会や町民の皆様へ随時お知らせいたしますので、1 市 3 町の合併協議についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

2．共立湊病院改革推進委員会からの答申について。

共立湊病院改革推進委員会の設置に伴う経過等につきましては、さきの 9 月定例会行政報告の中でもご報告させていただきましたが、総務省で求める公立病院改革プランの策定にあわせて、賀茂医療圏における救急医療及び公的病院のあり方についてご提言をいただくことといたしました。

11 月 21 日に開催されました最終委員会において答申書が提出され、救急医療のあり方、新病院機能として建設場所・診療科目や病床規模・建設時期などを示されました。今後、この答申に基づく公立病院改革プランの策定、新病院建設に向けての取り組みなど、運営会議・組合議会のご意見を伺いながら、早期に進めてまいりますので、議会や町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

3．フェスタ南伊豆について。

10 月 26 日 日曜日、青野川ふるさと公園を会場に、産業団体連絡協議会、社会福祉協議会、町等を構成員とするフェスタ南伊豆実行委員会の主催で、第 5 回フェスタ南伊豆が開催されました。

この多彩なイベントは、産業まつり、スポーツフェスタ、ふれあい広場及び健康まつりを

一堂に会し、町民の地場産品に対する理解と認識を高め、生産者の生産意欲を図るとともに、ふれあいの場やスポーツの振興、健康等に寄与し、町の活性化を図ることを目的とするものであります。

開会式では南伊豆町表彰条例に基づく善行表彰者1名の表彰、社会福祉協議会善行者3名に対する感謝状の贈呈、町内31組の銀婚式対象者のうち代表2組に対する表彰が行われた後、保健協力員による健康体操が行われ、フェスタ南伊豆の開幕を飾りました。

当日は小雨が降りあいにくの天候でしたが、町内の産業団体等24団体が参加し、姉妹都市の長野県塩尻市による高原野菜等の販売、産業団体による地場産品等の販売、観光協会によるイセエビの味噌汁サービスなどのほか、健康相談や起震車体験など幅広い交流活動が行われ、2,500人ももの来場者は各種イベントや買い物を満喫しておりました。

さらに、スポーツフェスタのゾーンでは、フリーバスケットやティーボール、竹馬などが行われ、子供たちの歓声が会場に響きわたっておりました。フェスタ南伊豆は関係する産業団体、各種団体の努力及び町民の方々の理解に支えられ、年々出店数も増加し、町民の交流の場として地域活性化の大きな原動力になっております。フェスタ南伊豆が秋の一大イベントとして定着してきており、今後も関係する産業団体等とともに、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

4．湯の花観光交流館について。

湯の花観光交流館につきましては、ふるさとづくり推進委員会の答申を踏まえ、農林水産物直売所、観光案内展示施設、休憩施設、多目的室等を有した交流館の建築、道の駅を想定したトイレの建築、その他の敷地は駐車場または交流広場として利用しやすいよう配慮をいたしました。

当施設の名称につきましては、町民から公募したところ48点の応募があり、10月6日（仮称）観光交流館名称選定委員会による選定の結果、湊の長池千穂美さんの「湯の花観光交流館」に決定いたしました。当施設の設計に当たり、周囲の二級河川青野川と桜並木の自然景観に配慮し、自然材を利用するなど環境に優しい施設とし、全体をバリアフリー構造とし、トイレにつきましては伊豆地区では初めてとなるオストメイト（人工肛門・人工膀胱）対応の身体障害者用トイレといたしました。駐車場は普通車66台、大型バス16台の駐車スペースを確保しております。

また、町の主要な地域資源である温泉をアピールするため、源泉を利用した既存の足湯湯の花のほか、新たに敷地内に手湯等も設置し、心安らく空間づくりに配慮をいたしました。

当施設は、来年2月5日からのみなみの桜と菜の花まつりのオープンに向けて建設を進めております。毎年40万人以上の観光交流人口のある当イベントの主要会場としての活用や、道の駅的な利用など、町内全体の誘客につながるものと期待されております。特に農林水産物直売施設につきましては、施設の拡大と駐車場の整備により、従来以上に利用客の増加を見込んでおります。本町には、これまでこうした核となる施設がなかったため、その効果に期待を寄せているところであり、町民から観光客も含めたすべての方々の交流拠点として町民に親しまれ、町のシンボルとなることを目指しているところであります。

5. 第9回静岡県市町村対抗駅伝競走大会について。

第9回静岡県市町村対抗駅伝競走大会が12月6日土曜日、静岡県庁前を午前10時にスタートし、草薙陸上競技場までの42.195キロメートル11区間で開催されました。今回の大会は、県内の38市町からの市の部27チーム、町の部に18チームの計45チームが出場しました。当日は、町議会議長を初め多くの方々が静岡市内まで応援に参加いただき、まことにありがとうございました。本年度は当初50名余りの選手が参加し、練習、記録会等を重ね、11名が選出されたと聞きました。本業の学業や仕事、駅伝の練習、ライバルとの競走、体調管理など厳しい時間を乗り越えた中での11名の選手の力走となりました。大会結果につきましては、2時間32分07秒、町の部8位で過去最高の順位での入賞でした。小規模町というハンディをものともしないこの活躍に敬意を表したいと思えます。

特に、4区40歳以上の部の笠井慎選手は、新居町の選手とともに区間新記録を樹立し、6区一般女子の部の橋本ゆか選手は、12位から5位まで順位を上げる見事な走りでした。長い間指導していただきました監督や指導者の皆さんにも、深く感謝申し上げます。また、裏方を務めた関係者、励まし支えてくれた保護者やご家族の方々、そして最後まで温かい応援をしてくださった町民の皆様に、重ねて厚くお礼を申し上げます次第であります。

6. 主要建設事業等の発注状況について。

平成20年度第3四半期（10月から12月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

平成20年度大規模地震対策事業市町等用資機材整備事業AED（自動体外式除細動器）購入485万1,000円、東海総合警備保障株式会社。

平成20年度石廊崎地区観光施設整備工事（公衆便所）2,388万7,500円、株式会社南伊豆造園土木。

平成20年度町単災町道一町田線道路災害復旧工事483万円、五味建設株式会社。

平成20年度20年災22号町道毛倉野一条線道路災害復旧工事238万3,500円、有限会社村山土建。

平成20年度20年災20号町道走雲峡B線道路災害復旧工事317万1,000円、有限会社伊豆総合。

平成20年度20年災15号普通河川山田川河川災害復旧工事239万4,000円、池野ブルドーザー株式会社。

平成20年度20年災14号普通河川山田川河川災害復旧工事312万9,000円、池野ブルドーザー株式会社。

平成20年度20年災12号普通河川仏浦川河川災害復旧工事269万8,500円、旭産業株式会社。

平成20年度20年災13号普通河川谷戸川河川災害復旧工事202万6,500円、伸和建設。

平成20年度20年災16号普通河川南野川河川災害復旧工事278万2,500円、朝倉建設株式会社。

平成20年度町単災町道落居線道路災害復旧工事304万5,000円、伸和建設。

平成20年度妻良漁港漁業集落環境整備事業マンホールポンプ設置工事3,496万5,000円、日耕機電株式会社静岡営業所。

平成20年度町道成持吉祥線道路舗装工事889万3,500円、丸三工業株式会社。

平成20年度水道台帳管理システム構築業務委託1,347万1,500円、株式会社N T T西日本東海静岡営業所。

平成20年度非常用自家発電設備保守点検業務委託241万5,000円、ヤンマーエネルギーシステム株式会社名古屋支店。

平成20年度町道成持吉祥線道路改良工事に伴う二条地区配水管布設替工事323万4,000円、有限会社渡辺住宅設備南伊豆支店。

平成20年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第2工区）2,992万5,000円、株式会社西田。

平成20年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂マンホールポンプ設置工事1,150万8,000円、株式会社鶴見製作所中部支店。

平成20年度町立図書館内石垣りん文学記念室設置工事1,299万9,000円、有限会社平井工務店。

以上で、平成20年12月定例会の行政報告を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） これにて行政報告を終わります。

一般質問

議長（渡邊嘉郎君） 日程第5、これより一般質問を行います。

竹 河 十九巳 君

議長（渡邊嘉郎君） 1番議員、竹河十九巳君の質問を許可いたします。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

最初に、市町村合併について伺います。

日本国憲法における章別編成は、ほぼ大日本帝国憲法、明治憲法の章別編成を踏襲しております。日本国憲法になって新たに加えられた章があり、それは第2章戦争放棄と第8章地方自治であります。第8章地方自治、日本国憲法第92条では、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定めるとなっております。地方自治の本旨とは、住民自治と団体自治のことです。住民自治とは、地域の住民が地域的な行政需要を自己の意思に基づいて自己の責任において充足することを言います。団体自治とは、国から独立した団体を設け、この団体が自己の事務を自己の機関により自己の責任において処理することを言います。

私は、南伊豆地区1市3町合併協議会が6回開催されておりますが、毎回傍聴をしております。そこで傍聴をしてきた中で、私の見ているところから質問をさせていただきます。

各委員に対する資料提供と説明が十分行われず、合併期日のみを念頭に入れた協議会の運営がなされているのではないかと感じる場所があります。また、委員からの質問に対して、会長で議長である石井下田市長が答えるべきところを、事務局長に言って、事務局長に答弁させているところもあります。これは、会長と副会長を務める首長間で意思統一が十分行われていないのではないかという疑念を持っております。また、新市基本計画策定小委員会にコンサルタントを入れたことは、住民自治に反すると思うところでもあります。

そこで町長に伺います。新市基本計画策定にコンサルタントを入れたのはなぜか。合併の理由の一つに財政が苦しいことが挙げられていますが、お金の無駄遣いにはならないのか。コンサルタントを入れなければならないほど高度の専門知識が必要なのか。これについて町長の考えをお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

新市基本計画は、合併市町の円滑な運営を確保し、均衡ある発展を図ることを目的とした計画であります。さらに、合併市町の一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るよう適切に配慮されたものでなければならぬとされております。

また、策定された新市基本計画は、1市3町の議会の議決を経て総務大臣や県知事に提出するものであり、新市移行後10年間にわたる計画に基づいた事業執行を行うことになっております。議員ご承知のとおり、下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町は、平成22年3月末日までの合併を目指し、本年6月に1市3町の合併協議会議を立ち上げ、残された短い期間の中で新市基本計画を策定していかなければなりません。このため全国的に実績があり、新市基本計画にノウハウを持ち、関係市町の現状を把握しているコンサルタントの中から、プロポーザル方式により選定したものであります。

このコンサルタントは各市町に数回足を運び、より細かな情報を収集するとともに、住民へのワークショップ形式による意見聴取を行い、合併についての生の声を吸い上げ、より充実した中身の濃い新市基本計画の策定を行っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、電算システムの統合について伺います。

第5回合併協議会において、電算システムの統一については承認がなされております。電算システムについては、平成17年3月31日南伊豆計算機センター一部事務組合を解散して、各市町が単独で運用しております。下田市が株式会社日立システムズ、南伊豆町・河津町・松崎町は株式会社TKCを委託先として運用しております。また、株式会社TKCを委託先としておりますが、OSは異なっております。

本年3月議会において南伊豆計算機センター一部事務組合の解散理由を聞いたところ、大型コンピューターを中心に備え大規模なシステムを構築することまでもなく、小型パーソナ

ルコンピューターを何台か組み合わせることによって、小回りの効く基幹業務電算システムを構築することが現在の技術では可能となったため、電算業務に対する考え方も設立当時とは変わってきたとの答弁がなされております。

南伊豆計算機センターの解散理由は正しいとしても、平成17年当時は既に市町村合併問題が動き出している時期であり、各市町が同じメーカーの同じOSに統一していれば、統一にかかる時間と経費は最小限に済んだのではないかと思います。また、第5回合併協議会において新市発足時の行政サービスに支障がないようにするために、12月議会において調査費用についての予算措置が必要と説明があり、電算システムの統一が承認されております。

しかし、第6回合併協議会において、各種事業の取り扱い、電算システムに関する報告との資料が配付され、その中に、南伊豆地区1市3町電算システム移行統合に係る経費算出表で、予算措置経費が提示されております。第5回合併協議会で統一が承認され、後の第6回合併協議会に資料配付という、本末転倒の運営がなされているものではないかと感じるところがあります。本来合併協議成立、各市町において廃置分合の議決がなされた後に予算執行されなければならない予算だと思われまます。

そこで町長に伺います。市町村合併が将来合併するだろうことが予測されていたのに、各市町において電算システム単独運用のとき、なぜメーカーとOSを統一できなかったのかを伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

南伊豆総合計算センターの解散が決定をした後、当町におきましては電算システム選定委員会を組織し、金額面、機能面、自治体合併も視野に入れた中での近隣市町の状況等も考慮して、最も当町の現状に合致したシステムを選定することといたしました。数社の業者によるプレゼンテーション、システム導入経費及びランニングコストの比較等を経て、最終的に現在使用しておりますTKCシステムを選択した次第であります。

当時、現合併協議構成市町においても、当町と同様の協議・検討がなされたことと推測をされますが、現在のように合併協議会が設置され、具体的な合併協議が進行していたわけではなく、最終的には各市町において独自に判断することとなりますので、結果的に下田市においては日立情報システムズ、河津町・松崎町・当町においては株式会社TKCを選択することとなりました。OS及びシステムのバージョンにつきましては、TKCシステムを利用

している3町において、OSシステムのバージョンの違いによるデータ統合の弊害はないものと思われます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、新市の名称、事務所の位置等の選定について伺います。

平成20年11月11日の伊豆新聞に、新市の名称は下田市切望との宮下須磨子さんの投稿が載っていました。たしか宮下須磨子さんは消費生活アドバイザーをしていた人です。宮下さんは、下田市の市の名はあこがれ、そしてロマンがある。また、黒船来航し、日本が開国に踏み切った近代の夜明け、その歴史的事実を受けとめた市が下田。かつて東京で行われた烏合に似た町名は貴重な文化の喪失と、宮下須磨子さんは新市の名称について考えを述べております。

宮下さんの地名に対する考え方は、基本的に私も正しいと思いますが、しかし、歴史の町として観光の町下田であるなら、なぜ貴重な文化財である下田の小学校を下田の市民は残さなかったのでしょうか。元東京教育大学教授で教育史が専門である梅根悟氏と、浜松出身で鍋田の臨海実験場にも在籍したことがある地理学の村木定夫氏から、下田の小学校について尋ねられたことがあります。明治に建てた小学校はもうありませんよと答えたら、それは残念だ。教育史的に貴重な文化財だ。下田にあってこそ意味があると言われたのを思い出します。下田市は、文化や歴史を大切にしてきたのか問いたくもなります。

また、新市の名称・事務所の位置選定小委員会から、下田市役所を本庁とし、その他の町には支所を置き、総合支所方式とするとの最終報告がなされております。報告には、1市3町が合併して誕生する新市の本庁舎は、支所を置くことを前提にしても、約5,230平方メートルの床面積が必要であり、また、住民の利便性を確保するためには、十分な自家用車の駐車スペースの確保が望まれるとしております。そして平成21年度末までに、市庁舎等公共の特定建築物の耐震化100%とすることとされているが、下田市役所の耐震性は不足していると報告がなされております。なぜこのように要件の欠けた下田市役所を本庁舎とするのか、疑問が残るところであります。

そこで町長に伺います。新市の名称を募集、候補を絞るとき、新設合併、対等合併として下田・南伊豆・河津・松崎の名称を外して考えることをしなかったのか。また、さまざまな要件に欠ける下田市役所を本庁舎とするのか、これでは新設合併、対等合併とは言えないの

ではないかと思しますので、町長の考えをお伺いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

南伊豆地区1市3町合併協議会では、ご質問の新市の名称及び事務所の位置について、協議会委員のうち各市町2名と県職員1名の9名からなる選定小委員会に付託をしました。6月から10月までの7回の審議を経て、さきの第6回合併協議会において最終報告がなされたところであります。

初めに名称についてであります。同地域が観光地であることから、観光アピールを兼ね、また合併協議の周知となる方法として区域内及び全国からの公募として、応募条件の一つとして現在の4市町の名称も可能といたしました。名称の中で4市町名を削ることは、名称の選択肢の範囲が狭くなることが考えられたことと思われま。

次に、小委員会での事務所の位置についてであります。合併による面積の拡大化や住民利用に最も便利な場所、それから交通の事情など10のキーワードをもって協議をしました。

1市3町の地形、政治的中心地である現下田市役所を本庁とし、3町の役場を総合支所とする最終報告がされたのであります。耐震性の問題となる下田市の来庁者の駐車場の確保と、耐震性の劣る現在の下田市役所そして南伊豆町役場、これら庁舎の建設の早期検討が付帯意見としてつけ加えられたところであります。なお、新市の名称と事務所の位置につきましては、次回の第7回合併協議会で決定及び確認される予定となっております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、平成20年10月に全国町村会道州制と町村に関する研究会が出した、平成の合併をめぐる実態と評価に関して伺います。

道州制と町村に関する研究会は、国の合併推進策の問題点として、1．財政措置に偏った合併推進。2．広域行政、地方分権に対する誤解。3．合併の強引さの3点を問題点として挙げております。

財政措置に偏った合併推進策では、国が合併推進のために用いた手段は合併特例債、地方交付税の削減などその多くが財政措置で、こうした財政手法は分権の流れに逆行するものであり、将来に禍根を残すこととなったのではないかとしております。また、広域行政、地方

分権に対する誤解では、国は合併推進目的として基礎自治体の強化、日常生活圏の広域化への対応を挙げたが、そこには市町村規模と行政能力が比例するという誤解があり、広域行政は一市町村単位でしか行えないという2つの誤解が存在していたとしております。そして、合併推進の強引さでは、調査からは、国と県による強引な合併誘導が目立ち、市町村の自主性が尊重されたとは言いがたい実態が顕著化していると、全国町村会は平成の合併の問題点を挙げております。

そこで町長に伺います。全国町村会道州制と町村に関する研究会が出した、平成の合併をめぐる実態と評価に関しての町長の感想をお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

平成の合併をめぐる実態と評価につきましては、全国の合併を実施した9市町村と、合併をしていない8町村を調査対象としてアンケートを実施したというふうに理解しております。内容につきましては、私もこれを見ましたけれども、合併にかかわったそれぞれの立場からさまざまな意見が出されておりました。また、全国的に共通の意見や、その地域の実情による意見等もありました。ただいまのこれに対する感想や意見ということではありますが、今我々は1市3町の市町村合併についての協議に入っております。その中で、この実施した全国のそういった市町の実例も頭に入れながら、今後のこの合併協議の中で参考としてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、新市財政計画について伺います。

ところで、平成20年11月18日付の毎日新聞によると、合併により職員数の削減によるメリットは見られたが、財政状況が悪い自治体同士による合併や合併特例債のばらまきで財政がさらに悪化したケースもあり、合併が想定以上に進んだことや合併により周辺地域の衰退など、合併の弊害が各地に見られるようになったため、総務省は市町村合併を推進する方向を見直し、平成の大合併を打ち切りの方向で検討に入ったと報道されております。財政を理由に合併したのに、財政悪化に苦しめられているということでもあります。

1市3町の合併は、まさに財政状況が悪い自治体同士による合併であります。1市3町の

合併が成立すると、静岡県内の市町村では第4位の面積を持つこととなり、周辺地域の衰退も心配されるところであります。新市の名称及び事務所の位置選定小委員会は、新庁舎建設計画は莫大な費用、建設費だけで資産として負担金が15億1,852万40円、通常5年から10年の財政計画を伴った建設計画が必要としております。財政健全化法のもとで、4指標を念頭に入れた財政計画を立てなければなりません。

そこで町長に伺います。平成21年度末までの新庁舎建設の財政計画や、平成23年度3月までの新病院建設の財政計画を含めた財政計画を、きちんと合併協議の中で提示できるのか。時間がないことを理由に、合併のための合併協定書を作成することになり、明確な財政計画を合併協議の中で提示できないのではないかと考えられますけれども、町長のお考えを伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

新市における財政計画につきましては、12月2日に開催をされました合併協議会、新市基本計画策定小委員会の第6回委員会にて提案をされた旨が、新聞等で報道されたところであります。新庁舎の建設は、下田、南伊豆の庁舎が該当いたしますが、経費につきましては詳細な金額とは言い切れませんが、用地の件、解体費用も考慮されたものが盛り込まれていると聞いております。新病院建設に伴う新市負担費用につきましては、現段階で用地価格、建設費用等不明確な部分が多いため、数値として盛り込むことは困難な状況と聞き及んでおります。いずれにいたしましても、新市財政計画につきましては小委員会に提案はされましたが、現在協議段階であり、いずれ合併協議会で確認され次第公表されることとなりますのでご理解を願います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、教育諸問題について伺います。

芥川竜之介の小説に藪の中という小説があります。山中のやぶの中で男が殺される。検非違使の問いに、きこり、旅法師、放免、媼の4人が事件現場の状況を語り、次に3人の当事者が証言をする。しかし、それぞれ話は少しずつ食い違うという小説であります。同じ事実でも立場により、ものの見方が違うということでもあります。

2008年3月、政府は約10年ぶりに学習指導要領を改定し、移行措置を含めて早いところでは2009年度から改定後の学習指導要領が実施されることになっております。学習指導要領は国内の学校教育において取り扱うべき教育内容について、その基準を示した文書の一つであります。過去30年間の学習指導要領ではゆとりをキーワードに掲げてきたものが、変更されようとしております。いわゆるふろしき残業も日常化しており、ゆとり教育で教師のゆとりがなくなったとも言われております。

そこで教育長に伺います。教職経験者としてこの30年間のゆとり教育についての感想をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） お答えします。

ゆとり教育、私はこれは歴史の必然であったというふうに思っております。そのバックグラウンドを考えてみますと、過熱した受験戦争というふうな背景があって、学校が人間を偏差値ではかるというふうな弊害を生んだと。こういうバックグラウンドの中で校内暴力というものが発生する。したがって、時間的にも精神的にも子供にゆとりを与えなければならぬと、こう当然なわけでありまして。ゆとり教育に対する私の感想ということですが、それなりの成果はあったであろうと私は思っています。

例えば中学校で選択教科がふえて、子供が自主的に選べると、こういうものがふえたと。それから、学校5日制が実現しましたよね、これによって休日がふえたと。子供が時間に追いまくられていたものが、ゆとりを生んだと。当然精神的にもゆとりが生まれたと、こういうメリットはございます。そんなふうに私は思っています。

しかし、前回の指導要領の改定ですが、これでは教科内容の3割削減ということが打ち出されました。これがいわゆる学力低下論に火をつけた、こういうことでもあります。今回の改定では小学校で時数をふやすとか、あるいは中学で選択は減らして必修にしていくとか、そういう変更がなされました。これは行き過ぎたゆとりに対する揺り戻しといいですか、これも大げさかもしれませんが、歴史の必然というふうに私は思います。特に時数の重視ということは、日本の得意技を復活させなければ大変だというあせりのようなものを感じます。しかしながら、前回までの基本方針である個性重視とか、あるいはゆとりの中で生きる力を育成するとか、こういう大目標については全く変わっておりません。国際化時代には譲れない部分だと文科省は考えているのだらうと思います。

最後に、教師の時間のゆとりの問題ですけれども、教師という仕事は、やはり情熱を傾け

れば傾けるほど時間はなくなると。これはもう宿命のような仕事ではないかというふうに思います。問題はその増している仕事やりがいいのある内容であればよろしいと、私は考えております。つまり本分外の雑用といいますか、例えば県や国からの調査事項に回答せよなんていうことに時間をたくさん費やしたり、あるいは会計的なお金の問題に費やしたり、あるいは unnecessary な会合に行かなきゃならないとか、そういう雑用的なものであるとすればこれは問題なので、そこはやはり変えていってあげなければいけない問題であります。こんなふうに思います。ただ、子供を育てる適切な活動であれば、これは多少は忙しくても余り苦にならない仕事、これが教師の仕事ではないかと、そう私は思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 憲法26条第2項には、すべて国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とすると書いてあります。日本の義務教育制度がプロイセン型家庭主義から、イギリス型年齢主義へ変更されただけでなく、初等教育ではなく普通教育となっていることに意義があります。ここに将来を担う子供たちの教育を大切にしようとした、戦後の教育の出発点があります。

ところで、平成20年10月、理想の学校教育具現化委員会座長遠山敦子元文部科学大臣から、理想の学校教育の実現を目指してとの提言がなされております。そこには、かつて日本の初等・中等教育は世界に冠たるものと評価されましたが、現在は必ずしもそうとは言えない状況も浮かび上がってきており、今や日本は成功体験から脱却し、学校教育の再構築を図るべき時期を迎えていると書いてあります。

そこで教育長に伺います。理想の学校教育具現化委員会の提言の感想をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） お答えします。

実は私もまだこの冊子を丁寧には見ておりません。ぱらぱらと見た程度なんですけれども、一読してさすがに元文部大臣が座長を務めた会だなという実感を受けます。これが実現したらいい学校になるだろうなという感想を持っております。確かな学力とか子供主体の学校、子供同士または子供と教師の信頼関係というような、いわゆる学校教育の基本を理想だと。そんなとつもない難しいものじゃない、これこそ理想であるとして、まずそこから入っているということを感じました。無理のない堅実な提言、そんなふうに取り扱ってありま

す。

この冊子の中に、教師もみずからの成長を実感できる学校、これが理想の学校とも言うております。なかなかいい言葉を上げているなというふうに思いました。一番私がこれはいいな、素晴らしいなと思ったのは教育条件の整備についての意見で、静岡式30人学級、これを導入せよという指摘をしております。これについては細かい点はここでは省きますが、静岡型で30人を実現しようという、素晴らしいことだなと思います。ちょっと注釈が付きますけれども、いずれにしてもまた時間があつたら申し上げたいと。小学校の低学年に複数の学級担任を配置しろという提言もしています。これは私どもが常々感じている点でありまして、実現が待ち遠しく思われると、こんな感想を抱いております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） いわゆる毒入りギョーザ問題、賞味期限の改ざん、肉の偽造等、食に対する信頼は失われております。ところで、2007年10月15日の日本政府への米国政府要望書には、国際機関によって安全性が認められており、世界中で使用されている食品添加物の審査を完了すること。最大残留農薬量基準を執行する措置はできるだけ貿易を制限しないものとなるようにすると書いてあります。2008年10月15日の日本政府への米国政府要望書も、同じような事項が入っております。2007年度、2008年度、日本政府への米国政府要望書には、食品添加物や残留農薬の基準を緩和しろと言っているのであります。

食品添加物や残留農薬は、子供に対して多大な影響を及ぼします。戦後の学校給食は米国の余剰農産物を日本へ輸入させ、食を欧米化させることにより、その結果肥満、メタボリック等が問題となる状況を招いております。食品添加物や残留農薬については、学校給食の現場でも注意しなければいけない将来大きな問題となることでもあります。千葉大学森千里氏が、胎児の複合汚染の中で、将来の世代のために化学物質の問題の対策は立てておかなければならない。さらに現在を生きる人たちの次世代に対する責任と義務であると言っております。

そこで教育長に伺います。学校給食を通して子供の食を預かる者として、食品添加物や残留農薬の基準の緩和を米国政府が要望していることについての感想をお聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 食品の安全について、まさに議員のおっしゃるとおりだというふうに私は思います。食の安全を企業の論理のために緩めるといふようなことをされては大変困

る問題で、これはまさに命の問題でございますから、そのようなことであってはならないと思います。ただ、一つ、私ども学校給食に関して言うならば、県には学校給食会という団体がございまして、私どもが学校で使用する食材のかなりのパーセントをそこから取り寄せております。ここは例のギョーザ問題等でもすぐに追跡調査を行っておりますし、また平常抽出調査を行っております。そういうことで、いわゆる残留農薬を初めとした、そういった添加物とかそのような問題については非常に安全性が高いと。一般に市中に出回る前の厳しいチェックがなされているということで、安全材料の一つじゃないかと、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） ことしの春、千葉県と長崎県の高등학교の入学式で、入学金未納のため入学式の出席を拒否された生徒がいることが報道されております。日本における高校進学率は2007年度で97.7%とあり、実質義務教育化しております。高教組の調査によれば、授業料未納者の割合は全日制で5.7%、定時制で22.4%に達しているという調査があります。親の学歴、経済的地位と子供の学歴、経済的地位に強い相関関係があると言われております。

イギリスサッチャーとアメリカレーガン以来の市場原理主義、小さな政府というフリードマン理論が破綻し、2008年9月リーマンショックが起き、アメリカの金融危機は経済危機へ、実態経済に波及し、世界恐慌へ突入しようとしております。日本においても既に派遣労働者の解雇が始まる雇用不安が発生しております。

このような中で、大学においては既に多くの大学が、履修届前に授業料納入の原則を崩しております。例えば分納の場合は、前期授業料は前期修了までに、後期授業料は後期修了までに等の対策を実施しているところがあります。また、多くの奨学金制度を大学単独で実施しているところもあります。そして、ある大学では一定年収以下の家庭の学生には、授業料免除の大学まで出ていると報道されております。義務教育化している高校において、授業料未納者や経済的理由による退学者の増加も見込まれる状態になってきました。多くの資格試験において、高校卒業は必須条件であります。知識経済のもとでのインフラ投資は教育であるとも言われております。

そこで町長に伺います。経済的理由での高校退学者を出さないためにも、支援制度を創設する必要があると思いますが、町長の考えを伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

高校生に対する支援制度の創設についてというご質問ですが、高校につきましては静岡県の教育育英資金制度及び奨学金があります。それから、もう一つは授業料免除の制度でございます。授業料は年額約12万円、これは災害であるとかあるいは生活保護を受給していること等が条件となります。それから、教育資金が月額1万8,000円、奨学金も同額であります。ご承知のとおり、本町の場合は通学費で消えてしまう場合もあります。町支援の利子補給制度はありますが、もっとよい対応制度ができれば希望者もあるのではないかと想像するところであります。

しかし、日本育英会が奨学金未返還者が多く、2,000億円近い赤字を出して機構を変えた事例があり、そういったことから慎重に検討しなければならないというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 時間も迫ってきましたので、教育長に伺います。

社会福祉協議会の事務局が武道館へ入っております。その社会福祉協議会の事務局が武道館へ入ることによって、今まで武道館を使用していた団体の活動に支障を来してはいないかどうかについて伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） このことについては事務局長から説明させたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 武道館使用についてですが、本年度武道館を福祉対応事業ということで改修を6月にいたしました。武道館の使用団体にはご理解をいただき、進めさせていただいております。10月より武道館に社会福祉協議会が入居し、事務事業を始めているところであります。施設として限られた中で、使用団体とは話し合いにより支障のないよう進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 次に、町長に伺います。

社会福祉協議会が武道館に事務局が入ることによって、社会福祉協議会の活動が十分保障され、支障を来していないかどうかについてお答え願います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この武道館の社会福祉協議会の使用については、今、教育委員会の事務局長が答弁したとおりであります。社会福祉協議会は公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民主体の理念のもと、だれでもが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする団体で、老人会クラブ連合会、母子福祉会、手をつなぐ育成会、身体障害者福祉会あるいは子供会等の福祉団体に対する助成事業や、心配事相談所の開設、高齢者生活相談事業及び募金活動などの事業を行っております。

ことしの9月まで社会福祉協議会の事務所は元県の保養所を町が払い下げを受け、昭和54年7月に開所した社会福祉センター内に設置し、業務を行ってまいりましたが、建物が築後44年経過し、老朽化はもとより耐震性もなく、またセンターの利用頻度からも手詰まりとなり、既存の公共施設の利用も含め検討し、南伊豆町武道館を一部改修し、10月から事務所、会議室等として利用し、社会福祉協議会の業務を行っております。各種福祉団体からは耐震性のある広々とした建物、段差の解消された階に設けられた会議室や駐車場の広さなど、従前の施設と比較し、好意的なご意見も伺っておるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 時間も迫ってきましたので、最後に町長に伺います。

次期町長選挙も半年を切っています。私、町長と同じ地元の議員として、町長にぜひ次期町長選挙に立候補するかどうかを、最後に伺いたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

私は来年の5月14日をもって任期を迎えます。今、合併問題を初めとして共立湊病院の建て替え問題、そしてまた公共施設の耐震化、さらには幼保一元化等課題が山積をしております。そして、そんな中でこれらの諸事業の実現、目的達成に向けて今取り組んでいるさなかであります。言いかえれば道半ばであります。そして、これらの各事業各般わたって、これらを実現することが私に課せられた使命であるというふうに思っております。そして、これをやり遂げることが私の責任であるというふうに、私は強く感じております。したがって、今後これらの諸事業を進めて、そしてまちづくりを進めるために、私は政治生命をかけて、そしてこの町のかじ取り役として、来期も町民の皆さんのご支援をいただいて、そして頑張っ
てまいりたいというふうに思っております。

以上、私の心境です。よろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 以上で時間も来ましたので、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） ここで、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

漆 田 修 君

議長（渡邊嘉郎君） 8番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 通告書に従いまして、1市3町の自治体合併について質問をさせていただきます。

先ほど同僚議員が一部、私の通告の要旨の1番目、平成の大合併の現状と評価に対して町

長の見解はいかがかということで質問しておりますが、実は全国町村会が、皆さんご存じのとおり定額一時給付金に対して要するに所得制限を設けないと。それを小さな市町を代弁して全国にも発信したという、その全国町村会であります、そこが平成19年4月から平成20年3月まで、1年間をかけて各地ランダムに合併をした市町とそうでない市町のヒアリングをしたと。そのレポートがことしの10月に一つの小冊子として各市町に配付されたと。その現状と評価に対して、町長は先ほどは、事例を念頭に置きつつ、今合併協議会も進展中でありますので、その協議を進めていくという答弁でありましたけれども、実際は、さらに竹河さんより深く追求して、1つ目については質問をしたいと思っております。

確かにそのレポートには合併の詳細、メリットである、それからデメリットであると、2面について報告されておりますが、一番大きな課題と言われておりますのは、合併をした町村においては財政計画との大幅な乖離が見られるということですね。それは要約しますと、財政計画と地方交付税との算定金額、それに非常に大きな隔たりがあったということです。これは、財政当局はもうもちろんご承知のとおりであります、平成16年の財政ショック、これは地方交付税の突発的な削減と、あわせて財特債も削減されたと。非常に各市町においては財政計画が不透明、非常に立てにくい状況が急に来ってしまったというような体験が、実はあったんですね。

そういうことからして、1つ目は財政計画との大幅な乖離の問題が1点であります。

2つ目は、実際に規模が大きくなったために、行政と住民との意識関係の希薄化、これがなされたということが、2つ目として指摘されております。近くの合併した町村の事例を見ますと、伊豆市とか浜松はもちろんそうではありますが、前に私どもが視察に訪れました。そういうところを見ますと、そういう希薄化の問題が顕著であります。それに対して、例えば具体的にどうするか、そういうような問題をあわせて、実は町長は合併法定協議会の1号委員でありますから、私どもは議会代表の3号委員、ですからこの問題1から4について、答弁書なしでがっぷり四つになった議論を展開させていただければと思っております。

先ほどの1番目の同僚議員の質問に対する答弁では、私はちょっと不服なんです。なぜかと言いますと、それを念頭に置きつつ合併協議の進展に臨んでいきたいと。そうすると念頭に置くのは何か、そして課題は何か、問題点は何か、それに対する対応は何であるか、実はそこまで踏み込んで答弁をいただきたいと思っております。

町長の個人的な見解で結構です。それが間違っているかどうかは結構でございます。先ほど重大な決意をこの答弁席の場でされましたから、当然そういうことは腹に持っておいで

ことと思いますので、その辺の見解をちょっと、1番目の私の評価と現状に対する見解をできる範囲で結構ですので、ご答弁を賜りたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この合併問題は、議員も協議会のメンバーとして、一緒になって今協議を進めていただいておりますけれども、そんな中でさきのいわゆる旧法による合併した全国の、この報告書の中では17の自治体についての報告がなされております。そして、その内訳というのはいわゆる合併をした9の自治体、それからしなかった8の自治体の、それぞれの首長あるいは事務担当者等にヒアリングを行ってまとめられたのが、あの報告書であります。

私もあの報告書を見ました。そして、いろいろ指摘されておる事項等、やはり思い当たる節が多々あります。私が先ほど申し上げたことは、やはり我々が今取り組んでいる合併というのは、旧法による合併が我が町としては実らず、今新法によってこの枠組みの中で取り組んでいるということでもありますから、やはり時間がたつにつれ、その検証が全国的になされたわけであります。さらに年数がたつに従って、この合併というのはいい悪いのいわゆるメリット、デメリットの部分というのがはっきりしてくるんじゃないかというふうに思います。

そして、そこで我々が今取り組んでいる合併協議会の中で、この合併協議をする中では、我々はやはりそういった過去の事例を真摯に受けとめながら、これを進めるべきではないかなという思いがしております。それが私が先ほど答弁した意味であります。ですから、今各協議会では項目に従って協議を進めておりますけれども、やはりそこでは今まで我々が合併についてまだまだ理解できなかった面、あるいは未知の部分等も、既に合併した自治体の例によって示されてきておりますので、それを頭に入れながら私は取り組んでいきたいという意味のことを申し上げました。それが私の気持ちです。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） よく理解いたしました。一応今のご答弁を賜りますと、このレポートについてはよく精読されたという解釈を持ちました。そういう解釈でよろしくお願いします。

確かに、地域再生ということは非常に経済、社会がグローバル化している中で、例えば行政と住民、そして住民同士の関係、そこには当然地域に対する責任感というものもありまし

ようし、それから、個別の地域の特性にのっとった愛着心であるとか、そういったものが当然背景としてあるわけでありますが、そういったことを踏まえて、実は先に議論を進めていきたいと思いますが、一応通告の要旨の中には、地方交付税のあり方への認識と理解というような、そういった問いかけをしておりますので、地方交付税というのは、先ほどの質問者も言いましたが、地方分権の受け皿としての実際の評価の問題であるとか、それからあと全体的な広域化に対する対応、それに対する誤解が実は2点あったということ为先ほど言いましたね。

その第1点目は、確かに地域自治体の拡大に連れて自治能力が比例するかというと、必ずしもそうじゃないですね。例えば下田を含めた3町、4倍になるわけですね。それが自治能力が4倍になるかということ、そうじゃありませんね。当然それにかかわる職員の資質の問題もありましょうし、それから住民との関係もありますのでね。そういう誤解が、実は一つには背景としてあるということです。先ほどそれは説明まではなく、同僚議員が出さなかったんですが、もう一つの問題は、当然日常生活の生活圏域が拡大いたしますと、結果的に広がるわけですから、地形的にも全体のキャパシティも大きくなります。ですから、それに対する広域化の対応、これは基礎自治体独立の原則、これは私、前の議会でも申し上げたんですが、独立の原則というものがございます。現在、広域行政として一部組合で広域行政をしておりますが、それが1つの自治体ですべてが賄い切れる自治体規模は、交付税の算定基準の単位指標の算定希望額の自治体であります、20万人規模の市町村だと位置づけられます。ですから、大きくなればなるほど、1つの市町の中でそういう広域行政は図られるべきだという1つの誤った誤解、それが2点目であります。

そういったことを背景にして、例えば広域行政に対する認識の甘さから、そういったニーズの拡大に対するものが直接ストレートに合併と直結して、合併に行ってしまったという大きな誤りがあったということ、このレポートの中でも指摘しております。

そこで、その中で地域の財源の行財政運用能力イコール財政力という考え方がございませぬけれども、その中で当然財政調整機能であるとか財政の運用機能であるとか、こういったものが地方交付税等であるという解釈になりますけれども、それに対して町長は合併を前提とした地方交付税あり方への考え方、それをちょっと、基本的な考え方をお聞かせいただけますか。ちょっと筋がつかないんですが、自分の考えで結構です。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、漆田議員から質問されたことに対する私の答弁が的確かどうか、ちょっと不安ですけども。いわゆる地方交付税にあっては、5年間は従来の交付税をある意味保障しましょうと、する自治体を。そして、残り5年で激変緩和で、10年間でこれを切るという今度の合併の、いわゆる国の考え方だと思っんです。

そこで今、地方交付税を我々が考えてみますと、今国においていろいろ議論されておる中で、かつての三位一体の改革によって、地方交付税の5兆円とも言われる減額、これが実施されたわけですけども。そしてその後、やはり地方の声が、我々も全国の町長会を通じて要望してきておりますけれども、地方からのいろいろな意味でのいわゆる地方格差の問題、これらの声が上がっていき、国でも交付税を初めとして各それぞれの自治体、特に地方への配慮というものが今見直されてきているというふうに、私は認識しております。

ですので、我が町にあっては、今特に地方交付税を、かつて我々が合併問題を検討し考えてきた、年数にすればわずかまだ2年あるいは3年前ですけども、よりも交付税はそれほど我々が思ったほどの減らされ方は、現実のところしてきておりません。これは現実であります。がしかし、やはり全体の中で国はそういった三位一体の改革といういわゆる大改革を行って、そして国の財源を何とかしてということの中でのこれは政策でしたので、このことがそのまま好転するという、私は言葉がいいか悪いかですけども、そういうことは近い将来は恐らくないではないかと。であれば、我々はやはり町の主要財源である地方交付税のまず将来見通しを立てた中で、そして町税であるとかいわゆる財源見通し、これをした中で、前から申し上げております町財政を考えたときに、やはり交付税についてはまだまだそういう厳しい状況下にあるということ、まず頭に置かなければならないという認識であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 現実の交付税の検討の期間の推移ですね。ここ平成16年からの財政ショック以降大幅に減るだろうと予測を立てたんですが、意外と減らなかった。三位一体の改革、これは私6月議会でしたか、その前の議会でもちょっと申し上げたんですが、財政調整機能に地方交付税そのものを特化しようという議論は、特に財務室長あたりを中心に話がどんどん進んできているということは事実ですよ。これは町長も承知していると思うんですがね。その中で、実は財政力というのはイコール課税力ではないということ、私はさきに

申し上げました。財政力とは一般的に課税力と、それから一自治体の中の財政需要がいかに高いか低いかというの、実は2つの総和で実は財政力と言っているわけですから。

ですから、今回この次の問題になります地域自治組織の建設事業費の財源配分のところでも私は申し上げるつもりですが、こういった財政需要をいかに低く抑えるかということは、このレポートで言うところの地域の住民会などと共同社会の創生、それとも実は非常に密接に関係をしているということを思います。

そこで、地方交付税のあり方、単純に私はこういう単純な質問をしたんですが、そういった2つの機能を持ったものが、実は財政力であると。それを補うものとして財政の調整、自治体間の調整機能とあわせて財源の保障機能ですね。ですから、あくまでも財政の行財政運営能力をはかる物差しではありませんよと。そういう認識と、町長の答弁の中で実は受けとめたんですが、それでいいですね。そういう認識でよろしいですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今私が答弁した中に、言葉が足りなかった部分ももちろんあったと思います。今、議員が言われた、いわゆる地方交付税というのは財源保障機能と調整機能を持っている。ですから、そこを我々はよく認識し見きわめながら、この交付税を将来推計もしながら財政力の問題を考えなければならないという認識は持っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） そういう答弁を実は欲しかったんですよ。非常に私は今、その答弁を伺いまして、心から喜んでおります。実は認識が甘いんだなということで。実はそれを踏襲して次の問題に行きたいと思います。

次の問題は、今、合併の第6回目、それから次の第7回目で一応継続審議となっております地域自治組織の問題に入らせていただきます。これは、ご承知のとおり地域自治組織というのは、一般的な学問的な面からちょっとお話しします。例えば地域に対する愛着心、そしてあわせて行政と住民、そして住民同士が地域に対する責任感を持って、住民自治の立場で地域経営に住民も参画して、よりよい自治体の創生を目指す。これが一般的であります、そのためには先ほど私が言いました、より手触り感のある範囲を持った行政、そういった視

点が第1点であります。

あわせて第2番目は、これはこの本にも書いてありますけれども、ご承知の方はただ単に聞いてわかると思うんですが、地域内の地方分権の問題点、その視点、これをあわせて地域固有の価値観の問題ですね。例えばこういう表現をすると、ちょっと理解されないと思うんですが、例えば漁師町がありますね。そうすると、その中では常に入会権を確保するために、そういう同一の意識を持って村人足に出るとか、そういった価値観というのは地域固有の価値観です。そういう視点、この3つの視点を持って、実は地域共同社会が創生されなければならない。

そうすると、しからば地域共同社会って何ですかと、そういう話になるんでありますが、地域の特性に応じた生きる力であるとか、そういったものを生きるすべを養い、かつそれをたくわえる、こういったものが地域再生には必要でありますね。ですから、それを実践する場が地域共同社会だと思うんです。では、しからば地域共同社会を創生するためには、先ほど私が言いました3つの視点、そしてそれを援用する手法として、実は地域自治組織と、それから地域を見る目が必要だと。そういうところに全体としては地域組織というものが位置づけられているのであります。

それに対しまして、当然町長は1号委員ですから、首長間の特別な、法定協議会とは別な会合をされていると思うんです。その中において、地域自治組織はどうするかという話が当然出てくると思うんです。俎上に上がると思います。実は9月4日を思い出してもらいたいですよ。南伊豆町の法定協議会の会場が、南伊豆町の中央公民館でした。その前に一度県の支援局長が各首長を招聘して非公式に、第1回目の法定協議会の協定項目では、地域自治組織を採用するかどうか視野に入れて、議論として俎上に上げますという表現だったんですが、もう9月4日の会合ではこれがしたいよということで、話があったというぐあいに、そういうことを聞きましたね。それはオフレコで、議長も議員の方もそれは聞いていると思います。ですから、そういうのは国・県の指導による、これは合併推進の一つの策だというとらえ方をされても仕方がない出来事だったと思います。ですから、そういう重要な地域自治組織というものを、まず町長はそのときどう思われたか。

そして、2点目として、地域自治組織は先ほど私が申し上げたような体系的な中に位置づけられる地域組織でいいのかどうか。それは町長自身のお考えもあると思いますよ。結構なんです、そのお考えはどうなのか。その2点についてちょっとお答えを賜りたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この地域自治組織が、協議会の中でいろいろ協議項目として上がって、協議に入っております。そこで今、漆田議員の言われた我々1市3町のそれぞれの首長の会議の中で、県も入ったの、この組織を首長間としてあげる段階での今ご質問です。このことは、私は町の合併推進委員会の中でも申し上げましたし、漆田議員はご承知のはずであります。あえて今日はこの議会の場でそれを、私の口から聞きたいということではないかと思えます。

このことは、そもそもはいわゆる1市3町の合併をすると。今まで例えばそれぞれの市町で地区や部落から要望が上がってきた、あそこを直してくれ、どこの水路を直してくれ、農道を直してくれ、そういったいわゆる要望的なことが、どうしても大きな市になると手薄になるんじゃないかと、行き届かなくなるんじゃないかと。そして、合併によってそうなったということでは困るということで、それぞれの市や町のそういった、いわゆる我が町でいうと区から上がってくる細かい要望であるとかそういうことに対して、せめてそれぞれの従来の単位の市町で対応できるように、額でいえば数千万円程度の額を充てて、そして当分そういった面倒を見ることが、合併によって住民の不安をなくすということの一つではないかという意見が出たわけです。

そしてそこで、それならいいでしょうと。そういうことであれば、やはり我々はそういう細かいことまでなかなか、新しい市になると予算配分も難しくなってくるということも想定できますから、であればよかないかという首長間ではそういう意見がほとんどでした。そこがそもそものスタートであります。そしてその後、この自治組織を立ち上げて、そしてじゃ、この予算配分をどうするかということに、いよいよ本論に入っていったわけです。そこで、それぞれから上がってくる要望について、予算配分するにはやはりその町の財政的な基金の問題、それから借金の問題、こういったことが当然のことのように出てきたわけです。そして財調であるとか起債の問題、こういったことをやはり念頭に入れながらそれを検討すべきではないかという、自治組織のあり方の本論に入ってきたわけですね。それが今の協議会の項目の中で出てきております。

ですから、そもそもは我々はもっとそういう大きい問題ももちろん考えなければならない、いわゆる投資的経費の市町の共通公共事業、あるいはそれぞれの固有の公共事業、こういった問題もあります。ですから、それらをどういう分け方をしてどういう予算配分をしていく

のかということ、非常にこれは難しい問題でありますけれども、これを余りこういった問題でこだわって議論していくと、結局は旧法によって合併に至らなかったという経緯があるわけですね、我が町の例をとると。我々は、ですからそのことも考えながら、どこまでこれを、じゃ、取り上げながらやったらいいかなという思いはしてきておりました。しかしこれは協議会の場で議論すべきことであって、私は最初から漆田議員もご承知のとおり言ってきました。この自治組織は当然のことながら協議会の場で上がってきて、そしてそこでスタートとして議論すべき問題ではないかということをお私、言ってきました。それはご承知のとおりです。ですから、そういう思いで私は今取り組んできているということはおご理解いただきたいという思いであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 町長ご自身も1号委員、私も3号委員ということで、この地域自治組織については、それから財政調整の管理会議ですね、これはもう非常に熟知されていることでありまして、どこに問題点があり、そしてそれがクリアされる、総論は賛成なんですよね。各論になりますと自治体間の綱引き関係が始まりますよね。下田対例えば河津・松崎連合の綱引きというような形が実態だろうと思うんですけども。これは確かに円滑に実をとるためには、非常に相当な努力が私は必要だと思えます。確かに先ほど答弁でおっしゃいましたとおり、いろいろな方式があります。ドイツ方式とかカナダ方式、それから今事務局より同時にする下田・南伊豆方式という、模索しておりますが、いずれの計算式を採用するにしても、下田には全く実がならないという結果になることになっているんですね。ですから、最終的にどうなるかちょっとわかりませんが、非常に大きな問題であろうかと思えます。

これはもうこれ以上やると法定協議会の場の議論になりますので、私は町長の認識を伺うというところで満足しておりますので、これはこの辺で終わります。あと二、三分しかありませんので。

4番目の合併協議の進展上の問題と考え方。

これは実は町長、あなたは先ほど非常に大きな発言をされましたね。重要な発言をされましたね。ですから、それとの関連なんですよ。ちょっと内容を変えます。実は、合併の後始末をするために出馬をするのか、当然大きな自治組織の問題もあったり電算の問題もあったりして、非常に先行き不透明でありますけれども、万が一を想定して、継続して改めて出馬

するよという表明を先ほどこでされましたね。それとの関係であります、実は進展上の問題点、それを含めて自分の考え方、ちょっと難しかったらいいですよ、支障があるならいいです。いいんですけれども、こっちで逆に類推してお話ししましょうか。

それでは、実は私が今申し上げました2つの側面で、実はその対応は分かれるかと思えます。これはここにいる議員もすべて同じ考え方だと思いますけれども、例えば不透明で非常に難しい。どうしても自立の道を選択しなきゃならないような事態に陥ったと、それを想定して例えば、あわせて向こう4年間、来年の6月以降の向こう4年間行政の執行に当たるということを想定するケースが1つ。それからあと、例えば3月にすべての項目が確認されて、6月に協定を結ぶ、そうしますと平成23年の総務省の協定書の届け出がありますね。その後始末をするための町政執行であるという側面、これが2つですね。これについてはあえてここで言わなくて結構です。この議会がどうなるかちょっとわかりませんので、それは言わなくて結構です。一応そういう2つの側面を想定しているということですね、先ほどの町長の重大発言は。いいですね。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今漆田議員の言われていることは、私も理解しております。それで、今たまたまというか合併問題に取り組んでいるさなかであります。私が先ほど申し上げた、いわゆる私の気持ちを答弁として申し上げたのは、来期4年間を引き続き南伊豆町のかじ取り役として頑張りたいという意味のことを申し上げました。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

〔8番 漆田 修君登壇〕

8番（漆田 修君） 時間が来ましたので、私はこれで一般質問は終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君の質問を終わります。

横 嶋 隆 二 君

議長（渡邊嘉郎君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） それでは、通告に従って質問を行います。

お昼まで1時間ないので、共立湊病院の改革推進委員会の答申と共立湊病院のあり方について質問を行います。まず、今私たちが置かれている今日的な行政について確認をちょっとしておきたいと思いますが、この9月の議会が始まる直前に総理大臣が突然辞任をして、新しい総理大臣が9月議会終わって10月に誕生すると。約2カ月たった現状では、その間にリーマンショックから端を発した資本主義の危機とも言える世界同時不況が襲って、この先どのようになるか分からないと。国内でも年末に至って非正規雇用の解雇など、国民生活の足元が崩されることはとどまりを知らないという状態、そうした中で、新しく誕生した政権が2カ月目にして、はや支持率は20%そこそこという政権末期の状態です。

一般質問で2人の議員が質問されましたが、これまでの国のとってきた流れに対して、私たちが地域住民の生活を、国の政治あるいは県の政策からもしっかり見据えて守るという点で、ますます役割が大きくなっていると。この流れをしっかりと見きわめて、そして自分たちがどうあるべきか、自分たちの生活を守っていくために何が必要かということを考えていく、そういう時期に差しかかった歴史的に極めて重要な時期にあるというふうに、その点を確認したいと思います。

さて、共立湊病院の問題については、さきの11月21日に第三者委員会による答申が出ました。3回にわたる委員会が開催されました。この経過は、共立湊病院組合の管理者である町長はもちろんのこと、私も2年間共立湊病院組合の議会議長を務め、今も委員になって、しかも建設検討委員会の委員として、南伊豆から出ている1人の議員として大きな責任と役割を持っておりました。そうした観点から、この過疎地の医療をどのように守るかという点での答申であります。答申についてお聞きをしたいと思います。

町民の皆さんには、この答申の冊子はすべて配るわけにはいきませんので、仔細にわたったものというのは、いずれは配っていただきたいというふうに思っておりますが、新聞の報道によって場所の問題が大きく取りざたされて、そしてある意味では動揺していると、そういうことも聞かれます。そのため、町長に対してまず答申が6つの柱からなっております。その柱について簡単に説明をしていただきたい。

それはこの答申が、項目でいうと1つ目が共立湊が担っている地域医療。2つ目として医療機関の連携強化と医師確保。3つ目に地域中核病院としての機能と（1）の救急医療、2番目の病院機能、4つ目の共立湊病院の建設地、建設方式、5つ目の跡地利用、6つ目の経

営形態ですが、それぞれの項目のポイント、そして全体について説明をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、今回のこの共立湊病院の将来へ向けての経営のあり方等、3つの項目について我々は今回この委員会に諮問しました。新病院の建設について、それから救急医療について、それからその他必要事項についてという、大きく3つの項目であります。そして、それらについて委員会において検討していただいて、その結果として出されたのが、去る11月21日の3回目の委員会であります。その内容というのは、新病院の建設の場所であるとかあるいは規模等、我々の諮問によってそういった面での内容の答申が出されております。それが今、横嶋議員が言われた各項目にわたってであります。

このことは、我々としては今病院の一部事務組合の議会、それから我々5町の一部事務組合の首長で構成する運営会議等に諮りまして、そして今後のこの答申に沿った進め方を考えていきたいというふうに思っております。そういう中で、今、議員が申されたように住民への周知ということですが、これはまだ病院でのそういった議会あるいは我々首長の運営会議等も開催しておりませんので、ただ答申が出たという今段階ですので、近々にご回答も予定しておりますので、それが終わった時点でやはり確認され、そして大筋で合意が得られるということでない、まだ町民あるいはその他皆さんへの周知というのはできないと思っておりますし、その段階を踏んでいって考えていきたいというふうに思っております。

そこで、今言われた项目的なことを言われました。救急医療、それから病床数、それから移転の問題、これらについては内容的に非常に細かくなりますので、細部にわたってはできません、要は基本的な考え方としては、今まで議論されてきた一番の問題は、場所の問題ですね。それと財政的な問題があるわけですが、これについてまず基本的にそれぞれの構成する市町、病院の議会が合意が得られなければ前へ進まないわけですので、まずそこを皆さんに理解をしていただくということからですので、細部にわたってはその後我々としては協議をしながら詰めていくことになると思っておりますので、今日のところはそういうことでひとつご理解いただきたいというふうに思います。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 私はまず、答申の内容をいわゆる深く正確に理解をすると。3回会議がやられた、その中身についても重く受けとめたいというふうに思うんです。記者会見で座長の長会長は、この答申の最大のポイントについて、場所はそれほど重要な問題でないと。僻地の医療をどのようにしたら守れるかということが最大のポイントだと。命を守る、あるいは生める・育てる町としてこの地域が、南伊豆だけではなくて伊豆半島南部の地域が存続できるために、この病院の存続が絶対必要だと。しかもそれは箱ではなくて、どのくらいの医師を用意できるかであると。そして、その点で今までの病院の運営と、そして契約のあり方、現在の委託している地域医療振興協会が委託している病院のあり方についても、検討委員会の改革推進委員会の中では厳しく指摘をされたというふうに思いますが、その点町長はどのように受けとめておりますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今申し上げたこと、そして今、議員が言われるように、今委託している協会との契約の関係、もちろんこれは指定管理者制度に基づく契約ですので、これもやはり検討しなければならない。要は今言われたようにこの地域医療、いわゆる中核病院としていかに住民に安心して、頼れる病院として存続できるかということではないかと思っておりますので、そういった答申の内容を踏まえて、先ほど申し上げた場所の問題、それから財政的な問題、そしてまた管理・委託の問題、こういうことを含めて、予定では今月の13日を予定しておりますけれども、病院議会、全員協議会に諮りながら進めていきたいということであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 今後のことはいずれにしても、改めて町民の皆さんもまだ知らないもので、答申と改革推進委員会の中身について深めたいというふうに思うんですが、長氏がその答申のポイントとして医師の確保が重要だという点は、答申の2つ目の項目の医療機関の連携強化と医師確保、これは賀茂の医師会、開業医との連携、そして夜間救急の地元医師会との協力、そして外科などの充実ですね。二次救急の充実で、24時間対応できる病院づくり。

今、多くの賀茂の町民、南伊豆の町民もそうですが、共立はもとよりちょっと大きな病院

になるともうすぐ天城峠を越していかなければならない。峠を越して看病に通っている家族もたくさんいらっしゃる。そういう事態が極力ないような病院をつくるべきだとおっしゃられたのが、改革推進委員会の委員の皆さんの意見総意ではなかったかというふうに思います。

そして、その契約について、今まで担ってきた地域医療振興協会と湊病院組合との契約では、減価償却費、これが当初の5年間は全くなしで、途中からそれに見合うあるいは一部をとということで5,000万円の負担を組合からお願いをします。ことしの2月に至っては、それを3,000万円に引き下げる。そして新しい病院を下田に移転をしなければ、我々は撤退すると。公益法人である地域医療振興協会はこれをやったわけですが、答申は、指定管理者との関係、運営の形態に関して、減価償却費は全額徴収することは絶対条件である。

今、湊病院組合には預金と借金が同額だから、お金がないということになる。指定管理者のほうには純資産の部で約10億円、決算書から推定すれば17億円ぐらいの留保資金がある。これは我々が病院組合でも指摘をして、この議会でも出した、公益法人である共立湊病院がやってきた10年間の実績であります。アンバランスの原因は家賃が異常に安いというか、みなし償却ということが原因で、これは当期末処分利益が約10億円ということ、みなし寄附というのが約4億円、プラス本部上納金等々みなし償却、これが原因しているということであります。原価償却あるいは家賃というものは、いかなる病院事業でも全額負担すべきことが当然で、これまでの指定管理契約は不適切であったということが指摘をされています。これは第3回の委員会の会議録であります。

これに関して記者会見で、長氏は、過去において地域医療振興協会がこの10年間で最低17億円資金をプールしたという事実、今期は赤字だと言っているが、出された資料で見ると20年3月期8,000万円の利益が出ていて、一方で組合のほうは6,000万円の赤字だと。老健施設は80床で4,000万円、お金をためてにこにこしているのではなくて、医師確保のためにお金を使ってくれておれば、医師はこれまでも十分集められたはずである。医師が集められれば、医師1人で年間1億円以上の収入があり、よい循環が始まっていたはずであると。ここまで言及をしております。これは第1回の会議の冒頭から、このことを指摘されておりました。

長氏は旧自治省も入った総務省の公立病院改革懇談会のアドバイザーであり、総務省と密接に連携をとって病院改革に臨んでいると。単に公立病院民営化ということではなくて、過疎地域をどのようにやったら医療を確保できるか、そういう観点でお話をされていましたが、町長、この点、これまで管理者であっても、また議会からも町議会だけではなく病院議会でも、指定管理の契約の異常さについてこれほど明確に問いただされたことはなかったという

ふうに思いますが、この点、どのように受けとめていますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、この共立湊病院を地域医療振興協会に委託をして、そして経営をしていただいているという中で、先ほど言われた1つには減価償却費の問題があります。細かい額まで今、議員が申されましたけれども、こういったことも含めて答申内容に沿って進めるということが、まず基本的にいいのか悪いのか、これはやはり病院議会が決めることであり、我々の構成する市町のトップの運営会議でもそうでありますし、まず私はそういう順を追って進めていきたいというふうに基本的に考えております。

ですから、我々が今まで要求してきた減価償却費あるいはその他協会とのいろいろな議論してきた、問題解決しなければならない項目が幾つかありますけれども、例えば指摘された医師の確保の問題であるとか、そういったことも含めてこれらすべて答申書の内容でありますので、私は前から言うておるように、これほどの日本を代表するそれぞれの方々の出してくれた答申でありますから、これを尊重してそして進めるということを、まず基本的に議会に諮ってそして運営会議に諮って決めていただいて、それから細かいそういった点に入っていきたいというふうに思っております。

今、横嶋議員が申されたような内容についても、私ももちろん考えておりますし、今後そういうことで進まなければなりません。ただ、今日は議会の場でこういった内容を公にしたいということではないかと思っておりますので、その点は私も理解しますけれども、私の考えとしては基本的にそういうことでありますので、またそれはそれとして、この議会でもあるいは病院議会でも、内容についてはっきり細かいことまで説明できる時期が来れば、私は説明をすべきであるというふうに認識をしておりますので、そういうことでひとつご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） そういうことを確認しながら質問を続けますが、長氏が指摘した中で、長氏というか会長ですね、経営形態の問題での答申の内容は、医療の受託に関しては公募を前提とするということでありまして。幾つか条件がついてありますが、その項ごといわゆ

る指定管理者のあり方についての会議録、これは第2回目の指摘ですが、先ほど私が質問の中で言及した2月6日、共立湊病院の運営会議で減価償却あるいは決めた契約の問題で撤退を表明しました。地域医療振興協会は、理事会の決定によって撤退を表明したということを再三表明しているということは、公益法人としてはかなり問題であると。利益がなくなったからという理由で、撤退を理事会が承認したんだと思いますけれども、地域医療振興協会の定款目的からしてかなり問題であると。

もう一つ、そこに雇用の問題についても、社団法人になるのであれば、本来の目的に反するようなことをしているのであれば、非課税法人であるということは私は認められないではないかということも警告をしておく。弱い立場にあるこの南伊豆町とか下田市に対して、軽々しく撤退を表明するということはおかしいということも言及をしているのであります。

この撤退の問題に関しては、いわゆる従業員、職員に対して雇用の関係でも説明がないと。この問題も非常に重視をしております。この点については、繰り返しになりますが、町長はどのように受けとめているか。これまでも撤退の問題に関して議会でも質問を行ってまいりましたが、そして撤退に関しては南伊豆町議会の地域医療問題調査特別委員会、ここで理事会で撤退の問題を確認したということに対して、質問書を出しました。この回答は、全くないと。やったということは確認できないと、こういうことがやられたという、いわゆる信頼関係の問題で、やはり非常に重大な問題が残されているというふうに思います。

私は公益法人の理事会でもし虚偽の実態があれば非常に重大だし、こうした問題をいずれかの議会で百条調査を含めた真相を究明する、こういうことも必要ではないかというふうに考えておりますが、町長はこうした信頼関係、撤退の問題についてどのように認識をしているかお答えしていただけますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この撤退発言については文書をもって、あるいは公表上もそうですけれども、事実確認がある意味ではなされていないと思います。そういう中で、やはりまだそのことについて我々がここで、管理者としてどうこうは言えないと思います。

ただ、私はいつも院長にも言っておりますけれども、共立湊病院がやはり我々委託する側と受託する側、組合と協会側が相互信頼のもとに病院経営は進めてもらいたいと。そして、地域の住民から信頼される病院であってほしいということは、もう何回となく院長には言っ

てきております。ですから、相互信頼のもとに今後も協会に委託するとなれば、病院経営はお願いしなければならないと。それに思いをいたすときに、やはり今言った撤退の問題等も、やがてはあるいははっきりさせることができるのかできないのか、それはわかりませんが、とにかくお互いが信頼のもとに病院を、我々は経営をお願いし、そして協会は運営をしていただくということではないかと思っておりますので、そういった私は考え方のもとに、管理者としてこの病院問題は進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） 今回の現指定管理者の地域医療振興協会との指定期限は、23年3月ですね。この答申では、7ページにその後の指定管理については再公募となると。現在の協会については、積極的に継続して医療を担ってほしいと願うものであるが、と。これは再公募に応募する地域医療振興協会ありきではないと。その点で、今、町長は答弁されましたけれども、信頼関係の問題、その点は、1つはこれまで話した契約の問題あるいは撤退の問題あります。先ほど出した雇用の問題では、説明の4ページに、これは23年3月が過ぎれば法的にも再公募が必要だと。場合によると1年以内に撤退が公式の場でされていると。雇用関係がどうなるかについて、指定管理者が明確にしていないのが問題であります。こういうふうを書いて述べられたんですね、第3回の会議で。

それが先ほど言ったことですが、この雇用の問題に関しては、今1件不当解雇の問題が裁判にかかっております。私も11月の末と12月上旬に、中1週間で最初の尋問調書ができていない段階で、2回目の原告側の証人尋問調書ということで、病院側の証人尋問と原告側の証人尋問を傍聴してまいりました。非常に浮き彫りになったわけで、判決は年明けになるというふうに思いますが、そこでは、非常に重大な問題が明らかになってくるというふうに思います。原告側の証人尋問である不当解雇されたレントゲン技師の元部下で、真実の証言をするために病院を退職して、奥さんの実家の病院に再就職をして、その上で証人尋問に当たったということで、真実を述べられました。こういうこともしっかりと考慮、対象に入れて、この団体が湊の場で何をやってきたのかと、こういうことも見る必要があると。

もう一つは、町長、減価償却や契約の問題で話をしましたが、地域医療振興協会が10月1日から指定管理を受託した山梨県上野原市立病院の指定管理について、備品の取り扱いで、これは医療機器ですね、医療機器など減価償却費が計上されているものは、その費用を指定

管理者が負担すると、こういう契約を結ばれていると。これはこの我々共立湊病院組合との契約との撤退問題の経過を見れば、背信行為ではないかと、このように私は考えますが、こうした点、事実の確認も含めてお言葉があれば答えていただきたいと思うんですが。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 最後の今の質問の確認をもう一度させてください。

〔「山梨県の上野原市立病院との契約で、備品について減価償却費を負担している」と言う人あり〕

町長（鈴木史鶴哉君） この減価償却費の問題は、いわゆる病院の先般の委託した委員会でも議論されておりまして、全国の事例を見ると、もちろん全額経営者側に払われているという事例が聞きました。ですから、当然のことのように先ほど横嶋議員が言われるように、今回我々としてもそれは協会側に要求すべきだということにはなってくるわけですが、ですから、そういうことを含めて今言われたように、そういう事例があるとすればなおさらのこと、協会に対しては私は強く要求しなければと、要望じゃなくて要求しなければという姿勢であります。そういったことを含めて、こういったことが答申書の内容ですので、先ほど申し上げたように何度も申し上げますけれども、まず病院の議会へかけて答申内容に入っていくということが私が基本ではないかと思えます。ですから、そういうことでひとつ今日はご理解いただきたいというふうに思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 以上、共立湊病院の改革推進委員会の答申については、私自身も建設検討委員会に出てきた思いで、答申の中での、住民の皆さんに一番関心ある場所の問題について、第一の候補地として下田南高校の跡地が明記されたことに対しては、ある意味苦渋の思いがあります。しかしながら、この過疎地域の医療をどうやって守るのか。天城峠を越えなくても、たいていの医療をこの地域でやれる恒久的な医師の確保も含めた体制をどうするのかと。そして、財源も含めたこれまで苦渋でほぞをかむような思いをしていた契約の問題の中でも、その実態とあり方が、いみじくも地域医療振興協会の所轄の総務省の公営企業担当部門から、厳しく断罪されたというふうに言ってもいいと思えます。

その点はこれまで粘り強く交渉してきた管理者である鈴木町長に対しても、非常に大変な思いであったというふうに思うし、私は答申の中で100%ではないけれども95%、そして南

高の問題でも建物の建設費は医業収益の中でやれというものと、いわゆる土地が無償で提供されない限りこれはできない。こういう条件があるということ踏まえて、南伊豆町民を含め、賀茂地域の住民の医療を最大限保障していく、そのためにこれまであった指定管理の対象に関しては、単に改めるというそういうことではなくて、問いただしをしながら再考をしていくと。明らかに背信行為があったということもありますし、私も病院の管理者である院長に対する証人尋問を聞きましたが、管理統制能力がこの病院にあったのかと、これも公開裁判でありましたけれども、後々明らかにされると思います。証人尋問は、うそを言えば偽証罪に問われる非常に大事な場所でありますから。

そうした点で、私はこうしたことも踏まえて、今後の病院の医療を守っていくためにどうあるべきかという点で、場所を公立病院組合に移して首長とも会合が開かれますが、すべて町長、公開で住民の皆さんに運営会議も非公開でやられてきた、建設検討委員会も非公開でやられて、非情なことを突きつけられてきましたが、すべて公開でやって明々白日のもとに住民の医療を守る、その取り組みを進めていただきたいと最後に要求しますが、答弁をお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今後開かれる運営会議あるいは病院の全員協議会、これはすべて公開でやるべく今、私としてはそれぞれの首長あるいは関係者に了解を求めておりますので、そういうことで進めていく予定であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） ここで、1時まで昼食のため休憩といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

横嶋隆二君の残り時間を1時25分までとしますので、それによろしく頼みます。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） では質問を続けます。

ちょっと順番を逆にして、湯の花観光交流館とまちづくりについてであります。

行政報告の湯の花観光交流館の報告で、5ページ、特に農林水産物直売施設については施設の拡大と駐車場の整備により、従来以上に利用客の増加を見込んでいます。本町にはこれまでこうした核となる施設がなかったため、その効果に期待を寄せています。町民から観光客も含めたすべての方々の交流拠点として、町のシンボルとなることを目指しているというくだりがあります。これと関連して、これまで過去の議会のまちづくり特別委員会では、あそこの場所の活用について日常的に町民の地域循環の産業基盤となる、そういう取り組みをとということで主張してまいりました。具体的にこうした施設ができることによって、いわゆる観光の魅力の原点となる第一次産業、南伊豆は海あり山あり田んぼ、農地もあります。農林水産物の生産、そうした中での農産物生産と環境対策の基礎になる遊休農地の利用増進について、一層強化をすべきというふうに考えています。

今までもこうした点を主張してまいりましたが、南伊豆町には農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で、平成18年に定めをしております。先日回覧で遊休農地をなくそうということが出されていますが、いわゆる地主さんと農地の利用増進計画に基づいた農地のしっかりした把握と活用、利用者に対する情報提供を含めて、どういう対策が考えられているか、その点を答えていただけますか、取り組みについて簡単をお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの湯の花観光交流館で行われております直売所の農産物ですけれども、そういった中で遊休農地の利活用ということが今、横嶋議員から言われたわけでありまして。あそこへ出されている農産物というのは、地産地消ということで非情に利活用が高いわけでありましてけれども、今言われた遊休農地の利用増進という観点からも、なお一層この直売所でのそういった農産物の扱いというのは、我々が促進すべきではないかという考えで基本的にあります。

そこで、今、ご承知のように消費者の農産物に対する安全あるいは安心志向の高まりというのは高まって、生産者の販売の多様化の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結びつける問題として、先ほど申し上げました地産地消という期待が高まってきております。そういう中で、今のこの遊休農地の点でありますけれども、後ほどまた担当課長から説明させます

けれども、高齢化が進む中で、我々としても遊休農地については前から議会でもいろいろ指摘されておりますので、特に考えていかなければならないというふうに今思っておるところであります。

具体的な遊休農地の利活用については、担当課長から説明させます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 今、議員がおっしゃいました、まず第1点でございます湯の花観光交流館とまちづくりの中の、農産物生産と環境対策の基礎になる遊休農地の利用促進の強化ということでございますが、これはただいま町長も申し上げましたように、主に3点ばかりあるかと思えます。1番目が、農地を所有されている方が安心して貸せるという、農地法、農業経営基盤強化促進法に基づいて農地を貸して有効利用を図ると。俗にいうやみ耕作というか、つまり口頭で貸し借りをしまして、後から返してもらえないというトラブルも発生しておりますので、法に基づいて貸し借りをして、そして有効利用を図りたいと。

2点目が、今の遊休農地の利用増進という観点から言いますと、農産物の地産地消推進化という形が考えられます。

それから、3番目でございますけれども、先ほど町長も申されましたように湯の花観光交流館の販売施設におきまして、利用客を増加させる方策等々を模索しまして、有効活用を図ろうというような形になろうかと思えます。

その観光交流館の販売施設の利用客を増加させる方法や、販売施設に従事される方ですとか生産者、あるいは現在の湯の花の関係機関等々と今以上の品目の強化、それから鮮度の保持、それからお客様に対して魅力のある品物ぞろえ等々をするような形を進めていかなければいけないんじゃないかなというような形で考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） ごめんなさいね、後の質問との関係もあるもので。

問題は、遊休農地、課長も答弁、町長も答弁されましたけれども、いわゆる賃貸借の点でこの回覧で回りましたが、利用増進法に基づく利用権の設定、これを役場がきちんと地主さんにも個々の説明、回覧だけではなくて、そして回覧をしたそうですが、実質地主さんのところに足を運んで、サンプル農地からきちっと台帳なりあるいは遊休農地銀行みたいにしてきちっとやっていく。そういうことを着実に位置づけて、先ほど生産物の増進ということがありましたけれども、その基本になり得るところだもので、信頼関係を役場が担保するとい

うことであります。この点をしっかり進めて、まだまだおくれております。私が利用増進法を知ったのは、今の総務課長さんがまだ役場の一担当であったときに聞いて、そういうところから個々に話を進めてきましたけれども、町全体でそういう問い合わせがあったときには窓口でも対応する、そういう取り組みをしてやるべきだと。

直売施設に関しては、ことし図らずも風力発電の影響調査で、愛媛県の伊方町に行く途中に、内子町の「からり」という直売施設を視察しました。これは視察といっても時間の関係で見学だけでありましたけれども、ここが出資方式でやる点で、今の湯の花直売所を参考にしたところであります。ここは今は三セクになっておりますが、社長は内子町の町長で、役場の課長クラスが出向して盛り上げていって、十数年で投資もして、そして地域振興を図っていると。あそこはJAがしっかりしていてもそういうことをやっておりますけれども、改めて建物が建ったから終わりではなくて、課長が答弁しておりましたけれども、これからまさに地産地消、地産地食という言葉も出ているようですけれども、産業基盤の根幹であるという点で、その振興に邁進していただきたいと思いますが、その決意のほどを一言答弁、課長さんお願いできますか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 現在見させていただきますと、本当に平成17年度の出荷者が33名だったものを、現在が394名と10倍にもなっております。また、売り上げも平成17年度に4,268万6,000円で19年度が6,000万円と。それから、20年度の見通しが一応8,000万円近くになるかという形で、今もNPO法人が本当に役員が手当ももらわずに、朝早くから夜まで一生懸命血がにじむようなご努力をされまして、こういう形としまして、第一次産業の底上げを図っていただいておりますという形で、今後もこれらを、先ほどの地産地消を進めますと、農地の耕作放棄地の解消ですとかあるいは耕作放棄地がなくなれば、荒れ地がなくなりまして、防災面でまた地域の環境の面で役立ちますので、これらを積極的に推進していきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） ぜひその点を据えて、これは単に生産者がすべてあそこで売ることができたというにとどまりません。南伊豆町は、日本一の市である横浜市とか杉並とか交流があります。そういうところに打って出る観光、この魅力を発信していくと。待っていてお

金が落ちてくるわけではありません、この不況の中で。個々の魅力を最大限につくって発揮していく、そういうことを自然薯の会なども遊休農地をつかってやっています。そういうところも先頭になりながら、魅力を都市部に売り出していく。そういう攻めの拠点にぜひするように、最大限の取り組みを担当課でもしていただきたい。

もう一つは、湯の花観光交流館の日詰遺跡の位置づけなんです。簡単に、また後の議会で深く質問したいと思いますが、歴史だ何だというと、最近伊豆新聞で150年の開港の歴史とか何か、そういう話がいっぱい載っているんですけども、私はやはり縄文時代から、そして鉄器文化が伊豆半島最大の遺跡があったというこの日詰の文化、こうしたものをやはりきっちりと押さえて、そこにやはり光を当てる。私たちの原点であるという点をしっかりとアピールするべきではないかと。それで、日詰遺跡でこれまで教育委員会の資料に載っている、出土の調査表にも載っている魔鏡とかひすいのネックレス、こういうものについても私、展示・アピールと質問趣旨に書きましたけれども、存在の確認、そしていわゆる調査表にある報告書、これにあるものの確認、これをしっかりとすると。そして、そうしたものの暁に展示・アピールをすべきだというふうに考えますが、今日はそこくらいの質問にしておきますが、この点答えていただけますか。これは教育委員会じゃないの。日詰遺跡に対する認識。
議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 日詰遺跡の評価と展示・アピールということです。

文化財は国民共通の財産であると同時に、地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であります。日詰遺跡は青野川河川改修工事の折に発見され、静岡県教育委員会文化課の専門官の力をお借りして発掘調査がなされました。数多くの住居跡や土器類が発見されました。土器類は一部郷土館別館で展示しておりますが、多くの土器は旧三坂幼稚園に保管しております。また、一部は静岡県教育委員会蒲原保管庫、それから静岡県埋蔵文化財調査研究所にも保管されております。

私たちは素人ですが、いいと思われるものは、この静岡県埋蔵文化財調査研究所にあります。その他については蒲原保管庫にあります。静岡に保管してある土器類は、耐震・耐火のなされた倉庫等へ保存しており、このことは本年3月に、私と勝田主幹とともに現地の確認をしてまいりましたところでもあります。これらを町に移動するという手段もございますが、大量なものですね、それから耐震・耐火のなされたかぎのわからないという状態の南伊豆町に持ってきたということが、いいのかということがあります。でも、湯の花観光交流館への展示等は前向きに考える必要があると考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） これについては、日詰そのものでまた質問したいと思いますが、膨大な量をきちんとした保管する場所がなければ引き取れないと、そういう報告は受けてありますけれども、町長、やはり南伊豆の歴史的なものを考えたときに、こうした先住民がみずからつくり上げてきた歴史を本当に大事にする。そこを、場所の確保も含めて、そしてそういうものの中から、すべてを一度に展示というのは無理でしょうから、広報事務にアピールする、そういうことをぜひ考えて今後取り組んでいただきたいと。

教育委員会には、ものがどこにあるかということは確認できたにしても、個々の報告書に載っているものが本当にあるのかどうか、これも随時、予算措置もとって確認をしていただきたいと。合併の問題でいろいろ、どこの町に歴史があるとか何かいうことを言われて、けちをつけるとかそういうことじゃないんですけれども、外から来て開かれた歴史じゃなくて、みずからの先祖がこの地に縄文時代から住んできた、そこに我々は本当に誇りを持って、ここに光を当ててアピールをしたいと、そういう場所が今度の場所ではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後に、合併問題の質問です。

合併の問題で、第5回協議会が行われた10月8日に、同じ日に全国町村会が、平成の合併をめぐる実態と評価という冊子を出しました。町長に質問しますが、この報告はダイジェスト版で合併によるプラスの効果の検証、マイナス効果の検証と、そして合併を選択しなかった町村の可能性について言及していますが、それぞれ合併によるプラスの効果についてどのようなことが言われているか、マイナスの効果の検証についてはどのようなことが言われておりますか、答えてもらえますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この平成の合併については先ほどの質問でもお答えしたとおり、既に合併した市町村について検証が行われ、そしてそれが全国町村会からこのような書として出されたわけでありませう。私もこれを見ました。そしてその中で、読ませてもらいますけれども、平成の合併で全国の市町村数は1,787に、町村数は1,004に減少した。これは20年7月1日現在であります。一般的には市町村合併は、規模、能力の充実、行財政基盤の強化等を達成し、合併市町村は

地域の課題に対応してまちづくりに積極的に取り組んでいくとされている。しかし、合併は地域にどのような変化をもたらしたのか、また残された課題は何なのか。一方で合併を選択しなかった自治体はどのような将来展望を持っているのかなど、平成の合併についての包括的な検証はまだ不十分と言わざるを得ない。今後の地方自治のあり方、基礎自治体のあり方を考えていく上で、合併後の各地域がどのような状況下に置かれているかをしっかりと把握することが重要である。このような観点に立って、本研究会では合併した自治体、合併していない自治体合わせて17の市町村に、先ほど申し上げましたように首長あるいは職員その他の関係者などを対象としてヒアリングを行ったというのが、この全国町村会で研究会として出した実態と評価の始めとして書かれている文面であります。

そこで、今、横嶋議員が言われたプラス面、マイナス面でありますけれども、この報告書の中では、まずプラス効果の検証として、財政指数の削減効果というのがあります。そして、その次に職員の能力の向上ということがプラス面では検証されております。マイナスの面の検証ですけれども、まず、行政と住民相互の連帯の弱まり、それから財政計画との乖離、これは午前中の議員の質問にも一般質問でございました。それから、さらにマイナス面では周辺部の衰退という、项目的に挙げられておまして、それぞれの説明がされております。

ですから、私は先ほど午前中申し上げましたように、こういった検証結果を踏まえて、我々は今後の合併協議に生かしていかなければならないという思いでありますので、その点をご理解いただきたいということであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君。

〔 11番 横嶋隆二君登壇 〕

11番（横嶋隆二君） この全国町村会の報道で、合併のいわば旗振り役を果たしてきたマスコミの一つである静岡新聞が、10月9日付けの新聞で3面で、全国町村会、国・府県の指導や財政措置、合併誘導策を批判、こういう記事を出しました。今日の合併の議論を、あるいはこれまでの合併の法定協の流れを見ても、県が地域自治組織の課題を首長会議に入れてくる、そして今の計算センターの業務についても矛盾があります。合併を推進している石井市長、あるいは河津の町長、彼らは推進の立場でいながら、平成16年度に計算業務を解散すると。莫大な費用を使って、南伊豆町だけでもその後の年間のランニングコストは2,000万円もそれまでの計算センター業務よりふえていると。しかも、合併の最終的な確定が行われる前に、こうした事務の統合を進めようとしている。そういう点、国・県の、特に県の誘導

策、これは厳しく指摘せざるを得ません。

一方、国も進めてきたわけですが、全国の町村が衰退をしていると。先ほどの病院の問題でも、総務省が三位一体改革をやり過ぎて過疎地域が疲弊していると。病院医療に関して過疎地域に重点的に支援する、こういう支援策を発表すると。総務省は20年度の地方財政計画のポイントを地方再生対策費、こうしたものを創設して物事を進めると。また、国土交通省に関しては、言葉で限界集落という言葉がありますが、これを何とかしなければならないと。周辺地域に対して自治体がしっかりと援助をすべきであるということを、維持存続が危ぶまれる集落の新たな地域運営と資源活用方策の検討調査報告書で、そうしたことが述べられています。

農文協が発行している現代農業では、限界集落と呼ばせない。これまでも紹介した人口1,000人とか2,000人の町が頑張っている。そうしたところに学びながら、町長も言われて見きわめをして、我々が町民の生活と将来の発展方向をしっかりと見据えて、誤った方向をとらないようにきっぱりと、誘導策に乗らないで、町民の生活を守る方向を堅持していただくことを強く要望して、また私もその方向で取り組むことを決意して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

梅 本 和 熙 君

議長（渡邊嘉郎君） 7番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 通告により一般質問をいたします。

初めに、定住自立圏構想とコンパクトシティについて質問いたしたいと思います。

総務省が都市部への人口流出に歯どめをかけることを目的に、定住自立圏構想を発表し、本年度内にも交付税を配分するような報道が、本年9月15日の日本経済新聞であり、11月26日の産経新聞では、本年7月に募集した先行実施団体に、青森県八戸市など20市を中心とする17県の18圏域が選定されたと報道されました。この点につき、定住自立圏構想がどのような構想か、さらに選定された地域がどのような地域か把握していたら、答弁をお願いいたしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、定住自立圏構想であります。これは人口が5万人以上の中心市と周辺市町村が協定を結んで、地域の魅力を高め、人口流出を防ごうとするものであり、都市部への人口集中に歯どめをかけて、そして地方の活性化を促すことが期待されているものであります。また、定住自立圏構想は合併しない小規模市町村に対する基礎自治体の補完的役割も備えているようですが、周辺市町村に与える影響がどのようになるのか、疑問も残るところであります。

伊豆半島南部におきましては、中心市になり得る人口5万人以上の市は現在のところ見当らず、近くても土肥町と合併した沼津市や伊東市になるわけでありまして、基本的な問題から、圏域としての可能性は低いのではないかと思います。そういった認識で、この定住自立圏構想についてはとらえております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 町長、定住自立圏構想の中に、今5万人というのは言われていますけれども、大体伊豆半島には確かにはないわけで、天城のこっちは。その中で定住自立圏構想から多分この地域は外れるだろうと。そういう実施関係が行われてもなかなか難しいだろうということですが、そのことについて、町長、外れるだろうと言ったんだけど、外れたら例えば合併ができなかった場合に、じゃ、この地域はどうやっているいろいろな、定住自立圏というのはすべてが解決できる、医療も、解決できるとまではいかないけれど、いろいろな医療がちゃんとあるとか介護がちゃんとされているとかいう、安心して暮らせる地域というような意味じゃないかと思うんですけども、そこについて町長、どうですかね。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず今、私が先ほど答えたのが現状であります。そこで、今、梅本議員が言わんとするのは、進めている1市3町の合併のことではないかと思います。伊豆半島南部における唯一の人口5万人以上の市と、この合併がもし成立するとなるわけでありまして、そうしますと定住自立圏構想の中心市になる可能性があるわけでありまして。しかしながら、定住自立圏構想

は圏域内での新たな人口の集中と格差を生み、過疎化に拍車がかかるとの声も聞いております。

いずれにしても非常に不透明なところもありますので、この定住自立圏構想については今後十分検討していく必要があるのではないかなというふうに思いますので、本町としましては、先ほど申し上げた合併について協議をしている最中でありますので、合併協議に全力を注いでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 町長、今、小委員会で新市の計画を策定していますね。そういう形の中で、例えば定住自立圏構想的な部分のものの考え方、例えば人口が流出しないように考えなくちゃいけないと。例えば過疎化に歯どめをかけなくちゃいけないと。その過疎化に歯どめをかけるために何が必要かといったら、例えばこの地域で医療が充足しているとか、介護がちゃんとできているとか、安心して住めるという部分が非常に必要だと思うんですよ。そういう部分で、例えばそういう自立圏構想を小委員会の中で話されているのか。そして、多分まだ話されていないんでしょうけれども、そういう中で今後これに対して、今、町長は注目されると言われましたけれども、確かに僕は注目していつてもらいたいし、なぜこういう質問をしたかということ、職員の方々にこういう構想があるんだということ、これがどういうものなのか、今後この地域にとってどういうふうに必要なってくるかということ、いわゆる検討・研究させるというか、そういうことも必要だなと思ひまして、町長に質問したんですけれども。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今言われた、いわゆる医療を含めて住環境整備ということ、議員は申されました。確かにそれはあると思います。そして今、我々が進めている協議の中でもそういったもちろん項目もありますし、今後また協議がなされると思います。そういう中でありますけれども、先ほども申し上げましたように、このことについてはまだ協議の中では、こういった言葉としては恐らく小委員会の中でも出てきていないと思います。それについてはまた今、この合併協議会はいわゆる分科会、部会、あるいは幹事会等を経て協議会として議論しているわけですので、そういう段階で言葉としてあるいはまたその進みぐあいを

見ながら、我々としても頭に入れて考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） この定住自立圏構想が出てきたのは、何なのかなと僕も考えたんですけども、よくコンパクトシティという考え方がこのごろ出ている、富山市でしたかね、一番初めにコンパクトシティの形態が始まったのが。それで、10万人から20万人ぐらいの都市で大体いろいろなことを充足させていく、生活圏をつくっていくという考え方だと思いますけれども、このコンパクトシティという考え方と、さらに今度湊の跡地の利用なんていう答申も出ていますけれども、その跡地の利用のときに出てきたのが、多分シニアタウン的なものの考え方じゃないかと思うんですけども、こういうことに対する当局の考え方というか町長の考え方、またそういう先進的なものの考え方を職員がどのようにとらえているのか、こういうことを少しお聞かせ願えますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

非常に難しい、ある意味では質問であると思います。いろいろ時代が進み、さま変わりしていく中で、我々はやはり少子高齢化というこういった時代の流れの中で、抱えている合併問題もそうですし、いろいろな問題もそうですけれども、それぞれが今展開をされておるわけでありまして。ですから、そういう状況を見ながら私は、常日ごろ職員には言っておりますけれども、予算編成のたまたま話も先般、全協の中でさせていただきました。いつも言っている中の政治経済、社会状況をまず認識しろと。そしてそれをまず頭に入れながら、予算編成なり仕事を進めてもらいたいということを言っておりますので、今、梅本議員の言われることも含めて、今後職員には督励していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） ぜひそれを職員に督励してください。

それで、職員を代表して総務課長と企画調整課長にお聞きしたいですけれども、定住自立圏構想とかコンパクトシティとかシニアタウン的なものの考え方、これに対して総務課長や

企画調整課長はどのように思われているか、一言お聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） お答えいたします。

定住自立圏構想、お恥ずかしい話ですけれども、今回の梅本議員のご説明の定義を見まして初めて知ったような経緯です。中身を見てみますと、確かに核となる5万人以上の市を中心とした周辺部の市の一般的なことを促すというようなことがございました。大変いい制度かなというふうに思いますし、まだまだ、制度を発足を、まだ先行き不透明な部分があるかと思えます。これにつきましても、今後また検討しなければならないという部分はあるかと思えます。いずれにしても、先ほど町長答弁いたしましたけれども、1市3町の合併が成立した暁にはそういったことも考えられるかなというふうに思います。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） まず、コンパクトシティの考え方ということですが、梅本議員おっしゃるとおりでございます。我々のほうもちょっといろいろな文献等で引っ張ってきました。そういった中でやはり自治体運営における経費削減効果、これが一番有意義な側面で、コンパクトシティについてはそういうふうに思います。しかし、本町のように人家が町内全域に点在して、いわゆる市街地という中心市街地以外のたくさんの集落の切り捨てにつながるおそれがあると思うんです。したがって、本町ではコンパクトシティの導入は今のところ難しいのではないかとこのように私は思っています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 今、企画調整課長から本質的な話に入ってきたわけですがけれども、私が考えているコンパクトシティというのは、例えば介護の問題なんかした場合に、介護のヘルパーさんというのがいると。そして在宅介護をするときに、例えば中心部にいる場合は、事業をやっている人たちが非常にやりやすいけれども、遠隔地にいると事業がやりにくいと、そういうことを含めて、何ですか、都市部へ集中していくということは今後必要ではないかと。いわゆる生活圏を都市部にとりか、そのために行政が何をやるかと言ったら非常に難しい部分が確かにあります。先ほど言ったシニアタウン、湊の跡地をどうするかというような話もそこへある程度集積させていくという、いわゆる高齢者がそこで一緒に生活するとか、

そういう方向性を今後行政側も考えていってほしいと。

そして、職員の人たちがそういうことを頭の中に入れてまちづくりをしていかないと、やはり散漫としたまちづくりになっていくのではないかなと、このように私は考えるんです。だから、どうしてもこういう自立圏構想とか、コンパクトシティとか、シニアタウンとか、そういう部分の物の考え方をこれからの時代の流れの中で考えていく。そして少子高齢化の中で安心して暮らせる、そういう地域づくりを目指していくということは非常に大切なことではないかなと。

こういう形でこの質問をさせてもらったわけで、今後、町長が職員の方たちにも意識をちゃんと植えつけていくということですから、ぜひこういうことを皆さんも考えながらまちづくりをやっていってほしいと。そして合併とか合併しなくても、これは必要なことではないかと、このように考えています。

それで、次の質問に移ります。

学校支援地域本部事業ということについてですが、これはもう本年度から始まったみたいですがけれども、このことは当然承知していると思いますけれども、東京都の杉並区立和田中学校の民間公募の多分校長だったと思いますけれども、藤原校長が始められた活動ではないかと思うんですけれども、学校支援地域本部事業に対する、できれば教育長の考え方、お聞きかせ願いたいと思いますけれども。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） ちょっと私、まだその経験は足りないんですけれども、藤原校長の指示ではないんだと思いますが、学校支援地域本部事業というのは最近頻りに文書等はやってきます。つまり、要するに現在地域力というか、社会的な何というか、コミュニティ社会の崩壊といえますか、低下、それがどうも学校支援につながっていかないというようなことが大変問題になっていることございまして、そこにてこ入れをしたいということに尽きるのではないかと思います。

これは、要するに各地で行っている、実は南伊豆町はそういった地域住民の学校の生徒に対する援助等は十二分にあると、ですけれども、全国的には非常に乏しくなっていると、このことございまして。それでそのために、いわゆる学校支援地域本部というものを立ち上げて、そこでコーディネーターを設けて地域の協力者を発掘し、これを学校のさまざまな活動を支援するように持っていきたいというような発想のように受け取っております。

それが、先ほどもおっしゃられたように、私どもも田舎ではまだまだそういったものはか

なりあります。ねらっているものは、支援活動にどんなものがでは具体的にあるかという、総合的な学習時間の指導者であるとか、あるいは豊かな体験活動の指導員であるとか、子どもと親の相談員であるとか、地域のスポーツ指導者であるとか、ほとんどすべてを含んでいると言ってもいいんですけども、学校図書館の支援スタッフであるとか、本町ではもう半ばやっていることなんですけれども、それをいわゆる総合的に組織的に行いたいという案でございます。そして、予算的にも40数億円、多分今年は60何億円を文科省は申請していると思いますけれども、これが具体的にではどういう形でこれをしていくのかどうか。これが全くまだ明確にされていないというのが実態であります。

いずれにしても、こういったことは決して悪いことではないし、本町でもコーディネーターを置いた上できっちりと組織してやるのがいいかどうかという検討の必要はあるだろう、こういうふうに思っています。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 先生が言われたように、確かに地域の教育力の向上ということが主体になっていると思うんです。例えば、昔は地域の子供たちのことをその地域の大人たちがよく知っていたという、そういうことがよく教育のために非常にいいということですけども、先生は確かに当町ではもう既にそういう取り組みをされていると、例えばこれは武道とかスポーツとか、さらにどういうのがあるのかはちょっとわからないんですけども、先生言われたように、この学校支援地域本部事業の中には学習指導なんかも入ってくるわけです。そういうことを全体的にコーディネーターして、例えば中学学区ぐらいの範囲でそういう人たちを選んでいくというか、今も学校には何か指導員ですか、地域の指導員みたいなものいるとは思いますが、先生自体は今の話だと取り組みをどうしようかと迷われているみたいですが、ぜひ進めてもらいたいなとは思いますが、教育長、どうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 私がこう申しますのは、組織をすることはいいと思うんですが、組織倒れということも十分考えられますし、まず予算のほうははっきりしてこないということは、大体においてこういう事業は二、三年でペアになるという場合が多いわけですから、費用はかけたけれども、途中で引き揚げなければならない。これが一番怖いわけ

でした、その辺が見えたところで真剣に考えるというところではないかというふうに考えております。よろしいですか。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） その費用というのは教育長わからないんです。費用というのは、地域支援地域本部事業をやるのについてこの中学校を、例えば南伊豆町でいうと中学校は2つあるわけですが、その2つの中で大体どれぐらいの事業費というものを先生は想定されているのか。そんなに極端なお金が必要になるのかという、この学校支援地域本部事業というのをやることによって、その辺はどうなんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 先ほど、梅本議員の言われたように、この学校支援地域本部事業というのは、地域の教育力の低下、これを補おうと民間ボランティア団体の幾つもの団体を構成したものがこの地域本部事業という名前であります。その中にコーディネーターを配置し、コーディネーターがそのボランティアの人に活動を、学校の用に供するボランティアを派遣していると。

経費というのは、地域コーディネーターにかかる経費を県が一括して国から委託を受け、これを市町村が委託を受けて行うことができると、そういうことになってはいますが、今現在、私たちの委員会の中でも、ふるさと学級とか、老人との交流会、また体育指導員によるスポーツ指導とか、社会教育指導員が昨年度終わりましたけれども、臨時をお願いしてそういう活動を現在今続けているところであります。

それで、学校地域支援本部事業に係る区域というのが、中学校区1に対し小学校3校の構成をとっているところであります。この経費については100%委託料ということですが、地域コーディネーターに対する経費だと。ただ、地域コーディネーターの養成に検討が必要なのかなという気はしております。

それで、この事業は20年から3カ年、23年までという事業でございまして、その後どうなるか、今、教育長も言われましたけれども、その辺がちょっと気になっているところであります。地域本部事業の考え方については、まさに今少しずつでも委員会が進めている事業の一つとして位置づけてやっているところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔 7 番 梅本和熙君登壇 〕

7 番（梅本和熙君） 今まで、そういう地域事業本部ではないんですけども、それに似たような事業をやっていると教育長が言った。そして、大体それに今までどれぐらいの経費がかかっているんですか、予算というか。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 昨年までは、学校の教員を県から派遣していただいて、年間250万円の負担金を県のほうに払って、それが社会教育専門員ということで派遣をされていきました。まさにその社会教育専門員がコーディネーターの役割等をしていたのではなからうかと今考えております。それで、本年度、臨時の雇い上げをしてその補てんをお願いしていますけれども、約200万円程度かかっているところであります。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔 7 番 梅本和熙君登壇 〕

7 番（梅本和熙君） それは町で200万円出しているんですか。

〔 「そうです」と言う人あり 〕

7 番（梅本和熙君） その程度のお金でまた地域本部事業が続けられるのであるなら、そのコーディネーターという人がどういうことをするのかちょっと私もまだ理解していないんですけども、社会教育指導員ですか、その人たちは例えばもっと、先ほど教育長が言われたように、ボランティア団体に近いような武道とかスポーツ団体とか、そういう人たちを公募して行って、地域が先生たちの、先ほども教育長のお話の中であった、教員の雑務がふえていると。ゆとり教育をやったけれども、雑務がふえていると。だったらそういうことの中で、教員の雑務が解放されていくとかということもこの地域事業本部事業の中にはあるのではないかと、このように思うんですけども、その辺はどうなんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 学校支援活動事業の活動の中で、さきほど教育長も言われましたけれども、今現在総合的な学習時間の指導者、それから豊かな体験活動の指導員、子どもと親の相談員、地域のスポーツ指導者等、学校図書館支援スタッフ、地域学校安全指導員と、こういうボランティアのグループがまずいないとできない事業なんです。それを育てていくとともに、コーディネーターがその人たちに学校の要求する支援を行っていくというような活動なんです。だから、その辺でどこまでできるのかなというのが今やっている中で、少しずつでもやっている事業でこれを拡大していくことによって、学校支援本部事業と

しなくても、3年間で終わるものですから、進めていけばいいのかなという考え方であります。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） それでいいと思います。

それで、ただ問題は武道の中に、剣道とか少林寺とか柔道とか合気道とか、空手の会とか少年野球とかサッカーとか、こういうスポーツの関係ではあるということを知っていますけれども、この人たち、例えば今後、指導者の人たちもボランティアでないかと、大体やっておられるのは、そういう方たちに対する学校支援地域本部事業的なものの考え方というものに対して教育長、どうですか、どう考えられているか。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 学校支援地域本部、大変な長たらしい名前ですが、現実にはこれと同じことをやっているんです、もう既に。やっているわけです。ただ、それを組織として、さっき局長が言いましたが、中学校の1校、小学校2校、これぐらいが単位だと、そういうものとして新たにきちんとした組織をつくるかどうか、それだけの話なんです。組織としてつくったほうが効率よくぱっと運営できるのか。もしくは現状でいったほうがかえっていいのか、こういう問題なんです。ですから、そのところの考え方ですが、このボランティアをやってくださる人間の数にもよりますし、今後、実質的には学校を応援していただけるという、これが一番大事なんです。現実には学校を応援していただく。だから、ちょうどそういう意味で、一応ある程度具体性のある組織を立ち上げるべきかどうかということも含めて、今後検討していきたいと、このように考えております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） それで、教育長、局長でもいいんですけども、具体的な話に入りますけれども、南伊豆町の剣道スポーツ少年団というのがありまして、これはご存じですね。それで武道館の床の関係で武道館が使用できない。こういう話もご存じですね。その中で、このスポーツ少年団が南伊豆中学校の体育館を使っていることもご存じですね。そして、南伊豆中学校の体育館が使用できないときには、南中小学校や、南崎の小学校を利用しているということもご存じでしょうか。

そういう中で、例えば南伊豆中だけを使っていれば、電気料だか何かが月額2,100円で済

むのが、南中小学校とか南崎小学校まで利用すると、それでも1日使っても2,100円ずつ徴収されていると、どうも非常に不合理な扱いではないかと。この辺のところ、例えば、ボランティアの会だという、教育長も言われたし、局長も言われていると。こういうボランティアをやっている人たちからそういう使用料の徴収の仕方が果たしていいのか。この辺のところをちょっと教育長か局長にお聞きしたいんですけれども。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 剣道について、初めて剣道が、私が委員会に来ましてから、剣道はほかの学校で剣道を始めたと、それで昨日ちょうど武道関係者と社会福祉協議会の話し合いを行いました。その中で、床が滑りにくくて自分たちは小学校の体育館のほうまで行ったんだということを昨日初めて聞きました。そして週2回、剣道、少林寺もそうです。柔道もそうです。週2回、月8回です。その中で、実際に徴収をしているのは3回分です。月8回やる5回は免除を行っているところでございます。ただ、電気料等がかかるものですから、1,200円を1回についての電気料ということで、使用料をいただいているのが実情であります。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） それは、私の聞いた話とちょっと違うんで、例えば小学校ですよ、今言われたのは、伊豆中ではなくて。あの体育館を使う。それを使っていれば2,100円で済むんだと。そしてそれが使えないときには、例えば南崎小学校と竹麻小学校の体育館を使うんですか、そうすると、南崎小学校を1日使っても竹麻小学校を1日使っても2,100円を徴収されるんだと、どうも不合理だと、まけているからいいという話ではないんじゃないかと思うんです。6回、1回分が幾らだから、1回分ですべてを徴収していないんだということではなくて、ほかを使うとそういうふうになるということ、別途。そして、例えば南崎小を使ったり竹麻小を使うことによって月々の支払いが6,000円ぐらいになるわけです、2,100円が。ここが何とかならないのか。どうも自分たちには納得できない部分だという話なんですけれども。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） その辺の使用料の資料、私が聞いている範囲とちょっと違ってしますので、一度帰って正式にまた議員のほうにお答えしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔 7 番 梅本和熙君登壇 〕

7 番（梅本和熙君） どちらにしても、いわゆる南伊豆剣道スポーツ少年団というのをボランティアでやっている団体なわけ、そういう意味でお互いが理解できる、行政のほうは我々のボランティアには協力的ではないのではないか、ボランティアに対してというような感覚を持ってもらおうと、やはりいわゆるせっかくやってくれているそういうボランティア活動というか、そういう少年の育成というか、子供の育成にうんと力のあるそういう団体が1つ消えるというようなことにもなりかねない。そういうことをよくお互いが理解して、だからこういうふうな料金になるんだということをまずやってもらいたいと、それはやるということで理解しましたけれども。

あと1点ですけれども、何か今まで、また剣道スポーツ少年団の話なんですけれども、武道館がやはり床がかたくて使えないという話の中で、公民館を昔は使っていたと。そして公民館を使って剣道の納会をやるらしいんですけれども、その納会も公民館でやらせていただいていると、今まで。それで、今年は公民館はだめだからということで、南崎の小学校かな、そうしたら日程が合わなくて竹麻の小学校の体育館を借りるという話になったら、それが28日の納会なもので、何ですか、学校を閉めた後だから使わせないというような話があったというふうに聞いているんですけれども、その辺はどうなんですか、事情は。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 28日から翌年、翌月1月3日までは条例にもありますとおり、閉館をしています。その前後にやってもらうというのが基本だろうかと思います。また、武道館でやっていたときには28日とか29日でも皆さんの都合のいいときに都合よくやってもらっても結構ですという言い方をしていたのかなと。本来なら、28日から3日までは休館ということであります。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔 7 番 梅本和熙君登壇 〕

7 番（梅本和熙君） わかりました。条例上そうであるというのなら、これは仕方ないんでしょうけれども、どちらにしてもボランティア団体で、納会をやるのに場所とか日程でどうしてもそういう場所がないということであるなら、何とかその辺はできないのか。教育長ではなくて、これは町長のほうがいいですかね。どうですか、町長。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔 町長 鈴木史鶴哉君登壇 〕

町長（鈴木史鶴哉君） いろいろ議論されていますけれども、この問題は教育委員会のほうでまたさらに検討を加えて、町としても考えていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） ぜひ早急な話でもあるんでしょうけれども、できれば善処する方向で考えてください。今、教育長もいますけれども。

それから、次の質問に入ります。

狩猟者のマナーについてということですが、農作物の被害とか、イノシシ等有害鳥獣の駆除は当町にとって非常にありがたい重要な問題であり、有害鳥獣を駆除してくれる狩猟者は本当にありがたい存在であります。猟銃による狩猟者の一部に、特にこれは町内者ではなくて町外者らしいんですけれども、狩猟のルールを無視した行動で住民に非常に迷惑をかけているという話があります。つい最近も、猟犬が住民の飼い犬をかみ殺したという事件があったということ、当局は当然承知していると思いますが、過去にも同様な事件が四、五件あったというようなことも聞いておりますが、この辺のことについて、当町はどの程度把握しているのか、ご答弁願います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この狩猟者のマナーについてということですが、今、猟期に入っておるわけであり、そしてこの期間内において、町外から来る一部の狩猟者による猟犬で被害が出た管理不行き届き、あるいは狩猟場所をめぐる住民とのトラブル等、マナーの悪さが問題となっております。そして、多くの町民から多数の通報が寄せられてきております。

こうした狩猟者の多くが、農作物に甚大な被害を及ぼす有害鳥獣駆除に寄与しているという側面がありますが、そうは言ってもやはり法令遵守であるとか、あるいはマナーの遵守、こういうことには欠けてはならないというふうにまず思っております。

そこで、町としましては、これらを住民生活の安全及び観光地としてのイメージに影響を及ぼす重大な問題と考え、対策としては、狩猟マナーの啓発をさらに強化して、そして警察と狩猟登録許可権者である県に対して、なお一層の取り締まりの強化の実施を依頼してある

ところであります。また、猟友会に委託している有害駆除業務につきましても、今のところトラブルなどは見受けられませんが、しかし、事故を未然に防ぐためにも、猟友会と連携を密にして情報の共有化を図り、狩猟のマナーの啓蒙に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） これは、取り締まり等は県がやっているのではないかと思うんですけども、町としては大体何区を行政指導的なこととかそういうことはできないんでしょうか。その辺どうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） おっしゃられますとおり、議員の先ほどのことについて申し上げますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律というのはやはりこれは県の自然保護室、それから銃器のほうでございます、こちらは銃砲と刀剣類所持の取締法というのがあります。これは県のほうですと、静岡県の警察署で、静岡県公安委員会、窓口は警察署の生活安全課という形になっております。しかしながら、それぞれの県で行われておりますけれども、町としましては、狩猟のマナーについてという形で、これを町民の皆さんにこういう形のマナー違反を発見しましたら警察の生活安全課に通報してくださいと。

また、狩猟の禁止されている場所はこういうところだと、区域はこういうところだと、それ以外にこういうところがあるという形の啓蒙はしております。ただ、今言いましたように、それぞれの法律が県と県の自然保護室、それから公安委員会の管轄の、それから所割の警察は警察の生活安全課という形になっておりますので、取り締まりとか何とかという形になるとそちらのほうになりますので、県のほうの指導になりますけれども、議員さんのおっしゃる110番通報してくださいという形で指導、ただ、今言いましたように、皆さんの町民が出てくるのを見かけたら、こういうことはここではできないんですけれども、こういう銃器の持ち歩きをすることはいけないですよとかというその点は町でも調べます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 具体的に発生したこの問題です、例えば飼い犬をかみ殺したとかとい

う、猟犬がやった。そしてそういう事件が幾つか、何回か過去にもあったということの中で、やっているグループというのは大体無視されているらしいんですけども、町外者のこういうグループ、何々会みたいな会があると思うんですけども、その人たちに対して行政側から注意とか指導とかという、先ほどやはりこれは県とか警察とかという問題だということだけではなくて、町のほうから例えばそういう指導とかそういうことをしたことはないですか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） これは、許可権者がそれこそ県でありまして、一応、大日本猟友会というところがありまして、それから県の猟友会を通しまして下々の猟友会の免許者に狩猟読本、形の注意事項を記載したものを手渡しております、更新時に。それが銃砲刀剣類の所持の取締法の内容ですとか、所持の概念、使用禁止の場所だとか、いろいろのルールみたいなものを記載したものを銃砲刀剣類の形のほうから免許者に対して配布しております。それから、県も今度は有害鳥獣の保護のほうの関係のほうですと、静岡県、11月の上旬に狩猟期前に銃とわなの免許者を対象にして講習を行っております。県もそこでそれぞれの狩猟者の方への注意事項、これを講習時に毎年行っておるという形です。

今、先ほど言いましたように、こういうルール違反をしているだとか、こういうのが見受けられますというのは回覧等で、これは警察のほうに通報してくださいということですけども、今の免許者に対してはそれぞれ県の方から。

7番（梅本和熙君） 町から言っているんですか、周知。

産業観光課長（山田昌平君） ではなくて、それぞれ県のほうから。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 非常にこれは大事な問題だと思うんです。確かに、有害鳥獣の駆除はしてもらわなくてはいけない。ただ、余りにひどいルール違反があった場合は、当然それに対して規制をしていかななくてはならないという、そういう流れの中で、例えば猟をするについて、入山するについて所有者の許可が必要だというようなこともあるみたいなんですけれども、承諾とか許可が。こういうことに対して、例えば町のほうで、所有者ではなくても地区の区長さんたちに対して届け出とか許可を得てから狩猟しなさいと、入山しなさいというような条例の制定はできないものかと思えますけれども、この辺はどうでしょうか、非常に難しい話ですけども。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） これはまさしく今、議員が心配なされておるとおりでありまして、これは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第17条におきまして、垣根だとかさくだとか、さく格子がない土地であっても、他人の土地に立ち入って自由に狩猟をする権利が認められているわけではございません。他人の土地で狩猟をする場合は、土地所有者とトラブルを起こさないように細心の注意を払う必要があります。土地の所有者のほうから狩猟しないようにという申し入れがあった場合には、狩猟をしてはいけませんというのがここに法の第17条にあります。という形で、これは先ほども申し上げましたけれども、狩猟者に対してはこれは毎年講習前に、こういう形で県のほうも自然保護室のほうから言っているわけです。先ほど、銃刀法の関係の公安委員会の所轄のほうの関係でも言っており、出ておりまして、これまでもこの形で実施しなければいけませんという形になっております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 確かに、法律のとおりそういうふうになっているけれども、法律で入山するときに、本来は所有者の許可が必要だとか承諾が必要だと決まっているのであるなら、条例のほうで例えばもう少し、所有者の許可ではなくて、その地域の区長とかそういう人たちに今日は入山しますと、猟をやりますということぐらいの通告というか、その人たちが届け出をすると。そういうことによってその地域の区長さんが知ることによって、例えば山で仕事をする人、農作業をする人、その人たちに対する安全とか、地域に対する、今日はこういう猟友会が入るみたいだというような話ができるのではないかな。そういうことで安全とかいろいろなルールとか、そういうことが守られていくというか、そういうふうになるのではないかなと思うんですけれども、その辺どうですか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） それも過去にやはりそういうトラブルがありまして、南伊豆町の場合は猟友会で、地元の、南伊豆町の猟友会なものですから、ここで明日山に入ることにはありますよと、猟友会ではあるみたいですが。やはり今言われましたように、町内の方が何かトラブルがあっても、こういうふうないろいろな問題点がございまして、これは猟友会ですとかそういうことで、今の感じの判断ですけれども、南伊豆の協議会を今検討しまして進めていきたいと思っております。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） ぜび町長、きょうは獺をやるんだということで、特に部外者、そういう場合は、やはり地域の誰か責任者に知らせるような、条例までいかなくても、条例がいいとは思いますが、そういうものを検討していただければなと思います。

よろしく願いいたします。

それで、次の質問に入ります。

これは、町長の政治姿勢ですけれども、3項目の質問をいたします。

まず、予算編成方針に対する町長の政治姿勢ですけれども、お聞きしたいと思います。

1年たったと思いますけれども、定例記者会見で町長は、来年5月に町長選があるから、町長選については先ほど同僚議員から質問がありましたけれども、予算は骨格予算にするとの予算編成方針を発表されましたけれども、世の中非常に不況でして、このことは町長も十分認識されていると思います。

そういう意味で、当町の主要産業が観光であり、数年来もう観光業が不況にすっかりなっております。そういう中で、観光産業の活性化のために、各市町村が一生懸命いろいろとアイデアを出して取り組んできていると思うんですけれども、当町も当然そういう取り組みをぜひしてもらいたいと。そして、新年度予算編成において観光産業の活性化のための政策とっていいんですか、何かそういうものを予算化してもらえないのかなと。

例えばですけれども、菜の花とみなみの桜まつりの来客者に宿泊割引券を進呈するとか、それでさらに言えば、宿泊割引券を利用するには南伊豆町の観光施設、アロエセンターや波勝崎苑や下賀茂の熱帯植物園等の入園をした人とかと限定するとか、これはいろいろアイデアですけれども、そういうことを考えながらやっていただきたいと。

それで、観光産業が活性化することが当町の景気浮揚に役立つことは本当に自明の理でありまして、町長が町長選があるから消極的な予算編成でいくというような話は、ちょっとこの景気の悪い時代にはそぐわないのではないかと。

町長の決意を、政治生命をかけなくてもいいですけれども、決意をおっしゃって。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、今回の平成21年度の予算編成に当たっての私の考え方が先般一部の新聞に報道されました。そのことを今、梅本議員は言われたわけでありまして、まず骨格予算について考え方を申し上げます。

平成21年度の予算編成方針につきましては、11月18日に全職員を対象として通達を行い、その方向性について示したところであります。そして、内容につきましては、編成の基本といたしまして、経常的経費及び継続事業を主とした予算、いわゆる骨格予算とすること、そして重点施策として、自立のまちづくりの推進、地域資源を生かした観光の振興、快適で安心して住めるまちづくり、子供たちのための教育環境整備、交流を支えるネットワークづくりの5項目を掲げまして、それを中心とした予算編成を今進めておるところであります。

しかしながら、そうは言っても、私の場合、午前中の質問にもありましたように、平成21年5月に町長の任期が満了となります。そして、今進めている1市3町の合併協議の問題であるとか、そしてその他のいろいろ考えたときに、21年度の予算編成につきましては、明確な方針がある意味では一部出せない面もあるわけでありまして、そういう中での作業であります。

ところで、事業予算でありますけれども、これについては今まで述べたとおりの理由で具体的な事業等をお示しできない面もあるわけでありまして、そして、今後、国の地方財政政策の変更に柔軟に対応できるだけの財政基盤確立のため、財政調整基金への積み立て及び公債費の繰上償還等によって、1億円以上の将来負担の軽減を図ることを編成目標として掲げております。

議員ご指摘の景気対策、これは観光産業だけではないと思います。状況を見きわめ、必要とあらば早急に対応しなければならないということは私は頭に入れております。ですので、それを判断した場合には、緊急措置といたしまして、当初予算に限らず今年度の補正予算等においても即刻計上させていただき、議会の皆様のご判断をいただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） ぜひ町長、新年度予算ではなくて、今年度の補正でもいいですからいろいろ、観光産業だけというとなんかあれなんですけれども、観光産業がやはり南伊豆町の主要産業であるとそういうことを考えたときに、やはりそこへこの割引券を出すのがいいのか悪いのか、これはいろいろありますけれども、例えば東京都なんか、三宅島がまた噴火したときに離島の宿泊者に1万円の割引をしたとか、それを10億円、5年度からも使っているわけなんですけれども、南伊豆町にはそれは無理でしょうけれども、1,000万円ぐらいなら、町長

今言われた財調のほうへ積み立てをするというお金を削って、そういう方向へ支出してもいいんじゃないかと。

例えば、1人5,000円の割引をする、そして1,000万円なら200万人、その経済波及効果は結構あるんじゃないかと。例えば200人分の割引券ではなくて、それを400人分でも500人分でも出してもいいんじゃないかと。全部来たら経済波及効果のほうが大きいから、支出することに関しては議会のほうでも特別、町長余り余計な金を使うなどとは言わないんじゃないか。このように思うわけですがけれども、決意を聞きましたから、ぜひできれば補正予算でもいいですから、そういう方向性をお願いしたいと思います。

ぜひ、自分のアイデアを庁内から募って、いい方向性というかいいい使い方をしていただきたいなとこんなように思います。

それで、共立湊病院の問題ですけれども、先ほども同僚議員からも質問がありましたけれども、9月の定例議会のときに、私は一般質問で町長に、共立湊病院改革推進委員会の答申を尊重すると町長は言われましたけれども、11月21日に答申が出て、本会議の終了後、この話もありましたけれども、13日に組合議会の全員協議会、そして運営者協議会が要請されているというような話が町長のほうからありましたけれども、町長に聞きたいのは、町長は政治生命を先ほどかけると言われました。この病院の問題もそうでしょうし、合併の問題もそうではないかと思うんですけれども、そういう中で、答申の中では23年3月の竣工を目指せというような答申内容がありましたよね。この23年3月の竣工を目指す町長の決意、これは13日に日程を繰り上げてでも、土曜日にこういう会議をやられるということの中にあらわれているんじゃないかと思うんですけれども、もう一度お願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 答申に示されたいわゆる期限に向けて、我々は取り組むという姿勢は、今、梅本議員が言われた、休日を返上して我々が運営会議と全員協議会を開催することがその一つのあらわれであります。したがって、私はこの期限を頭に入れながらそれを逆算して今日程を組んでおります。できるだけそれに合わせるべく私は鋭意取り組んでまいりたいという考えであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君）　そして、その新築場所についてですけれども、これは非常に町長も答弁しにくいと思いますが、下田南校跡地が最適だという答申が出たと。答申は答申ですもので、この場合は先ほども同僚議員が言っていたように、県からの南校跡地が無償貸与が1つの条件だということでありましてけれども、13日の首長会で、例えばやろうではないかという話が出た場合に、町長としてはもう県へ行かなくてはならないわけですからけれども、これも推定で話なんですけれども、いつごろ行くつもりですか。

議長（渡邊嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

いよいよ、答申の内容に入ってきて、私先ほども横嶋議員の答弁にも申し上げましたように、まずこの答申をまだ病院議会へかけておりません。ここにはもちろん資料は行っていますけれども、ですから正式な持っていき方として、私はまずそれを言わなければならない。そして、今、梅本議員の言われた県へのことも日程の中で、正直言って、もう先ほど言った中で考えております。ですからそういう進め方を今しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君）　梅本和熙君。

〔7番　梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君）　それで、これは町長にお願い、管理者ではなくて町長にお願いしたいんですけれども、答申では病院跡地にベッドのない、いわゆる無床診療所、これの建設を提言されていますけれども、私は少なくとも10床程度、できれば診療所として許される最大限の20床、これぐらいのベッドを備えた診療所をぜひ設置するよという強い決意を、町長から南伊豆町のために首長会の中で言ってもらいたいんですけれども、ただこのことに関しては一応、いろいろ経営者会議があった中で、町長も有床診療所をとというような話をされていたような気がするんですけれども、どうでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君）　この病院の問題はいわゆる跡地利用という、跡地という言葉がもう既に出てきておりますので、その答申に沿った言葉を私も使わせてもらいますけれども、その場合に、仮に移転となった場合に、跡地へどういった診療所、あるいは病院になるのか、

できるのか、いわゆる無床という答申が出ております。ですから、これも含めて先ほど申し上げた運営会議に全員協議会の中でももちろん議論されると思います。

ただ、私は地元として、議会の皆さんが今まで存続決議を何回となくやってこられた経緯があるわけです。私も一緒になって存続運動に取り組んできました。であるならば、やはり地元としては、今、梅本議員の言われるような形の病院を残すことが、やはり皆さんは切望しておられるのではないかなという思いがしますので、私はやはり地元の町長としては折を見てやはりそういう発言もしながら、何としても伊豆半島南部の地域医療を、中核病院を確保するというまず思いを管理者として取り組んでいきますけれども、頭にそれも入れながら今後努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 今、決意が聞かれて、ありがとうございます。

どちらにしても、病院が存続するということが自体が大事なことでございますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

それで、最後に合併のことですけれども、電算の補正予算の計上で波乱が起きそうないろいろなうわさもあるんですけれども、この点、町長どのように考えているのか。

また地域自治組織についても先ほど同僚議員から一応質問がありましたけれども、これも足並みがそろつか非常に不安があります。これらの点については町長はまた答弁では、絶対まだそのような事態が発生したわけではないからというような答弁をされるのではないかなと、このように予測されるわけですけれども、私の答弁の予測と違う例えば町長から答弁がないかなと思って期待しているんですけれども、政治生命かけていただいて。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、梅本議員が申されたように、合併問題の中でいわゆる電算の一元化といいますか、統一に係る調査費の問題から始まって、さらには地域自治組織の問題、こういった言ってみればこの合併の一番核心入ってきております。それで、午前中申し上げましたように、かつての旧法による合併に至らなかった経緯は、やはりこの部門別のほうの項目というか事項にあるわけでありまして。そこで、この電算の問題ですけれども、この議会で私も補正予算でお願い

いすべく今上程をさせていただきました。このことについていろいろ今までも議論されてきておりまして、ぜひ私としては今議会にという思いで、もちろん上程する以上には予算を盛ったわけでありまして、さりとて、やはり今までの経緯であるとかいろいろ言われておりまして、非常に難しい問題でもあるなということも私も認識をしております。

そういう中でこのことが、しかし、合併を進める中でいかに重要な最初の議決であるかという思いで今私もおりますので、このことにつきましては、また我が町では委員会等でまた審議いただくということになっておるようですので、その席でも申し上げるつもりですが、そういう思いで、今回の合併についてのいわゆる電算の問題のまず最初の予算議決でありますので、私なりに今後も慎重に、もちろんほかの市町と一緒にやって取り組んでいくべきだなという思いで、基本的にはおります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 3日の全員協議会でも町長話していたと思いますけれども、例えば、補正予算が当町を含めて、他市町で1カ所でも否決したと、この場合の対応ということを少し町長申された、3日に、思い出しますけれども、例えば基本的にこんなところの準備費ですけれども、準備費が否決された場合にその対応、どこの市町村かわからないんですけども、否決された場合はそれに対してまた時間的な余裕とか、そういうことに対して町長どのように考えられていますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この電算に関する予算を今回の12月議会に上程されたということは、時間的余裕を見てのある程度予算計上であります。であるので、やはり我々としては何としても、この12月議会でまずそれを議決していただくということが1市3町のいわゆる願いであると思います。

まず基本的にはそういうことであり、これが万が一ということになりますと果たして、いわゆるスタートする合併の目標年次なりに電算問題が間に合うのかなという気が私としてはしておりますし、そういう幹事会なりあるいは議会等でも検討なされた上での、今回の協議会費の上ってきた項目ですので、そういう思いで12月議会にそれぞれ上げましょうということになった経緯はあるわけですので、そういう思いで今おります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 時間ですので、梅本和熙君の質問を終わります。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

7番（梅本和熙君） 町長、例えばずれ込むだろうと、電算の立上げがずれ込むだろうと町長言われましたけれども、例えばずれ込んで、合併という方向性で物事を考えていくのかということ、どうでしょう、補正予算が否決される場合があった場合、他市町村。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 時間外でよろしいですか。

議長（渡邊嘉郎君） 時間外で、はい。

町長（鈴木史鶴哉君） このことは、先般の全員協議会でもお答えしたとおり、これは1市3町の問題でありますから、私がここで単独でどうこうは言えないと思います。結果によっては。ですから1市3町で例えば、我々首長で協議してということになるかもしれない。それともろもろのやはりいろいろな状況を判断した中で、もちろんその話し合いは持たれると思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで、40分まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時40分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

長 田 美喜彦 君

議長（渡邊嘉郎君） 3番議員、長田美喜彦君の質問を許可いたします。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 通告に従って質問させていただきます。

南崎小学校の統合に伴う保育園の改築ですが、保育園児の数はどのように算出したのか。また保育園の統合は考えているのですか、町長にご答弁願います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

保育所児の数はどこから出したのかということですが、現在、町内保育所及び幼稚園の幼児総数は約300人です。新南崎保育所の定員150人は現在の手石保育所約120人と南崎保育所30人を合計した幼児の人数です。その最低人数の確保は用意をしたいというふうに考えました。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） また、その手石保育園と南崎保育園の統合ということは考えたんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この保育所の統合ということですが、まず第1に南崎小学校と竹麻小学校の統合により跡地をどうしたらいいのか。今一番の問題である保育所の地震対策でありました。それとともに、次世代育成支援行動計画による保育所2カ所計画です。現在本町における保育所及び幼稚園の耐震性はありません。さきの中国四川省四川大地震の悲惨な状況を目の当たりにし、早急に進めなければならない課題と考えておりますが、財政的なこともあり、すべての保育所や幼稚園を手がけることは非常に厳しい状況下であります。

そういう中で、平成21年度に南崎小学校と竹麻小学校が統合するわけですが、これに伴って南崎小の跡地有効利用の観点からも南崎保育所として改修をして、そして同年9月に新南崎保育所として生まれ変わり、安全・安心な保育が行われるようにしようとするものであります。

そして、手石保育所につきましては、できれば極力南崎保育所へ通所できる方にはそれをお願いし、そして手石保育所の後のことについては、後に行いますほかの保育所の関係であるとか、耐震性の問題等を考慮に入れながら、それらとあわせて考えていきたいというふう

に思っておるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） では、手石保育所のほうは全然もう改修とか、耐震の計画というものについてはないんですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ですから、先ほど申し上げたように、本当はできれば全保育所を耐震化してということは行えることが望ましいわけですがけれども、なかなか財政的な面もあって、一度にそういった建てかえはできないわけでありまして。したがって、今後考えられる耐震性とあわせて、保育所の移転も含めて、幼稚園も含めて幼保一元化という先ほど私お話をしましたけれども、午前中。そういう中で今後、この保育所の統合等も検討を進めていきたいというふうな今思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 私も、自宅から現在の手石の保育所までの距離を自分なりにはかっております。現在、私のうちから片道で約4.7キロになります。時間でいけば、車で行きますと15分から10分ぐらいです。南崎の保育園までですと約8.5キロ、時間が約14分から15分かかるんです。手石の保育園の父兄たちに聞きますと、南崎小学校へ行ける人は行ってくださいというような町の話だと聞いております。だけれども、あえて利便性の悪いほうを選ぶということは無理ではないかなといったことです。その点からいきまして、私としましては、南崎保育園の人数を減らして改築のほうの費用を少しでも減らして、今の手石保育園なりそちらのほうへも少しお金をかけてもらえればなというのが私たちの考えです。

町長はどんなご意見でしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この保育所の問題は、やはり通園という利便性とそして防災面から考えた耐震化という安全性の問題はあるわけです。ですから、それを両方考えあわせて、そして一番いい方法は何か。保護者の皆さん、保育園の皆さん、園児の皆さんにとって何が、どういう方法をとれば一番いいのかということ、我々も今後保育所の耐震化に合わせて考えていきたいというふうに思っております。

今、長田議員の言われたように、確かに距離が遠くなったりとかなりますと、非常に送り迎えの面でも保護者に負担がかかってくるというのは、我々も重々承知しておりますので、そういうことを考えながら、いわゆる防災の安全面とそして通園という利便性の面から、もちろん財政的なこともありますけれども、それよりやはりそういったことを優先的に考えながら、順次これからの施設の耐震化等を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 今も町長は言われましたけれども、前にも同僚議員が言われた質問で、幼保一元化の要望のことも言われたんです。私も、幼保一元化には反対はしません。賛成であります。ですから、しかるべきぜひ利便性の面も多少また総合防災面でも安心できる、そういう場所に新しいそれをつくる。保育及び教育をしていただきたいなと思うんです。今、具体的にそういうふうな計画的なものはどの辺まで、これまで。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われたことを視野に入れながら、実は教育委員会、担当レベルで検討に入っております。今、発表できる範囲のことを教育長、あるいは担当のほうから答弁させますので、よろしくをお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 幼保一元化の考え方についてでございます。

小泉構造改革のもと幼保一元化の言葉が広がり、イメージがわくが実態はどうかということです。異なる制度に基づき、幼稚園と保育所を施設の共用や運用の一本化を進めることと思われま。2つの違いは制度の所管官庁、幼稚園が文部科学省、保育所が厚生労働省の違いによるところが多く、制度と実態が伴っていないことが大きな問題点として上がっており

ます。現在、他の地域において、この2元制度の下で幼保一元化の取り組みが行われているところもあります。児童や職員の区分、施設や整備の基準、職員の配置、それぞれ受けている基準等もそれぞれに定められ、また会計等もそれぞれ執行されて、許可もそれぞれ受けているのが現状です。確かに土地や施設、設備の共用により施設整備コストの縮減効果は期待できます。ただ、運用面のコスト削減は余り期待できないデメリットが考えられます。

つまり、仮に認定子ども園をつくっても、1つの箱物に2つの制度の幼稚園と保育所が存在することになり、この辺のデメリットは、近い将来省庁や県部及び課局の垣根を超えた制度の見直しや再編を期待するものです。

今回、南崎小の改築により保育所が入る予定ですが、所管官庁が違うため制度も異なり、幾つかの基準をクリアしなければならず、予算的なことも含め改めてその違いの認識をしたところでございます。現状では、幼保一元化はメリット、デメリット双方よく研究し進めていかねばならないと思われませんが、園児、所児の教育方針のあり方、職員、保育士、教諭の共有の認識と方向性でも一元化の検討を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 私は、今の一番の問題は保育園の子供たちが南崎保育所の跡地へ皆さんが、今の手石保育園の子供たちが皆南崎小学のほうへ行けるかというところちょっと疑問に思うんです。それですと、やはり今現在今幼稚園がございまして、その辺の土地の利用もうまく考えながら、保育園を持っていければ一番よいのではないかなと思っておるんですが、町長はどのようなお考えですか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まだ発表段階ではありませんけれども、まさに今言われるようなことを考えながら、場所の問題に、将来年次計画の中で検討に入っております。また、このことが発表できる段階になれば議会の皆さんにもお示しをしたいというふうに思っております。

もし必要とあれば、教育長のほうから、いいですか。

議長（渡邊嘉郎君） 教育長。

教育長（渡邊 浩君） 今、町長お話しになりましたけれども、先ほどの町長のお話の中で、

次世代育成計画というような名前も出てきたものです。これの中で町内保育所2カ所というように問われています。この計画に沿って検討をしているということでございます。今、町長がお話しになりましたが、その方向で私ども同じ条件で今進める、こういうことです。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） わかりました。

その節は安心して、また少子化という問題もあると思います。それを少子化にならないように、制度で子供たちの保育、教育の整備をしていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。

弓ヶ浜の侵食の問題ということなのですが、「日本の渚・百選」にも選ばれている南伊豆一の海水浴場、弓ヶ浜であります。昔と比べますと砂浜が大分小さくなってきているのではないかと、湊へ行っても、どこへ行ってもそういう話が出ます。現在まだ海水浴には支障が出ていないと思いますが、先を見ますと心配になってまいります。砂浜が後退をしているということは、風景が変わり、観光にも重大な影響を及ぼすことと思いますので、状況の調査や対策を考えていっていただけないかと思います。

町長はどのような考え方を持っていますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

我が町の弓ヶ浜ですけれども、これは申すまでもなく、白砂青松の優美な海岸、海浜を持ち、海水浴場であるとか、あるいはアカウミガメ等の産卵地として知られております。そして、今、議員も申されたように「日本の渚・百選」あるいは快水浴場百選にも選定をされた景勝地でもあります。そこで、平成9年には全国に先駆けてウミガメ保護条例を制定して、我々としても豊かな自然環境の保全に努めているところであります。

今、申される弓ヶ浜の侵食であります。これにつきましては、平成19年度に港湾管理者の下田土木事務所が昭和38年から平成17年の航空写真をもとに砂浜幅をはかり、汀線変化のグラフ化、昭和58年、59年、平成10年及び平成19年の深浅測量をもとに横断形状の比較による調査を実施しております。汀線変化、深浅測量による海岸地形の変化とともに、数年周期で増減地形変化を繰り返している一時的なものであるとの調査結果が出ております。今後も港湾管理者の下田土木事務所とともに状況を監視しながら、豊かな自然環境の保全に努めて

まいる所存であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 今、言われました、何ですか、数年ある枠で、もとに戻ったり大きくなることがなかったりすることもあり得るそうです。私たちから見ますと、もしものときに随分波が近くまで来るなというようなことを思っております。昔は砂浜の端から熱くて海まで行けなくて、足を冷やしながらか海岸のほうまで行ったことがあります。今見ますと、調査のそれですと、そんなにとっちはいないんじゃないかということですがけれども、ちょっと安心しましたけれども、また今後よく調査をしていただきまして、将来、侵食の面をないようをお願いいたします。

続きまして、共立湊病院の問題なんです、先ほど同僚議員が2人質問されました。先ほど町長の質問の答えを聞きまして、大体わかっておりますが、私は、あの結果の医療がそれより衰退をしないように、また新しい病院において今以上の医療ができるように、それから町長が新しい病院のことで努力をされて、本当に皆が安心して南伊豆に住んでよかったなというような病院をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願い申し上げます。これは先ほど同僚議員が質問されましたので、結構でございます。

次に移りまして、風力発電の問題について伺います。

現在行われている風力発電ですが、私が聞くところによりますと、問題点が大分出ていると言われております。どのような問題点があり、どのような対応を町がしているのか、お聞かせください。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） この風力発電の件であります、今、計画されております石廊崎の風力発電事業につきましては、ご承知のとおり、工事が進捗するにつれて一部の近隣住民から排水の問題、あるいは騒音、低周波を懸念する声が上がってきております。そして、大瀬漁港への土砂の流出による漁業被害の懸念、さらに、送電線をめぐる関係住民からの電磁波であるとか、あるいは景観に対する不安など、多くの問題が発生しております。町としましては、事業者に対しまして、事業者の責任としてしっかりと対応するよう厳しく指導をしてきております。事業者関係者と交渉をして、そして風車の位置や送電線リンクの変更など、

る対応しているというふうに聞いております。町としまして、やはり今後事業者に対して、住民に誠意を持って騒音対策、あるいは防災対策等を適切に講じるよう厳しく指導してまいり所存であります。

詳しい、今まであった苦情であるとか、そういった点につきましては、企画調整課長から説明させます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡茂徳君） 今、町長がお答えしたとおりでございますが、風力発電事業につきましては、町長が今答えたとおり、いろいろな問題が発生していることは事実でございます。そういった中で、やはり町がどういう対応をするべきなのか。前回の9月定例会でもいろいろ質問がございました。その中でやはり町としては住民の財産、そういうところをしっかりと守るべきだというような共通の理念を持ちまして、各担当課含めて町長以下いろいろな協議をその都度問題が発生したたびに持っております。そういった中でやはり事業者が責任を持ってやる事業という認識のもとに、今申したように厳しく指導しております。また、今後発生するだろう、あるいは発生した問題につきましても、町と企業者をいつも見張って住民のためにそういう方向で進めてまいりたい、このように思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 私のほうで見ますと、大体漁協の方の問題、送電線のほうの問題はある程度、形がついているというような関係であります。今、一番の問題は何か風車の数の問題というか、要するに17基が16基になるか15基になるかという、そういうような問題点に変わっているというようなことでございます。そうすると事業者もやはり18基で申請をしてあると思いますので、そうすると1基減らす、2基減らすということになって、事業者としては大分計画的に狂ってくるのではないかというようなこともあると思います。

そういう点、町のほうはどのように考えていますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この風力発電は、当初は18基で計画がスタートしたわけです。そして途中いろいろあって

17基ということで今進んでおります。今、長田議員の言われたのは、やはりまたこれが16基、15基と減るということを今申されました。ただ、我々はこの風力の問題はもちろん土地利用へかけて、委員長は副町長ですけれども、いわゆる防災面であるとか、あらゆる面から担当課長が出席して、土地利用委員会を開いておるわけですから、検討をしております。そんな中で、指摘をして、そしてそれに事業者が対応すべく事業を計画して進めてきておるわけです。そういう中で、いろいろ数の問題等が、あるいは言われておるのかもしれませんが、詳しい内容につきましては、副町長から説明させます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） 今、事業の概要については町長、それから、企画調整課長から説明がありましたけれども、そのとおりでありまして、議員がおっしゃられました数の問題、これは町で18基にしるとか17基にしるとか、そういった指導とかそういったものは町からする範囲ではありませんので、これはいろいろな自然条件、あるいはその地域のスタートしてから起きた問題、それを事業者が対処して決定をしていくということが順序として起きてくることです。

町の土地利用委員会、これは本来的には、前にもこれはお答えしたことがありますけれども、この事業は本来町の土地利用委員会をかけなくても済むという事業でして、そのまま県のほうに事業者は申請をして成り立つ事業でありましたけれども、やはり地域の住民、町民のいろいろな健康、あるいは環境、そういったことを考えた上で、町としても土地利用委員会にかけた上で、審査をした上で行ってもいいだろうというような判断から、土地利用委員会にかけて一応町の承認ということとその時点でしております。そして、県の林地開発等を経てこれは県は許認可の段階であります。そういったことを経て今の事業が行われているわけですけれども、その承認の段階では、承認する事項としては、町や地域住民に事業者は今後迷惑をかけないような、そういった確約をとった上での話です。事業を行っていく上で、当初計画した中で、そのとおりにいかないというような事情は、これは何の事業でもあると思いますが、特に風力発電は新しい事業ですので、当初想定をされない部分、わからなかった部分、そういったことが多々出てきているように感じています。

ただ、現在は、やはり町長も今申しましたように、今年の6月に1度大雨が降りまして、それが本瀬港に流れ出まして、いろいろ大変漁業者の方から苦情等が出たわけですから、それらについても将来的にまだまだ十分心配をされるではなかろうかと、そういうことは今

でも思っております。そういうようなことを事業者にも伝えて、最終的には事業者が何基になるのか判断をする、そういうことになろうかと思えます。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 私は、行政の議会の委員会を開いて、説明を聞いたときに、私は町が一応誘致ではなくても、一応ここに来るということに、ぜひ来てくださいとこんなような言葉があったということを知っております。そうであれば、やはり問題点を皆さんで解決をして、ぜひこの風力発電を成功させていただきたいと思っております。そうすれば、やはりこれは町に幾らかの固定資産税なり、税金なりの入ってくる問題ではないかと思っております。町長はその点いかがでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この石廊崎の風力発電の事業につきましては、今、議員が申されたように、誘致ではありませんけれども、我々町としては当事業を歓迎といいますが、歓迎ではないですけれども、事業を起こしたいということで話が合ったときに、土地利用委員会でということで検討に入ったわけでありまして。そこで、今言われたように、いろいろ言われておりますけれども、固定資産税、あるいは完成の暁には会社をこちらへ移すと、持つということも言われておりますので、法人税であるとかそういった面、あるいは観光面ということも当時言われました。そういったことの、言ってみればメリットの面で我々もある意味期待したという点もあります、当時として。そういうことでスタートしたこの事業であります。

ところが、後々いろいろと全国的に風力発電が広まるにつれて、回らないまま放置されたりとか、いろいろな光景が指摘されてきたわけでありまして。ですから、今いろいろ出ておりますけれども、町としてもこの事業についてはできる限りの協力は申し上げますということは私も関係の方々に来られるたびに言ってきております。ただ、問題としては、やはり先ほどから出ておりますけれども、町民の生活、安心・安全ということがまず第一でありますから、我々としてはそういう面でのチェックというのは言ってみればかなり厳しくといえますか、しなければならぬ立場にあると思えます。

そして、この風力発電が事業を行われてきた過程において、既にそういったいわゆる水害

といいますが、水によるそういったものも起きておりますので、そういったことを考え合わせると、やはり我々執行者としては、土地利用委員会の中でそれを議論している。当然のことながらこれは指摘をして、そしてその話し合いの中で一番いいベターな方法をとって位置を決めてもらったり、事業を進めるというのが私は町としてとるべき態度ではないかというふうに思っておりますので、いろいろ今確かにあるようではございますけれども、町としては基本的には、できる限りのご協力を申し上げたいということは言っております。

しかし、その協力をするというのは、やはり何度も申し上げますけれども、それぞれの問題点はクリアし、そして町民が安心・安全な環境がある程度保たれるということでない、我々としてもオーケーはできないのではないかなということ、土地利用委員会で逐一そういった問題はかけながら、副町長が委員長としてそれぞれの職員で今、取り組んでおるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） ある程度、誘致に変わりはないので、内容をぜひこれらの話し合いをよく重ねて業者さんに完成させていただきたいと思います。

よろしくお願いを申し上げます。

これで、私の質問を終わります。

議長（渡邊嘉郎君） 長田美喜彦君の質問を終わります。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時13分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

平成20年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成20年12月10日(水)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議第104号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議第105号 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 日程第 5 議第106号 南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第107号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議第108号 南伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第109号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第110号 南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第111号 南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計条例制定について
- 日程第11 議第112号 南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計条例を廃止する条例制定について
- 日程第12 議第113号 指定管理者の指定について(湯の花観光交流館)
- 日程第13 議第114号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 議第115号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議第116号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議第117号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2

号)

日程第17 議第118号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)

日程第18 議第119号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予
算(第1号)

日程第19 議第120号 平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 事務局 局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 山本正久 主 幹 栗田忠蔵

開会 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより12月定例会本会議の第2日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

一般質問

議長（渡邊嘉郎君） 日程第2、これより一般質問を行います。

清 水 清 一 君

議長（渡邊嘉郎君） 6番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、最初に、自治体合併についてでございます。

前回も前々回も同じような質問をしておりますが、当局につきましては、答弁が同じだから困るのではないかなと考えますけれども、これまで合併協が行われてきまして、これまで

の町長の答弁等では、この合併協は、合併することではなく合併に向けての取り組みの協議の場であり、その中では期限もあるという形もおっしゃった中での答弁がございましたけれども、この考えのもとでこの合併協は進まれてきていると思うんですけれども、この基本的な事項として、また基本的な考え方として、町長もこの状況でまた同じような考えで、この合併に進まれているのかをお伺いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、この南伊豆地区の1市3町の合併につきましては、前々から申し上げておりますけれども、いわゆる今回の平成17年4月1日にスタートした新法に基づく合併ということで、言ってみれば、既往からさかのぼって考えてみますと、我が町としては今回合併の最後のチャンスではないかなという、私は説明会等でも言葉を使わせてもらいました。そこで、当町としては、1市3町の合併協議会に今取り組んでおるわけでありまして。

そして、基本的な事項としては、これも今まで申し上げておりますけれども、現在我々が進めているまちづくりの指針となるべき第4次総合計画あるいは過疎計画等に基づいて事業を展開し、進めてきておるわけでありまして。これらは引き続いて新市になろうとも、私は将来に向けてまちづくりを進めるためには取り組んでいかなければならないという基本的な考えであります。

この合併協議が進むにつれて、議員もご承知のとおり、今いろんな問題が核心に入ってきておりました、我々も何としても町の将来を考えながら町民のこと、そして地域のこともそうですし、この合併協議に今臨んでおるわけでありまして。基本的にはそういったことで今後もこの協議の場で取り組んでいきたいという思いであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） いろいろ問題があって、これから進んで取り組んでいくと言われておりますけれども、6月も9月もそうだったんですけれども、協議の場であると、合併に向けての協議であって合併することではないというような立場、感触ですっとあるんですけれども、そういう私の解釈でよろしいのかどうか。合併に向けているんだけれども合併するための協議ではないと、私はこういう考えと見るんですけれども、町長は合併に向けての協議なのか、

合併に向けての協議で行っている合併協なのか、その辺の認識をお伺いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このいわゆる我々が今協議しておる合併協議というのは、いわゆる合併という一つの目的ですね、これは。ですから、それに向けて協議しているということは、やはり合併へ向けて協議してくるということになるわけですから、最終目的は1市3町の合併であるということになると思います。

ただ、何度も申し上げますけれども、そこへ至るまでには、いわゆるいろんな項目についての協議が調わないと、当然のことながらこれはそこまで至らないわけですので、今まさにその最中であるわけでありまして。ですから、我々が合併協議をするということは、何でもそうですけれども、やっぱり目的へ向かって協議をするわけですから、そこはひとつ議員もご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） いい町をつくりたいと、あるいは町民のためにという形で合併協議を行っているというわけですが、その中で、ただ目的に向かっていくだけで、協議の内容で全体的に見ればいいんですけれども、全体的に見たときに悪い状況では、何かその先には行けないだろうと私も考えます。

これからの内容がまだほとんど出てきていませんのでわかりませんが、やっぱり町民全体を見たときに、いい方向になるような形でこの協議を行ってほしいんですけれども、その協議の中で将来構想、新市の基本計画でございますけれども、町民のためのいろいろな4項目を踏まえた中で協議を進めていくとこれまで言われてきましたけれども、その中で、この4次総合計画あるいは過疎計画の中で、まちづくりの将来に向かっての幾つの計画がありますけれども、それはどのくらい盛り込まれておられているのか。4次総合計画とか過疎計画の中でありまして、その合併協議で新市基本計画の中へどのくらい盛り込まれてきているのか、あるいはみんな盛り込まれてきておられるのか、そういうこれまでの経過をお教えます。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、今進めております協議会の中では、この新市の将来構想、そして基本計画の基本的な考え方として、今、議員も言われましたけれども、4つの項目があります。

まず、1つとして、基本方針及び主要事業を定めるに当たっては、将来を展望した長期的な視点に立つものとする。

2つ目として、財政計画の作成に当たっては、限られた財源の効率的な運営に努めるなど、適切な財政運営を図ることに留意する。

3つ目として、公共的施設の適正配置と整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮するとともに、地域のバランスや財政状況などに考慮しながら整備していく考えに立つものとする。

4つ目として、新市建設を総合的にかつ効率的に推進し、ハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮するものとする。

これを基本的な考えとして、今それぞれの小委員会なり、あるいは部会なりで検討に入っております。具体的内容につきましては、担当課長、企画調整課長から説明をさせますけれども、我々としては、ですからこれを基本として、そして、それぞれの1市3町の町が将来へ向かって新市になっても栄えるように、地域、まちづくりができるようにしようじゃないかということで今協議を進めておるわけでありますので、ひとつそういう点で基本的な考え方としてはそこにあるということ、まずご理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水議員。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 町長が今言われましたように、1つ目が基本方針及び主要事業に当たっては将来を展望した長期的視野に立ってやるという形でございますけれども、その中で南伊豆町は、これまで過疎計画とかとありますけれども、よく言う、国・県で言う山村5法といいまして、過疎地域であるとか半島地域でございますとか、山村振興法でございますとかという、過疎地域あるいは山村地域に対する山村5法というやつがあるんですけれども、5法のうち離島というやつは南伊豆町はないものですから、離島は抜くとして、その残りの4法全部、南伊豆町は絡んでいると、そういう地域でございますから、その計画に当たってはしっかりしたものをやってきているはずだと思っておりますけれども、内容についてはどうい

ふうに入っているのでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 企画調整課長。

企画調整課長（外岡重徳君） 最初、町長がお答えした、この新市基本計画の内容でございますが、現在、合併協議会では策定小委員会、つまり新市の基本計画策定小委員会を設置しております、本年6月から現在までに6回協議を行っております。また、この新市基本計画に住民の声を反映するための各市町の住民の協力を得て、ワークショップ形式の意見聴取を3回実施しました。

この新市基本計画でございますが、現在第2次素案ができておりまして、来年の1月あるいは1月の末、2月ごろには合併協議会に提案する予定になっております。したがって、この内容につきましては、詳しくは第2次素案中ということで申し上げられませんが、先ほど町長が申し上げましたように、総合計画あるいは過疎計画、その内容について各市町のそれぞれの1市3町の計画があるわけでございます。それと県との事業調整、そういうのをまさにもろもろ詰めている最中ございまして、まだまだ発表する段階にはないというようなことで、つい新聞記事の報道にも載ってございましたけれども、今まさにそれを受けて財政計画等々を詰めている段階でございます。したがって、その辺をご理解を願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） いい町をつくりたいものですから、職員の方々、あるいは町長も、あるいは合併協の役員さんも大変だと思いますけれども、しっかりやっていただいて、いいまちづくりをしていただきたいと思います。

その中で、4つ目でございますけれども、合併予定各市町の貸借対照表、財政コスト計算書、普通民間会社等はこの貸借対照表をつくって、自分の会社の経営を判断するという形をつくってあります。それで、そういう計算式をこれから平成20年度の決算では公表しなければいけないということになっているわけでございますけれども、それを1年早めて、この貸借対照表、行政コスト計算書はつくるべきだと重々言っているわけですが、この合併協の中で各市町の貸借対照表と、あるいは合併してからの貸借対照表がどうなるのかというものはつくってあられたらお教え願いたいと思うんですが、あるいは検討なされたことがあるのか、ないとしたらあるのかないのか、そこのところをお教え願います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、今言われた貸借対照表であります。これはある時点における資産、負債、資本の残高を総括的に対照表にして、そして財政状況を明らかにする報告書であるということでありまして、バランスシートと同義であるというふうに認識しております。

そして、合併予定の状況でありますけれども、それぞれ旧総務省方式によって、下田市は平成18年度、河津町及び松崎町については平成19年度まで作成をしておるというふうに聞き及んでおります。

次に、行政コスト計算書についてであります。これは、行政コスト計算書は、行政活動の中で大きな比重を占める人的なサービスであるとか、あるいは給付サービスなどの資産の形成につながらない行政サービスについて、1年間の提供の状況を目的別、性質別にコスト面から把握して、そして、これらに要した財源の状況を明らかにするための計算書であるわけでありまして。行政コスト計算書の対象となるコストの範囲は、行政サービスに要する支出からバランスシートに計上した資産形成のための支出を除き、その現金支出額を発生主義に基づいて調整し、さらに現金支出を伴わない減価償却費等を発生主義の観点から当期のコストに加えたものとなるわけでありまして。

今、合併予定の各市町の状況につきましては、貸借対照表と同じく、それぞれ旧総務省方式によって、下田市が平成18年度、それから河津町については平成19年度まで作成をしておるというふうに聞き及んでおります。

そして、当町におきましては、貸借対照表及び行政コスト計算書とも、現在総務省改定モデルにより作成中でございますが、現有財産の把握及び評価がネックとなっており、まだ完成には至っておりません。平成18年8月31日付の総務事務次官通知、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針によって、町村は平成23年秋までに関係団体等も含めて連結ベースの財務4表の整理または作成に必要な情報の開示に取り組むよう要請をされておるところであります。したがって、今後、より詳細な情報を集め、機能的な資料の作成が効率的にできるように調査研究に努め、公表期限に間に合うように作業を粛々と進めていく所存であります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） ほかの町村でもつくられてきたと、南伊豆町については財産把握が少し難しいから、資本となるべき土地の評価等が難しいと、資本がわからないことには貸借対照表はできないわけですから、資本の部をきちんとこれから精査してつくっておきたいんだという答弁だと思います。

資本の部の大きさ小ささでいろいろ変わってきますので、しっかりした総務省方式でやればある程度の形でわかってくると思いますので、ほかの市町も総務省方式でつくっておられるということは、皆さん同じつくり方でつくった指標になるという形ですから、比較が容易ではないかなと。特別事項もあると思うんですけども、比較が非常に容易になるという形がございますので、これは平成23年と言わずに、下田市が平成18年度につくられている、河津町については両方、平成19年度につくられたと、松崎町が19年度分、ことしの9月ごろだと思うんですけども、貸借対照表はつくられたという形になっておると思うものですから、南伊豆町も来年の決算に向けて、あるいは今年度中でもいいですけども、今年度中に昨年度の貸借対照表をつくってみるとかいうことは十分必要ではないかなと考えますし、この合併に向けての南伊豆町はできていないから、合併に向けての貸借対照表等はつくられておられるのか。多分そうなるとできないと思うんですけども、合併に向けての貸借対照表はどういう方向でつくられておられるのか、そういうところをお伺いします。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 議員のご質問で、議員よく勉強なさって、この関係のご質問をよくいただきます。合併関係市町のこの貸借対照表につきましては、当然、私も南伊豆町としてまだ作成に至ってないものですから、それを過去のものとして合わせるという部分は非常に不可能でございます。

先ほど町長がご答弁いたしましたけれども、この貸借対照表、行政コスト計算書の公表について町長もご答弁申し上げました。18年8月31日の総務事務次官の通知で、これでございます。そのときに、通知内容ですと地方公会計改革というのを求めてございます。この中に4表の整備を推進するという部分の大きい項目がございます。また、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産、歳入改革の方向性と具体的な施策を策定すると、そして、これは骨太の方針の2006を踏まえた中で、この地方公会計改革をなささいという形でございます。

具体的な内容といたしまして、この公会計整備として連結ベースで公会計の整備を推進するんだよということでございます。また、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万

人以上の都市、それというのは3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は5年後までに4表を整備、4表作成に必要な情報を開示しなさいというのは、これ18年8月の5年後ですから23年ということで、22年の決算からという形で公表をなさよという総務省の事務次官通知がございます。

それと、先ほど、また、これも町長からのご答弁でございましたけれども、一番重要な部分として、議員も先ほどおっしゃっていましたが、現有資産の把握というのを、それを評価しなければならないという部分がございます。一番、うちのほうとしてネックの部分として、現有資産の把握を、土地、建物、建物はほとんどわかっていますけれども、土地の部分若干誤差があるという部分で、これも来年度予算にでもどうかということで、でもちょっと法務局のほうともちょっと協議をしていますけれども、そういった部分で現有資産の把握をとにかく早くしたいというふうでございます。それと、ちゃんとした現有資産を把握した中で評価をして、総務省方式なり何なりの方式で公開したいということを今考えていますので、その際は、またぜひご協力のほどをお願いしたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 法務局との調整等もあるという話でございますけれども、この合併協を行っている中で、他の市町村がそういう指標を持っておられる中で、南伊豆町が持っていない中で合併協議を行う、また、協議会等をつくるときに、町長も強い言葉が、それが出るとかえって弱くなるからつくっていないのかどうかわかりませんが、そういう指標をつくった中で強く出るべきは強く出ることが考えられるものですから、そういうデータはつくっておいて、強く出るべきではないのかなと。都合によっては悪いところもあるんですけども、都合のいいところはどんどん強調して言っていただくような形を、これをつくっていただいてやっていけば、本当にいい合併もできるのではないかなと思うんです。

ただ推測で、ここがいいから、あるいはこのほうが悪いからとかという推測でやっていると、将来的にいい合併に結びついてこないのではないかなと私は考えますので、これはぜひともやっておいたほうがいいと私は考えます。

続きまして、同じようなことなんですけれども、6番目と7番目でございますけれども、新市の合併後の10年間の交付税の見積もり額の推移と、また総額という形で、これも前回質問させていただきました。その中で、これから合併協の中で話は出てくるのではないかと、この地方交付税の見積もり額の推移については合併協の中で出てきて、試算をされることに

なるだろうという答弁がなされております。合併協に向かって、この地方交付税の10年間の算出等はなされてきておられるのかどうかをお伺いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

新市における合併後10年間の地方交付税の見積もり額の推移、総額ということでありますが、昨日の竹河議員の質問でもお答えしましたとおり、新市の財政計画については、試算はされております。議員もご承知のことと思いますけれども、新市における普通交付税ですけれども、合併後5年は合併前のいわゆる区域をもって存続した場合に算定される交付税額を下回らないように算定をし、そして、その残りの5年間については、昨日も申し上げましたけれども、これも激変緩和措置が講じられるということになるわけであります。

そして、試算内容の一例を挙げますと、普通交付税算出の基礎数値の一つである5年に1度実施の国勢調査、今回は平成22年度となりますけれども、その人口減等による影響で合併後の新市交付、普通交付税ですけれども、これは現1市3町の21年度普通交付税の合算額を、22年度実施の国勢調査人口が基礎数値として採用される23年度には下回ってくるのが危惧されるわけであります。そのような点まで考慮し、作成したと聞いておるわけですが、今後合併協議会の確認を経て公表されることになるというふうに理解しておりますので、よろしくどうかご理解のほどお願いを申し上げます。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 今の合併協議会の中で、結果的にこの数値は公表されてくるだろうとことごとございますので、協議をしていく段階で、こういう数字も合併協議が始まる前からそういう話があればいいんですけれども、合併協議が始まった中で検討されてきておられるわけですから、この交付税もどのくらいになるのかというのが、新市の新たな計画をつくる時の話の一つなので、新市のやはりこの計画をつくる中でも交付税を当てにしなければならぬという、この合併しようとする4つの市町でございますから、そういう部分もきちんと数字を把握してから計画等もつくるようになると思うものですから、そういう数字も早目に出してやっていくほうがいいのではないかなと、そうしたことがかえって、いいまちづくりができるような合併協ができるのではないかなと私は考えます。

続きまして、4つ目としまして、地域自治組織の内容をどのようにしていくのかということとでございます。合併協で地域自治組織の協議が進んでいると思いますが、どのような組織を考えておられるのか。よく河津の町長あるいはほかの市町の首長さんあたりが、こういう地域自治組織がいいよとかいう話で、この間も全員協では地域組織の資料を分けていただきましたが、それについて、どのような組織を今これから考えてられておられるのか、町長の答弁をお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このたびの合併協議の中で、いわゆる地域自治組織が協議の項目に入ってきたということの経緯については、昨日、私お話をしました。その中で、この地域自治組織でありますけれども、新市となって広域化する、これも繰り返すようではありますけれども、地域住民の意見を行政に反映をさせる、そして、それぞれの地域の特性を生かした新たなまちづくりを推進するというので、そのためには地域自治組織制度を採用することが有効ではないかということでもってスタート、協議に入っておるわけでありまして、

そういったことで種々、これからいわゆるその組織の内容に入ってきているわけでありまして、昨日もお答えしましたけれども、事業費の配分であるとか、あるいは、それを算出するためのもととなる数値、こういったものをどういうふうなことでもって取り上げていくのか、これが今議論的になってきておるわけでありまして。これについては、我が町としては、今まちづくりを進めてきておる中で、正直言って財調あるいは負債等もありますけれども、そういったものはやはりまちづくりのためのこれは基盤整備であり社会資本の整備でありますから、これらをよく我々としても協議の場でも主張しながら、このいわゆる組織の中で反映されるように、将来に向かって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） 今の話ですと、やっぱり南伊豆町は少し基金があるから、その基金で、ある程度のことは考えていきたいということをおっしゃられたんだろうと推測できます。ある程度のものという、私、見当はつくんですけども、ここではちょっと、後で言いますけれども、そういう形で十分考えていただきたいと思っております。

この協定項目、また、協定項目で町として重要である項目ということがございます。いろんな協定項目、26項目ございますけれども、そのほかで、全部重要だと思うんですけれども、その重要の中でもまた重要なもの、私も答弁、これ1回やっていますとわかるんですけれども、全部重要だという答弁が必ず返ってくるものですから、それは当然の話でございますけれども、そういう全部重要な中でも、またその中でまた重要なものがあると思うんですけれども、そういうものが、町長あるいは当局の方々に、ぜひとも南伊豆町としてこれだけは主張していくんだというものがございましたら、よろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 今、清水議員の質問の中で、私の答弁したいことが全部出てきましたので省略させてもらいたいんですが、そうはいきませんから、答弁は全く今言われたとおりでありまして、私は、いわゆるこれは必要であるから項目として挙げてあるわけでありまして、この全項目がいわゆる重要であって、そういう姿勢で臨んでおります。

さりとて、やはり何でもそうですけれども、順位をつけるといえば順位はつきますけれども、やはり全項目について私は取り組んでいきたいというふうに動いております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） そのうち、ちょっと細かいことにぴしゃっと聞かせていただきますけれども、簡単なことで、これ言うのも恥ずかしいんですけれども、南伊豆町は防災ラジオとか言いまして町民の方々に負担していただきました。もし合併したとき、無線の周波数が変わるという形になると、この防災ラジオが使用できなくなる可能性が非常に高いところが考えられます。だから、あの防災ラジオを配って、まだ2年ぐらいしかたっていないわけなんですけれども、これは最低10年は使わないと、また町民の方々にお金を、町の予算も使ってやったそのラジオが聞こえなくなる状況も考えられるんですけれども、そういう協定の中でそういう話は出てきておられるのかどうか伺います。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） お答えいたします。

防災ラジオの件、消防防災の事務事業のすり合わせの中では、その辺の部分は若干、中では出たんですが、無線についてはデジタル化という部分も一方では進んでございます。例え

ば防災ラジオにつきましても、下田市とか南伊豆町、導入をしていますけれども、あれは新市になると一つの周波数にしなければならないという部分なんかもあると思います。この辺も含めて、今後また、事務事業の中でこういったことがよろしいかといったことで、今のラジオ、あるいはその周波数を使えるのかという部分も、電波管理局等とも協議しながら進めなくてはならないと思います。

そういったもので、この防災ラジオ、消防防災に限らず、26項目の事務事業がありますけれども、まだまだこれから分科会あるいは専門部会で協議、すり合わせになるのではないかと思います。非常にいっぱいございますがご理解いただきたいと思います。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） この事務事業のすり合わせの中でいろいろあるわけでございますけれども、例として一つ挙げたわけなんですけれども、そのほかにもあるわけですが、そのほかでもまた皆さん、各担当課長、また町長、あるいは合併協議会の委員さんにも努力していただいて、処分のいい方法になるような形でやってもらいたいと思うんですけれども、話は変わりました、また、合併のこの説明、町民への説明をどうなされてくるのか。

去年の今ごろ住民説明会があって以降、今現在、合併協が始まってからの住民説明会もない状況でございます。もうほとんど1年もたって、あれから、合併協が始まる前の状況から1年たってしまった。合併協が始まってからもう半年間が過ぎている状況でございます。こういう状況だと、町民の方々は合併協のチラシとか役場から行くお知らせ版等で、広報等でわかると言いましても、やっぱり説明して歩いたほうがいいんじゃないかなと私は考えるんですけれども、町長はどういうふうに考えられておられますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

いろいろ今取り組んでおる行政課題について、やはり情報伝達、町民の皆さんにお知らせして、そして理解を求めていくことは、当然これはしなければなりませんし、重要なことだというふうに認識はしております。

そこで、今申されたこの合併についてですけれども、昨年ちょうど今ごろから年明けまで4カ月かけて説明会を実施いたしました。時期的なことであったりして出席者も会場によっては少なかったですけれども、それなりの説明をして回って、やはり生の声を聞いていた

だくことがいかに重要であり意義があるかということが、我々も実感としてわかっております。

そこで、この今取り組んでおる合併ですけれども、合併問題、また病院の問題もそうですけれども、こういったことを状況が、日々刻々と言ってはちょっと極端ですけれども、変わってきておるわけです。ですから、それを説明して、またその後1カ月もたたない間にまた状況が変わってくるということがあると思います。ですから、ある程度の区切りと言いますか、がついたところでやることが一つの説明会を持つ意義もあると思います。

しかし、これは何でもそうですけれども、事業は、行政は継続しておりますから、そう言っているといつ説明会ができるか、これはわからないわけですし、そうこうして今来ているわけですけれども、私はこの合併の問題が年明け、あるいは、どういう状況になっていくのか、ある程度方向性がつけば、説明会も考えていきたいと。それまでは、今、議員の申された町の広報紙、これにはこの議会の私の行政報告等も載せていただいておりますので、町民の皆さんにはそれを見ていただいているというふうに認識しております。

それから、合併協議会では協議会だよりをそれぞれの開催時に発行しておりますから、これを見ていただくという思いでおりますので、とりあえずはそれらを見ていただいて、なお不審な点については、ここに投書も来たりしております。それには私はお答えをしております。そして、職員を動かしております。そういう状況の中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） この合併協、日々いろいろ変化があるという形で、なかなか説明会の時期が難しいという形でございますけれども、年明けにはある程度方向性が決まってくるから考えてみてもいいかなというふうに言われておりましたけれども、私の判断では、年明けから合併についての説明会、あるいは町民説明会、共立湊病院についても説明会等を歩くというふうに、私は今聞いたような気がするんですけれども、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

それぞれの事業、あるいは政策的なことが進む中で、それを頭に入れながら進めていきたいと思えます。まだ確約はできませんけれども、そういう考えであります。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） わかりました。そういう形でよろしく願いいたします。

それでは、共立湊病院について伺いいたします。

昨日も共立湊病院、各議員さんが質問されておりました。この第三者機関で答申が出されて、出てきたわけでございますけれども、この答申への取り組み方ということで聞きたいんですけれども、この取り組みは、この前、町長、昨日は、病院組合で説明していき、決めていきたいというふうな答弁をなされてきておられました。地元の町長として、やっぱり町民、また議会へ説明して、それでまた、同時に病院組合でも行うという形が必要ではないかなと。病院組合も大分重要なんですけれども、地元の市町村も大事じゃないかなと。

ましてやこの答申で、よくうわさに出ております南高跡地なんていうことになると、間違えて市町村合併できなかった場合、首長が、管理者が変わるということになるわけですよ。考えも出てくるわけですから。その説明も、町民に対しても説明が同時に必要ではないかと。もう13日に病院議会を始めるということでございますから、もう1週間もないわけですから、議会でやっぱりその答申も、町長の答申を受けての考え方について答弁しておいたほうがいいんじゃないかなと考えますけれども、どうでしょうか、町長。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

このたびの共立湊病院のいわゆる答申を受けての今後の進め方については、先般の全員協議会、あるいは昨日の一般質問等でもお答えをしたとおりであります。

まず、この答申が出たというのは、いわゆる病院議会からの諮問に基づく答申でありますので、基本的にまず病院議会へかけるべきであるという、私は考え方であります。そして、次がやはり構成する市町の首長で構成する運営会議も一緒であります。そして、じゃ、今、清水議員が言われるように、地元の議会はということで、決してそれを無視したとかというのではありませんし、もちろん同時に考えなければなりません。ですが、やはりこの今回出された答申そのものが病院議会に対する答申であって、ですから、このことについては、まずそちらにかけて、そして、同じぐらいという言葉は今使われませんでしたけれども、町の議会に

ついても先般、それに先んじて既に、全員協ではありましたけれども、お話をさせていただきました。

これについての具体的な皆さんのお考え等を聞く機会もまた、もちろんこれは設けなければならないというふうに思っておりますけれども、何にしても12月に入って日程等も立て込んできておりますので、今後それについては、またそれぞれの皆さんと話を進めながら取り組んでいかなければならないかなというふうに思っております。ですから、まず答申が出されたことを受けて、まだ答申が出ただけですので、それを受ける病院側の会議を持つという、まだ時点ですので、そういった点でご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） この問題につきましては、町長、やっぱり共立湊病院組合の管理者でございますけれども、何で管理者になっておられるかと考えれば、南伊豆町民の力で町長になれたと、賀茂郡下の市町村の首長さんのおかげで町長になっているわけじゃなくて、南伊豆町民の力で町長になっている。それが管理者でなっておられるという形でございますから、他の市町についても、お金を出していただいているわけですが、管理者としてなるのは、南伊豆町の町長だから管理者になっておられるわけですから、そこを十分考えていただいて、町民のことを考えていただいて、この答申の取り組みはしっかりやっていただきたいと思います。

それで、2つ目の町内の一次救急の考えはということで質問させていただきます。

なぜこのような質問があるかといいますと、この第三者機関での答申では、南高跡地への病院建設がもしあったときに、では湊病院の後のところで一次救急はどうなるのか。南伊豆町民の一次救急は、やっぱり地元の町長としては、一次救急は町の責任ですからどうにかしていかなければならない。夜間については、じゃ南高跡地でなった場合、南伊豆町民は今から、今の共立湊病院のうちから、また15分余分にかけて南高のところまで行かなければいけないのか。要するに南伊豆町民に対して不便な状況になってくる、あるいは生命、助かるものがなかなか難しくなってくるというか、手おくれになることは少ないんですけども、手おくれになってくる可能性もあるという形を考えますから、その一次救急についての考えは、この第三者機関との絡みでお答え願います。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

賀茂地域の第一次救急医療につきましては、平日、そして夜間及び休日に発生する入院を要さない救急医療を対象として、平日夜間については医師の所在を明らかにする在宅通知制で、土曜日午後、日曜、祝祭日については内科系と外科系に区分した在宅当番制によって救急患者の受け入れを現在行っておるわけでありまして。そして、当番表は賀茂医師会が各医師の志望調整をして、そして作成をしております。

しかし、課題として、県の広域で行っている救急医療体制を見ますと、それぞれに夜間救急医療センター等が整備をされてはいますが、当賀茂圏域では未整備であるわけでありまして。また、平日夜間の在宅通知制は、賀茂医師会が各医院の在宅状況を把握して、そして、救急医療に対応することになっておるわけですが、現実には救急を受け入れる態勢がとられている医院が少なく、一部の救急指定医院に集中する傾向が見られます。軽症であっても第二次救急病院に搬送されるなど、救急隊が搬送先を探す状況が続いておるわけでありまして。

これらを踏まえて、平日夜間の在宅通知制を賀茂医師会の協力によって在宅当番医制へ移行することで第一次救急医療体制を強化充実する、また、医療機関において第一次、第二次救急の役割を確認し合うことで、支援体制を確立していくことなどの対応をまいっております。

なお、共立湊病院改革推進委員会においても議論されました夜間医療救急センター等の設置につきましては、賀茂医療圏域の重要検討課題として取り組んでいく必要があるのではないかとこのように認識をしておるところであります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

6番（清水清一君） そういう答弁はわかりました。だけれども、もしこの第三者機関の答申が出た、もし踏まえてのときを考えたときに、一次救急も行く、あるいは二次救急、遠くなるわけですが、ベッドもない診療所という形だと、夜間の救急については、これまで共立湊病院があったからどうにかなったわけですが、それがなくなったという状況で考えたときに、じゃ救急はどうするのかという問題がどうしてもおかしい問題になってくるのではないかなと私は十分考えますので、これもそこを踏まえて、町長、これから十分検討していただきたいなと思います。

これはやっぱり医療の問題、二次救急もそうなんですけれども、これから共立湊病院の移転の話になっていったときに、いや一次救急はどうなるんだとなったら、あっ忘れていましたという話では済まない話ですから、一次救急を踏まえた中で検討していただきたいと思います。

それで、この一次救急で、この病院があるからという形で、これまで南伊豆町には横浜臨海とか、杉並学園、あるいは下流の修学旅行、ある程度の、その生徒たちは共立湊病院があるからそういう誘客等に、観光に結びついていったという状況がございます。もし間違えて市町村合併がない状況で病院だけなくなったという状況になりますと、この誘客するについても、自分が学校の先生として考えたとき、修学旅行の先生として考えたときに、病院のない市町村に修学旅行で生徒を送るかどうかという問題が出てきます。そういったときには、やっぱりじゃ病院のある市町村に変えましょうという形になると思います。

やっぱりそういうことを考えたときに、共立湊病院を中心とした医療のまちづくりという形でもございます。病院があればこそこういう観光にも結びつくし、住民の生活も、あるいは医療もよくなってくる、観光も結びついてくるというふうに考えますが、この医療立町の取り組み等を町長どういうふうに考えておられますか。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

現在、共立湊病院に隣接して介護老人保健施設のなぎさ園、それから特別養護老人ホームみなとの園があるわけでありまして、そういった意味から、既にもう保健、医療あるいは福祉ゾーンという見方ができると思います。そして、あその場所が、これも前々から私も申し上げておりますし、町民の皆さんも認識されておるすばらしい自然景観、あるいは豊富な医療、気候、温泉があるわけでありまして、こういったものを生かしながら進めるべきではないかという意見も、もちろん今までもありました。そして、今後もさらに高まるであろう予防医療あるいは予防介護、そういったことを考えますと、求められるところの療養型医療への取り組みがやはり必要となってくるわけでありまして、今、議員の言われたように、あそこをそういった面でのゾーンとして整備していくということも、確かに施策の一つであります。

これも先般出されました答申の中に一部入っておりますし、このいわゆる建てかえ問題とあわせて考えていくことに、もちろんなると思います。ですから、まずそれにはあの答申を

受けるという正式な確認がなされないと、まだ事が進みませんので、そのことについては、今後病院の問題がどういう方向で具体的にいくことになるのか、それを見きわめながら取り組んでいきたいと。先ほど言われた医療の問題、いわゆるいろいろあります。ですから、そういったことを含めて今までも取り組んできたわけですし、今後もやはり、答申は答申として出ましたけれども、我々としては、やはり地元として考えていかなければならない問題ではないかと思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君。

〔 6 番 清水清一君登壇 〕

6 番（清水清一君） あそこを、湊のところ周辺を医療と福祉のゾーンとして考えておられるというふうに言われておりましたけれども、この答申の関係ではいろいろ書いてありますけれども、結果的にはよく考えてくると、福祉のゾーンとなるべき核がなくなるのではないかと。核がなくなってという状況で福祉のまちづくり、あるいはゾーンづくりと言っても、なかなかそういうまちづくりはできないんじゃないかなと考えますけれども、これ答弁していただきたいけれども、答弁は難しいと思うものですから聞きませんけれども、言いっ放しにしますけれども、やっぱりあそこへ残す方向で考えていって、そこをまちづくりの一つとしていくと。病院がまちづくりの中心になるということを考えていただいて、これからも主張していただきたいなということを言いまして、私の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（渡邊嘉郎君） 清水清一君の質問を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、再開いたします。

議第104号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第104号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第104号の提案理由を申し上げます。

地方税法第423条の規定により、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するため、固定資産評価審査委員会が設置されております。現委員3名中、湊894番地の18、鈴木肇氏の任期が本年12月31日で満了となりますが、豊富な経験、優れた知識を有する同氏を最適者とし、引き続き選任いたしたく提案した次第であります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第104号 南伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第104号は同意することに決定をいたしました。

議第105号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第105号 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第105号の提案理由を申し上げます。

本案件は、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日に施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

本法の施行は公益法人制度改革の一環であり、これまでの公益法人、社団法人、財団法人を登記のみで法人設立が可能な一般社団法人、一般財団法人と、公益性の判断が必要な公益社団法人、公益財団法人に分離し、これらをあわせて公益的法人と称することとなりました。これにより、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の題名及び本則中の公益法人が公益的法人に改正されました。

町では前法に基づき、公益法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めた南伊豆町職員の公益法人等への派遣に関する条例が施行されており、今回の改正を受けて、題名及び本則中の公益法人を公益的法人に改正するとともに、同条例を引用している南伊豆町職員定数条例もあわせて一部改正するものであります。

改正の手法としては、相互の条例の関連性が高いことから個々での改正は行わず、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例として一括改正し、今回上程するものであります。ご審議のほどよろしくお願いをします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第105号 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第105号議案は原案のとおり可決されました。

議第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第106号 南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第106号の提案理由を申し上げます。

本案件は、独立行政法人国際協力機構法第13条の業務の範囲についての規定が改正されたことに伴い、同法を引用している南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する必要が生じたことによるものであります。

具体的には、同条例において職員の休業が認められる国際貢献活動とは、同法第13条第1項第3号に基づき行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動とされていますが、前述した改正により当該規定が同法第13条第1項第4号に繰り下げられたため、同条例の一部を改正するものであります。ご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第106号 南伊豆町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第106号議案は原案のとおり可決されました。

議第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第107号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第107号の提案理由を申し上げます。

本案件は、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴い、関連する人事院規則が本年10月1日に公布施行されたのを受け、同規則を引用している南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことによるものであります。

具体的には、同条例第12条により職員の区分に応じて年次休暇の日数が定められており、同条第3号に公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫に関連した職員に対する規定があります。今回の人事院規則の施行により、この公庫に関する文言が沖縄振興開発金融公庫に改正されたため、同条例の該当部分を改正するものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第107号 南伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第107号議案は原案のとおり可決されました。

議第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第108号 南伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第108号の提案理由を申し上げます。

特殊勤務手当とは、職員が従事する職務が著しく危険、不快、不健康または困難な特殊勤務で、給与上、特別の考慮を必要とし、かつその俸給で考慮することが適当でない勤務に対し支給されるものであり、支給対象となる職員については、具体的に規定することとされています。

表記条例では、具体的な規定のほかに町長が認める業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給する旨の規定があり、これはさきに述べた職務の具体的な規定の観点から望ましくないため、今回、条例改正を行うものであります。ご審議のほどよろしく願います。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第108号 南伊豆町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第108号議案は原案のとおり可決されました。

議第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第109号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第109号の提案理由を申し上げます。

本案は武道館に設置されているトレーニングルーム及びシャワー室の使用料について一部改正するものであります。トレーニングルームは老朽化による使用不能、シャワー室の利用者がいないため、料金の徴収を見直すことといたしました。よって、条例から使用料の削除をするものであります。

なお、詳細につきましては、教育委員会事務局長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山本信三君） 議第109号 南伊豆町社会体育施設徴収条例の一部を改正する条例制定について内容説明させていただきます。

南伊豆町社会福祉協議会施設の老朽化対策として、武道館には管理者不在等との総合的見地から同館を改修し移転することになりました。この改修により懸案であったトレーニングルームは機器の老朽化による使用不能であり、使用できるウエート器具で数人が管理者不在で機器の取り扱い補助員のいない中、日に数人、それも時間もまばらで、使用者は1人でトレーニングをしている状態で、町の管理上責任の問題があること、また、シャワー室は数年前から地盤沈下等でガス管がどこかで切断されており、使用不能となっている上、使用者がここ数年だれも利用しておりません。水シャワーは出ますので、無料にて夏場などは使用できます。このことにより、今回同館使用料のうち、トレーニングルーム及びシャワー室の使用料を廃止するものであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第109号 南伊豆町社会体育施設使用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、

原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第109号議案は原案のとおり可決されました。

議第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第110号 南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第110号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度中に妻良漁港漁業集落環境整備事業が完了することにより、新たに妻良水産飲雑用水施設及び妻良集落排水施設を管理することが必要となったことから、南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部改正を行うものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第110号 南伊豆町漁業集落環境整備施設設置・管理条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第110号議案は原案のとおり可決されました。

議第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第111号 南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第111号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度中に妻良漁港漁業集落環境整備事業が完了し、平成21年度より施設の管理が必要となることから、新たに南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計条例を制定するものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第111号 南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第111号議案は原案のとおり可決されました。

議第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第112号 南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第112号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度に南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業による施設整備の事業が完了するため、南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計条例を廃止するものです。ご審議のほどよろしくお願いをします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第112号 南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計条例を廃止する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第112号議案は原案のとおり可決されました。

議第113号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第113号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第113号の提案理由を申し上げます。

南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、平成21年1月20日完成予定の湯の花観光交流館の指定管理者に南伊豆町観光協会を選定いたしましたので、提案申し上げる次第であります。

湯の花観光交流館につきましては、10月に議決されました湯の花観光交流館の設置及び管理に関する条例の第16条にも、町長は、観光交流館の管理運営上必要と認めるときは地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に観光交流館の管理を行わせることができるとしており、町が直営で管理を行うより指定管理者による管理のほうがコストも安価なこと

から、湯の花観光交流館の管理は、指定管理者を指定し管理を任せるといたしました。

そこで、平成20年11月10日に南伊豆町公の施設管理者選定委員会を設置し、湯の花観光交流館の目的や施設の性質を考慮し協議した結果、南伊豆町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条による、公募によらない指定管理者の候補者の選定とし、候補者として南伊豆町観光協会を選定いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君） 今、指定管理者についての公募によらないという形で観光協会を指定したというその経過について、ちょっとお伺いいたしますけれども、観光協会は観光の低迷とかそういう関係で非常に厳しい経営をされていると思います。そういう点をどのように見込んだ中で、この観光協会に公募によらない指定管理者という形で入ったのか。

それともう1点、これは条例制定のときお聞きすればよかったんですけども、この中で多目的施設というのがある。この位置が、私が持っている図面等の中にはちょっと示されておりませんので、この多目的施設についての使用料はもうここで、条例制定のとき設定されておりまして、多目的室がどの位置が多目的室か、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） それでは、私が選定委員会の委員長ということで審議をいたしましたので、報告をさせていただきます。

この委員会の開催は11月10日、21日の2回行いました。そうしまして、その中で公募によらない方法を決定したわけですが、その理由といたしましては、1つ目が収益目的ではなく、観光案内、交流という目的を特化した施設の性格、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するためには公募にそぐわないということが一つでございます。もう一つは観光や交流情報の一元化等の目的を達する施設という目的から考え、指定できる団体等は限られるということがあります。そして3つ目といたしまして、観光案内や交流に精通した団体を指定する必要がある。しっかりした町内業者または団体、これは地方自治法に規定する公共的団体に該当するものということでございます。これが望ましいという、この3つの要件のもとに公募によらない方法を行いました。

そして、そういった今の3点申し上げた中から町内からということになりまして、いろいろ検討しまして、どうしても団体としては南伊豆町観光協会しかなかろうというようなことでありました。そういったことから南伊豆町観光協会ということで決定をして、町長のほうに上げたという経過でございます。

それから、観光協会の内情が非常に厳しいという議員から今指摘がありましたけれども、確かに今の状況の中で職員等の配置あるいは新たにそこを運営していく中でそういったことも論議されました。それにはやはり新たな町からの手当ても必要ではなかろうかと、そういった考え方でおります。

それから、多目的施設の位置ですけれども、担当課のほうでやっていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 2点目の多目的室の件でございます。議員おっしゃっていますように、先般開催させて頂きました指定管理者の指定について全員協等で私のほうから資料を配付したわけですけれども、これが確かに西側から休憩施設、それからその隣が販売施設、それから観光案内展示施設と、それから公衆便所施設と、そして、確かに多目的施設という表記がなかったと思います。管理条例には多目的室と表示していますので、資料にもあります。その多目的室というのは今の西から2番目、失礼しました、休憩所、販売施設、その隣の今の観光案内施設、そこを建物の半分を間仕切りにしまして、観光案内施設が前面、それからその後ろ側に入ることができるような形の多目的室という形にして、間仕切りをしまして半分というふうな形になっております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君） 今の多目的施設についてはわかりましたけれども、私が心配するのは、先ほどもその公募によらない観光協会の指定管理、ただ補助金が町から補助団体へ行っているわけです。その補助金の要するに今、副町長が言われたように、町で何とか手当てをするような形がとれましたけれども、それは指定管理料として向こうに支払うもの、それは当然のことだと思うんですけれども、その中で運営が非常に厳しいんだということが公開のときに出てきて、それを即そのまま、じゃあという形でやると、結局、補助金の上乗せのようなそういう形に解釈するものですから、ぜひその辺を今後、ことし1,000万でやるのか幾らでやるのか契約して、また次のときの契約のとき、その分がおかしかったからとかという、それを維持するというような同じ危機感も、もちろんチェックしますからそういうことはない

でしょうけれども、そういうことをちょっと心配するものですから、今言った、質問させていただいたんですけれども、ぜひその点を十分精査するような形はとっていただくようお願いというか、当然それはやるべきことだと思いますので、一応そういうことで質問させていただきました。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） 今の稲葉議員のお話ですけれども、やはりあそこが今も申し上げましたように、収益を生まない、管理面が入る人に対してのサービスの面が非常に多いものですから、当然、施設として町で管理していかなければならないという向きが多分にあるものですから、そういったことを十分加味してこれから料金等についても対応していきたいと、こういうふうに思っております。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） ちょっと一部関連がございますが、たまたま私は交流館の横に住んでおりますので、非常に興味を持っております。実は全員協で一応、条例の規則とありますが、その説明も受けましたけれども、実は指定管理者制度に対する総務省の自治行政局の見解というのが、実はある本に載っております、その中では、指定管理者制度の運用に当たっての留意点、それは先ほど稲葉議員がおっしゃった一つ、例えば特定の事業者を指定する際については、当該事業者の選定理由について十分な説明責任を持たせる必要があると。それは今、運営委員会の代表である副町長がおっしゃられました。あわせてその情報公開等、住民に厳しさという点ではここでは言っております。

問題は、その行政自治局の見解の中の一つは、委託料との実数に関する事項というのを実はうたっておるわけですよ。これは規則でいいますと、第6章の19条から21条までということになると思うんですが、ここで問題は、19条です。適正に算出された本施設の管理運営経費の合計額から、その指定管理者が個別に入居するであろうと想像される事業者との協定中の使用料、それを差し引いた差額を、要するに甲、南伊豆町が指定管理料として支払わなければならないというぐあいにあるんです。

ですから、その中で管理運営経費というのは、そういったあの中の物的な維持管理業務にかかわるものという解釈とされるんですが、具体的にはどういうことを指すのでしょうか。まず、最初にちょっとそれを答えてください。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 今の第6章の指定管理料ですね第19条、指定管理者の支払い、おっしゃるとおり、漆田議員の心配されたように具体的にじゃその意味の中身はどうなんだという形になります。そうしまして、そこがあそこを運営していく上で適正に算出された管理運営経費で事前に算出された本施設の経費の合計から、観光交流館利用料金の収入を差し引いたものですから、それを町が指定管理者に払うんですが、指定管理者は実質的には買ったほうが安いという形なものですから、その辺はいいです。

じゃその内情はといいますと、今の収入のほうは施設の使用料としましてその方に入っていて、販売施設ですから、そういった販売施設の使用料、それから展示室の使用料、それから自動販売機の販売収入、それから観光案内所の観光協会の使用部分の電気料、今現在青市にあるんですけれども、こちらへ来たとしたら、差し引きの部分そんな形です。その辺の展示室の収入ですとか、またさっき言ったそういう施設の使用料、そういうやつが歳入で、あとの歳出のほうは光熱水費、これが電気料、上水道料金、下水道料金、それから委託料、これが管理運営経費それから施設内の清掃委託料、あと消耗品、電球ですとか事務用品というのを差し引いて算出したもの。

で、今補正で来年の2月1日から指定管理者への委託料について補正で計上させていただきます。その収入合計が今の182万7,000円に、そして支出合計が842万1,000円、差し引きますと659万4,000円を指定管理料として年間払わなくてはいけない。そのうちの2カ月間、ですから12分の2、110万を今補正で指定管理者へ委託料として計上すると。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 委託料を算出するに当たって、その選定の基準、それはもちろんそれらを構成する人件費の分、あるいは物品の能力等を勘案しなければいけないんですが、その適切な積算がなされていることが必要であるというぐあいに、その要件として言われております。あと逆に、指定管理者に利益が出た場合のその利益配分のあり方等についても十分この中で、例えばその第6章だけいってもそれはうたっていないわけですよ。そういったことも実は要素として加味しなければいけないと私は思うんですよ。

今回の113号は、観光協会を指定管理者にしたいんだけどどうですか、議会さんという提案の仕方なんですけれども、本来、指定管理料を指定管理者に年間500万も600万も払うような指定管理の実態というのは実際にあるんでしょうかね。通常なら逆ではないでしょうか。逆ではないかと私は思うんですよ、一般的には。そうでしょう。

その中で、民間、NPO等、民間であればいろいろな利益を生むノウハウというのは当然持っていますから、やむにやまれずその選定者の該当はいないという、協会さんやってくださいというような話、さっき選定委員会でもってそういう話だったんですけども、この料金、第6章については、非常によく吟味して内容を分析した上でないと、議会としてはそれを承認できないのではないかと思うんですよ。

ちょっと課長、話しあったようにもうちょっと、議会の役割とその指定管理者制度の関係は、選定にかかわるところから通常の運営に係るところはすべて執行者側で事がどんどん進んでいくという側面が実はあるわけです。最終的に議会に承認を得なければならないという最後の出口のところなんですけど、これを出されて、はいそうですかとは言えないわけです。ですからこのところを、第6章の辺については、本業務実施については、要するにかかったものから収入を差し引いたものは払うということ、その表現がここで言うところの適正に算出された本施設の管理運営経費というところをさらに細かく説明する必要があるだろうかと思うんです。

片方においては、観光協会そのものが補助団体ですから数千万というお金で補助しています。メインの補助以外にも、まだ色々なイベント等ということで町のほうから補助しているんですよ。そういった特性を加味している割には非常に、はいそうですかとは、あぁいいですよとは言い難いということがあろうかと思うんですよ。

もう1点いいですか。これ第21条に販売施設利用料というのがあります。これは多分湯の花売店を想定してのことで、条例になぜこんなふうに入るのかなと非常にちょっと奇異に感じたんですが、実は個別の話をしたいと思うんですよ。湯の花売店がああ建設にかかわるときに、大家さんの都合でちょっと完成するまで出ていってくれよと、大家の都合で、完成したら入ってきてもいいよ、そのかわり指定管理者との個別の協定を結んでくださいよというような条件つきで出たわけですよ。それにかかわる費用というのは、湯の花売店は財源ですべてを賄ったらしいですね。これは当局もその辺は十分つかんでいると思うんですよ。それで、新たに入居して、例えばそれにかかわる冷暖房施設であるとか点検の費用とかいうものは、しかもその販売施設料の独自の財源でやってくださいよという条件が来ているらしいですね。それは事実でしょうか。ちょっとこれは先に答弁してください。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） ちょっと最後の、あそこが現在らんらんの所で何かあの工事に伴いまして移設して、今営業をしていますね。それから今度できる、その移設の費用は

NPO法人である湯の花の中にその金額を出したという話で、これは湯の花ではなくて町当局のほうで出さなければいけないのではないかというのが1点です。2番目の第1です。その関係はちょっと町有財産としてちょっと契約の内容は、湯の花と町のほうとの契約内容がありますので、その運用することにそういう事態が生じた場合はとかということがあるかと思うんですけれども、その辺はちょっとあれして2点目をちょっと、今何か金額をおっしゃいましたけれども、その2の2番目は、今何か、申しわけないです。ちょっとその質問を。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） 2点目は、あそこに再転入するについて、完成後入りますね、その例えば冷暖房施設であるとか、重立った工作物の要するに付設ですよ。要するに自前の設備ではなくて。そういったものの費用負担が、要するに早いこと言えばクーラーですよ、冷暖房施設。それは湯の花売店の費用持ちでやってもらえないかというような話になっていたんですけれども、その辺は町として、今まで自分の大家さんの都合でちょっと出てくださいますから、持てないんでしょうか。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 2の2のほうでございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

産業観光課長（山田昌平君） これは先ほどの議員も心配していただきました使用料、指定管理者が選定して、その販売施設に入る使用料の金の関連として、それが、それでその使用料の金額と、今言ったクーラーを整備します、それと関連してきまして、その辺の管理がありまして、本来ですと町が自治体のほうで全部施設の整備をして、そして適正な使用料を取って、そしてそこで入所してもらおうというのが方法ではなかろうかと思っておりますけれども、その使用料の管理と、その今の関連の設備をするという形の関係等もありまして、そして一応その30万円と出ておりますけれども、それらの経緯、それがあります。それで2の1のほうは、ちょっとその契約の内容がちょっと。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） たびたび質問で悪いですね。結局月2万5,000円の収入に対する30万、今までNPO法人で、寄附金という形で20万、当初初年度が10万、そして20万という形で町に寄附を、実際は使用料なんですけれども、そういう形でいきまして、それを例えば膨らませて、その使用料を膨らませて、要するにそういう設備を付設するかわりに使用料を膨らませてという形をとると、実は指定管理者との指定管理費用の関係が、指定料をもっと少なく払

うという形になりますね。そうでしょう。収入が多くなる、それからそれにかかる経費で計上できるものとして。そういう絡みがあるからという、そこまで深く考えているかですね。そうですね。いいですね。そうした場合ですね、ああそうか、いいです。わかりました。じやいいです。

それで、最初の質問をちょっと町長に答えてもらえますか。私が言った。

議長（渡邊嘉郎君） 町長。

副町長（小針弘君） あれですか。最初と言いますのは、工事のために別のほうへと湯の花さんが移動して、それで経費等がかかってきたからということですね、そうじゃなくて。

議長（渡邊嘉郎君） 漆田修君。

8番（漆田 修君） ちょっと最初に言ったんですが、委託料に関する事項の選定の理由等に応じた適切な積算がなされているかというのが問題で、それで、この条例の中の19条から22条まで、第6章ですか、その中の指定管理で指定管理料を今回予定している観光協会に支払うということですね。しかも年間600万以上の金額であるというので、本来であれば指定管理料というのはいただくのではないかと。民間であればいただかなければいけないんです。ですから、その辺の例えば解釈、公募によらない選定をした根拠とあわせて、どういう解釈をされたのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） ちょっと細かなことにつきましては、担当課長に後で答えてもらいますけれども、先ほども申しましたように、あの施設自体が非常に町で管理する、収益を生む部分が少ないと、収益の出る部分が少ないという判断でありまして、単純な管理料というのが相当な金額のところにあります。だからして、入ってくるお金というのが、実はまだ利用料等についてもオープンにしておきませんので、おおよその積算、おおよそといいますが、積算上が見込みの部分がほとんどです。その中で600万という数字が出ましたけれども、通常にあそこを管理していきますと、指定管理をしない場合、町の職員を配置し、そういったことから管理しますと相当な金額に上ると思います。単純に600万ということではなくて、もっとはるかに上回ると思います。仮に2人の人員を配置するとかそういうふうになりますとかかなりの金額になるものですから、そういった面から指定管理によって、この600万というのがいろんなふうにあそこを管理していく年間の管理料というのが相当あるわけです。これも見込みなわけですがけれども、積算上はそれなりの数字を求めていますけれども、実際やってみると、それがどうかということはまだわからないわけですがけれども、そういった中で

指定管理でやった場合の600万円は、そういった人件費等を考えると、単純ですけれども、指定管理をしたほうが町の負担分が少なくなるのではなかろうかと、そんなふうに思われます。また、その細かな数字については担当課長にお願いします。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 先ほども申しましたけれども、この中の歳出の840万、この中の約600万は上水道料金、下水道料金、それが占めたわけです。800万の支出の中で。それで今、副町長も申しあげましたけれども、なぜ指定管理者がいいかという、やはり直営でやるより指定管理にしたほうが安価だという感じなんです。

今度、観光協会から来ていただいている人件費は観光協会の補助金で出しておりますので、こっちでは出しておらないんです。協会のほうの補助金で持っているわけです。で、今度は年中無休にするものですから、その手当を、ほかの市町の観光協会なども3人体制できているものに対するそういう感じの算出をしておりますので、これができたときにはそういうふうにします。そのためのふえた人件費というのは、それは委託料とか、先ほど言いましたけれども、それが230万、通年ですけれども、だものですから、この今のそれが職員を例えば3人派遣して、あそこは協会は青市に置いておいて、全く町で単独でやったという場合は、どうしても今の光熱水費の600万を払うわけです。上水道料金とか下水道とかというのを。今の800万の中のウエートが600万というのは、ランニングコストでかかっているわけです。今の年中無休にするための職員の給料というのは約230万です。それで、先ほど言いましたように、施設の使用料の収入が販売施設、展示施設、多目的室等々の、あるいは自動販売機のやつで180万回収という形で、だものですからその収支というのは、ちょっと私の説明が最初悪くてごっちゃになったかとも思いますけれども、職員を3人あそこへ直営でやった場合と、今よりも歳出の600万円というのはだれがやってもかかるものです。人件費以外の上下水道料金とか電気とか、そういう形でそれらがウエートを占めておまして、それで収入の、先ほどの180万から支出の840万を引いて、それで最終的な差額の分の600万を指定管理料とするよという形の差し引き分でございます。

ですから、人件費がちょっと協会費で、補助団体に運営してしまして、こっちへ来てまた新たにというような考えではなくて、もう人件費は補助金で1,500万円の補助金を出しておりますので、そちらはそちらで運営しておるわけですし、こちらに来てのこの人件費というのは、委託料として230万円ですか、これは新たに業務があそこに運営することに通年を通して運営するために必要な臨時職員の雇用委託料として計上してあります。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

2番（谷 正君） 今の副町長さんの答弁につきまして漆田議員が先ほど質問した中で関連で質問させていただきますけれども、いわゆる大家の都合であそこを移転したよと、で、店子さんが今度は新たに入るよということで、その経費、いわゆるエアコン等については店子さんは自前で負担してくれと、話を聞いているということなんですが、その中で、課長の答弁の中で、そういうものを含めた中の使用料を算定したという、いわゆる私はニュアンスでとったんですが、いわゆる公の使用料というものは、適正なる使用料を算出しなければならない大前提があると思うんですが、先ほどの課長の答弁だと、ちょっとその設定の仕方がおかしいのではないかなという感じと、いわゆるあそこにこの指定管理者制度の中で観光協会をいわゆる指定管理者に指定という形の中で、正規の職員をあそこに二、三人配置すると当然人件費がかかるということなんですが、本町では銀の湯会館をほとんど臨時職員で運営しているわけですよ。管理は産業観光課のほうでやって。そういういわゆる施設の管理に事例があるんですが、今回のこの交流館の指定運営管理の仕方について、そことの比較の検討はどういうふうな形になっているのか、その2点をちょっと答弁してください。

議長（渡邊嘉郎君） 産業観光課長。

産業観光課長（山田昌平君） 1点目のその設定がという形でございますね。空調機、それは……

2番（谷 正君） いや、空調機器ではなくて、空調機器はいわゆる価格はまた出すよというような形で、管理運営費的な質問をしましたよね。そうした中で、いわゆる使用料の設定をそういうものを含めた中の設定、いわゆる使用料の設定になっているという課長答弁をしましたよね。本来はいわゆる公の施設の使用料の設定というのは、俗に言う適正なる価格という、いわゆる使用料というのが大前提だと思うんですが、その交流館の設定の仕方がいかななものかという質問です。

議長（渡邊嘉郎君） 副町長。

副町長（小針 弘君） すみません。私のほうからちょっと補足させていただきます。

今の空調関係ですけれども、現在の建築の中では空調設備が設置されていないというのが現状です、あの中に。ですから、それはなぜかと言いますと、まだあの施設でどういったところが入ってやるかということが決まっていけないものですから、湯の花という話が浮かんで話が出ていますけれども、当初建てる時にはそれが決まっておらないものですから、空調

設備は設置しない設計で施工されています。それだものですから、今度は入るところがはっきりしてくると、そこへ空調施設が必要だよという話になってきて、そして今の話につながってきているわけです。ちょっともう少し詳しく。空調関係についてはその程度です。

もう一つの指定管理が観光協会になったという経過、先ほど私が言いましたけれども、観光案内や交流に精通した団体と、それを指定するということが大前提となったものですから、それからもう一つは、観光や交流情報の一元化ということ、あそこですべてを案内するという、それが大前提になっているものですから、この委員の中には、実は学識経験を有する者として渡邊幸雄さん、それから、公の施設に関しまして専門的な知識を有する者という委員を選ぶ思考がありまして、ここには区長会長の湊の区長さん、臼井善悟さん、この方たちにも入っていただいております。

そういった中で、今言った観光交流館という名のもとに、先ほど私が言いました3点、そういったことから指定団体としては、町内からそれに沿ういろんなものを挙げた中で、ほとんどのものがその条件にそぐわないと、やはり観光協会しかないだろうと、その1点に絞られて決まってきたという経過でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 谷正君。

2番（谷 正君） そこは非常にこういうことで、私が言ったのは、観光協会が悪いとかいいとかということではなくて、銀の湯会館が現在、いわゆる管理というのは形の上、産業観光課が直接管理をしているんです。実際の従業員というのは臨時の職員が対応していると、そういう管理形態ですよ。ですから、そういう形態を考えたのかということと、もう一つ、答弁いただきたいんですが、産業観光課なり何なりがそっくりあそこに移転するというようなそういうお話もなかったのですか。

議長（渡邊嘉郎君） 総務課長。

総務課長（鈴木博志君） 谷議員のおっしゃるその銀の湯会館、銀の湯会館をどうして直営ではなくて指定管理者制にならないかというふうに……

2番（谷 正君） 銀の湯会館の形態を否定するわけではないわけです。現在は産業観光課が経理とかなんとかとやって、いわゆる運営する窓口の職員を臨時でやっているわけでしょう。ですから、そういう形態も考えなかったのかという。その銀の湯会館を指定管理者にするとかという話ではないんです。

議長（渡邊嘉郎君） ここでちょっと暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午前 11時39分

再開 午前 11時45分

議長（渡邊嘉郎君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議第113号を今質疑中でございますけれども、本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） よって、議第113号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議第114号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第114号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第114号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）の提案理由を申し上げます。

本案は平成20年度南伊豆町一般会計補正予算でありまして、補正予算額939万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,267万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、人件費の更正で一般職給775万4,000円の減額と、総務費では南伊豆地区1市3町基幹系電算システム統合調査負担金726万円の増額であります。懸案でありました戸籍の電子化のためのデータ作成委託料の今年度分304万1,000円を計上いたしました。また、民生費では自立支援介護給付費を1,310万円と介護保険特別会計繰出金381万6,000円を、商工費では来年1月完成予定の湯の花観光交流館指定管理委託料2カ月分110万円をそれぞれ追加計上いたしました。その他消防費では老朽化に伴う更新により手石区の消防ポンプ自動車1,809万円を、また、教育費では中央公民館用地取得費3,063万1,000円を計上いたしま

した。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

地方特例交付金、特別交付金、地方税等減収補てん臨時交付金等、今年度分の額確定によりそれぞれ更正いたしました。また、国庫支出金の地域活性化緊急安心実現総合対策交付金につきましては、国の緊急経済対策交付金でありまして、消防ポンプ自動車購入の財源として1,340万2,000円を計上いたしました。また、本補正予算の財源として前年度繰越金6,114万7,000円を増額補正するものであります。

内容につきましては総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

総務課長（鈴木博志君） それでは、議第114号の内容説明をさせていただきます。

歳出からです。21ページをお開きください。

歳出からでございます。歳出の主なものを説明させていただきます。

早速ですが、22ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費の20の一般管理事務でございます。

その前に全体を通してでございますけれども、各項目の人件費でございます。人件費につきましては、給料、職員手当、共済費でございます。これにつきましては、更正により一般会計合計で775万4,000円の減額ということでございます。明細は最終ページの51ページ、52ページでございます。後ほどまたごらんになっていただければと思います。以降の人件費の説明は省略させていただきたいと思います。

この一般管理事務では、特に13節の訴訟代理人業務委託料80万円でございます。これにつきましては、自主運行バスの補助金返還訴訟の終了によりまして、業務委託料を成功報酬金等の支払いのための80万円の補正を計上させていただきました。

次に、23ページでございます。

企画調整事務でございます。19節の負担金補助及び交付金で1市3町基幹系電算システム統合調査負担金726万円でございます。全体3,400万円のうち南伊豆町分は726万円ということでございます。49の情報系業務電算事務でございます。使用料及び賃借料でL G W A N サービス提供設備賃借料100万円でございます。このL G W A Nのサーバ機器で来年3月で

現機種が終わるといふようなことで、4月からの更新準備として1月から3カ月分の賃借料を計上させていただきました。翌年4月から3月の1年間についてはレンタル料にしたいといふふうに思っております。

25ページへ飛んでください。25ページです。

戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳事務でございます。委託料の戸籍電算化事業データ作成委託料です。304万1,000円でございます。過日の全員協議会の説明でございましたけれども、戸籍の電算化のために今年度分304万1,000円を計上させていただいたものでございます。電算化の未実施市町は、県内で賀茂地区の西伊豆町を除く1市4町のみともなっています。委託業者も年々減退していく中で、軽減策の向上のためにぜひとも導入をしたいという形で計上させていただきました。

続きまして、飛んで29ページをお願いします。

3款民生費です。1項社会福祉費です。171の障害者(児)福祉事業でございます。扶助費でございます。重度障害者(児)医療扶助費でございます。140万円、対象者の増でございます。自立支援介護給付費1,310万円でございます。つくし学園30人の増のための費用でございます。一番下の181老人福祉施設事業です。扶助費でございます。老人福祉施設措置費で221万6,000円です。養護老人ホームの措置費でございます。

31ページをお願いします。

2項児童福祉費です。195の児童福祉施設運営事務でございます。7の賃金で臨時保育士賃金224万1,000円でございます。保育士1名を増員したいということでございます。203の児童手当事務です。下から2番目のところ扶助費です。非被用者児童手当、被用者小学校修了前特例給付費、非被用者小学校修了前特例給付費、それぞれ同手当の部分を59万、189万、52万円増額をしたいと。国保分と社保分にかかってございます。一番下の子育て支援事業です。委託料で次世代行動計画アンケート分析委託料89万円です。後期計画作成のために計上したいものでございます。

次に、33ページでございます。

4項の介護保険費です。211の介護保険特別会計繰出金です。特別会計繰出金を381万6,000円、上の部分、法定給付費12.5%分でございます。

次に、37ページでございます。

5款農林水産業費、2項林業費、322の森林整備事業でございます。委託料で森林吸収源対策緊急整備事業委託料です。63万3,000円でございます。町有林等の間伐等をするため、

2.5ヘクタール分でございます。

次に、38ページでございます。

3 項水産業費です。漁業集落排水事業特別会計繰出金、中木漁排への繰出金が25万円、次に、妻良漁業漁排への繰出金が80万円でございます。

次のページ、39ページです。

6 款 1 項商工費です。358事業、観光振興事業でございます。需用費で84万7,000円、消耗品でございます。36万9,000円です。湯の花観光交流館の竣工式記念品等でございます。あと委託料でございます。216です。湯の花観光交流館指定管理委託料110万円でございます。2月、3月の2カ月分でございます。110万円です。15節工事請負費です。伊浜地区観光案内看板設置工事です。63万円です。マーガレットの里の案内看板を3基つくりたいということでございます。

続きまして、42ページをお願いします。

7 款土木費、2 項道路橋梁費です。単独道路改良事業です。委託料の13節委託料です。青市区内1号線測量調査委託料80万円の減です。これ減筆買収になったために農地測量が必要なくなったために減額をしたいものです。続きまして、工事請負費で青市区内の1号線の改良工事300万円です。懸案でありましたこの用地買収ができて、いよいよ全線改良工事ということが可能になりました、この部分で。その下160万円の物件移転補償費の減額は電柱移転が必要なくなったためという形で、今年度で青市区内1号線は全線開通ということになります。

続きまして、43ページです。

5 項の都市計画費です。421公共下水道事業特別会計繰出金で129万7,000円。

続きまして、44ページです。

8 款 1 項消防費です。消防施設管理事務です。備品購入費で消防ポンプ自動車1,809万円でございます。説明させていただきました緊急経済対策の分として手石区の消防ポンプ車購入をしたいものでございます。

続きまして、49ページです。

9 款教育費、5 項社会教育費です。510の公民館管理運営事務です。公有財産購入費です。この中央公民館の用地取得費3,063万1,000円を計上させていただきました。1,547平米分でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳入について説明をさせていただきます。歳入の主なもので、この10款1項地方特例交付金でございます、それぞれの児童手当の特例交付金、減収補てんの特例交付金に、19万6,000円、91万9,000円、合計111万5,000円でございます。

続きまして、14ページを見てください。

15款2項国庫支出金、国庫補助金です。総務費の国庫補助金で地域活性化緊急安心実現総合対策交付金1,340万2,000円でございます。

18ページです。

繰越金です。前年度繰越金で6,114万7,000円でございます。

最後に、19ページです。

21款諸収入、4項雑入です。過年度収入で下田地区消防組合費の負担金、あるいは南豆衛生プラント組合の負担金、過年度収入でそれぞれ154万7,000円、207万7,000円でございます。

5ページ、すみません、お願いいたします。

5ページが第2表債務負担行為の補正でございます。戸籍電算化事業のデータ作成委託料、これが21年度でございます、債務負担行為の設定期間が。限度額として4,032万4,000円で、現在事業予定額は4,336万5,000円、今年度は304万1,000円です。湯の花観光交流館指定管理委託料です。21年度から23年度までの債務負担行為という形で1,980万円の限度額です。事業予定額は全体で2,090万円、20年度支出予定額は110万円でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

補正前の額です。歳出合計で42億8,877万円、補正額が9,390万6,000円、合計で43億8,267万6,000円です。補正額の財源内訳が、特定財源で国庫支出金が2,673万6,000円、その他が10万2,000円、一般財源は6,706万8,000円でございます。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第114号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第115号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第115号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第115号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本案は、70歳から74歳の医療費自己負担増凍結措置延長による高齢受給者証再交付事務経費並びに基幹電算システム改修及び75歳到達月の自己負担限度額変更に伴う高額療養費支給処理システムの改修が主な内容であります。

歳出では、一般管理費のうち需用費を1万7,000円、役務費を4万8,000円、委託料を85万5,000円に増額し、これに対応する歳入としては、高齢者医療制度円滑運営事業補助金を92万円増額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ92万円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億4,998万4,000円とするものであります。ご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第115号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第116号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第116号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第116号の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3,035万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億4,983万6,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では介護保険給付費を本年度分の実績に基づき推計し、介護サービス等諸費を2,860万円、介護予防サービス等諸費を42万円及び特定入所者介護サービス等費用150万円、それぞれ増額したいものであります。

歳入につきましては、介護保険給付費を負担する国、県、町社会保険診療報酬支払基金の負担金等を法定負担率により補正を行い、財源が不足する672万1,000円を繰越金の増額補正により対処したいものであります。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（藤原富雄君） それでは、議第116号の内容説明を申し上げます。

一般会計同様、主なものだけの説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

13ページをお開きください。

歳出でございますが、この歳出につきましても、先ほどと同様、人件費等につきましては省略させていただきたいと思えます。

1 款総務費、1 項総務管理費でございます。その中の総務事務の中の13節委託料でございます。31万5,000円補正増させていただきます。これにつきましては、介護認定判定の基準が改正されます。それに伴うシステムの改修費でございます、財源としまして国庫補助が2分の1でございます。

次のページをごらん願いたいと思えます。15ページをお願いいたします。

15ページの2 款保険給付費でございますが、これにつきましては、上半期の給付実績に基づきまして年間の給付費を推計し、予算現額と比較をして補正をさせていただくものでございます。すべて19節の負担金補助及び交付金となっております。数字につきましては、ここに記載されているとおりでありますので、省略をさせていただきたいと思えます。

次の17ページでございます。

2 項の介護予防サービス等諸費でございます。これにつきましても、実績に基づきまして予算現額との比較で補正をするものでございます。これにつきましても19節の負担金補助及び交付金でございます。

次の18ページ、第5 項の特定入所者介護サービス等費でございます。これにつきましても実績等を勘案しまして補正増させていただくものでございます。

次の5 款の地域支援事業費、19ページでございます。1 項の介護予防事業でございますが、委託料として2万8,000円、これにつきましては、特定高齢者に対しての食事配食事業でございます。2万8,000円の補正増でございます。

次の20ページにつきましては、包括支援センター職員2名の人件費でございますので、それらについては、その次の21ページに明細がございますので、参考にさせていただきたいと思えます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。歳入につきましては、繰越金を除きまして、先ほど説明させていただきましたが、歳出の保険給付費の補正額に対しまして各法定負担率を乗じて算出したものを補正させていただくものでございます。そのうち、先ほど実は歳出のほうの委託料で説明させていただきましたが、8ページの4 款国庫支出金、2 項国庫補助金の中で介護保険事業補助金15万7,000円、31万5,000円の歳出に関しての2分の1の国庫補助でございます。

めくっていただきまして、最後の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出合計、補正前の額8億1,948万5,000円、補正額3,035万1,000円、計8億4,983万6,000円、補正額の財源内訳といたしまして、特定財源、国庫支出金1,007万7,000円、その他946万1,000円、一般財源1,081万3,000円。

以上で、簡単でございましたが、内容説明を終わりたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第116号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第117号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第117号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第117号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

下水道会計補正予算は、歳出予算のうち人件費の更正と下水道施設管理事業の修繕料を

120万円増額するものであります。

また、歳入予算につきましては、一般会計繰入金を129万7,000円増額するものであります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第117号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第118号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第118号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第118号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

漁業集落排水事業補正予算は、老朽化したマンホールポンプ2カ所の修繕費で、歳出予算のうち総務管理費の施設修繕料を50万円増額し、総事業費2,248万6,000円とするものであります。

また、歳入予算につきましては、漁業集落排水事業費受益者分担金を25万円、一般会計繰

入金を25万円増額するものであります。ご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第118号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第119号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第119号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第119号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

本案は歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,820万9,000円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、漁業集落環境整備事業の完了に伴う竣工式の式典用具借上料の増額であります。ご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第119号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

議第120号の上程、説明、質疑、委員会付託

議長（渡邊嘉郎君） 議第120号 平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第120号 平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は、人件費の更正のほかに簡易水道等費の修繕費及び原水浄水送水配水給水費の上水道施設修繕費と受託工事費の新設給水工事負担金が主なもので、収益的収支予算につきましては、営業費用を659万5,000円増額し、営業外費用を19万9,000円減額するものであります。

詳細は上下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（小坂孝味君） それでは、議120号の内容についてご説明させていただきます。

す。

11ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち収入からご説明いたします。1款水道事業収益を210万円増額し2億3,213万円とするものであります。内容としまして、1項営業収益を210万円増額して250万円にするものであります。これは受託新設給水工事の収益でございます。

次のページをお開きください。

次に、支出でございます。1款水道事業費用を639万6,000円増額し2億8,416万3,000円とする内容でございます。

内訳としまして、1項営業費用、1目原水浄水送水配水給水費を370万円増額し4,964万6,000円とするもので、11節の委託料20万円は産業廃棄物処理等の委託料でございます。13節の修繕費300万円は上水道施設の修繕で、16節の材料費50万円は13節の直接修繕費のための材料費でございます。

2目受託工事費を210万円増額し750万円とするもので、25節の新設給水工事の請負金でございます。

3目総係費を57万9,000円減額し3,985万7,000円とするもので、人件費につきましては更正増、6節の旅費58万4,000円と19節の会費負担金26万6,000円の減につきましては、これは水道品質管理者取得のための旅費や学科講習会等の受講料ですが、市町村合併や受験資格としての水道業務の従事年数とかこういうものを考慮した中で、今回補正減させていただくものです。

4目簡易水道等費を137万4,000円増額し4,421万8,000円とするもので、これも人件費につきましては更正増、旅費1万4,000円は補助金申請等のためのものでございます。13節の修繕費130万円は簡易水道施設の修繕料でございます。

次、2項営業外費用、3目の消費税ですけれども、19万9,000円減額し316万5,000円とするもので、36節の消費税でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、議第120号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

散会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

常任委員会に付託されました議案審議のため、明日12月11日は休会といたします。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男

平成20年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第3号)

平成20年12月12日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第113号 指定管理者の指定について
- 日程第 3 議第114号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 4 議第116号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議第117号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議第118号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議第119号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議第115号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議第120号 平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議第121号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 発議第 8号 介護療養病床廃止の中止を求める意見書
- 日程第12 発議第 9号 伊豆縦貫自動車道の建設促進に関する意見書
- 日程第13 発議第10号 三島社会保険病院・介護老人保健施設の公的施設として存続を求める意見書
- 日程第14 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

1番 竹河 十九巳 君

2番 谷 正 君

3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田修君
9番	齋藤要君	10番	渡邊嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針弘君
教育長	渡邊浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会 教育事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

開議宣告

議長（渡邊嘉郎君） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、12月定例会本会議第3日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（渡邊嘉郎君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

3番議員 長 田 美喜彦 君

4番議員 稲 葉 勝 男 君

議第113号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第113号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） 開催月日及び会場、平成20年12月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時53分。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員は、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第113号 指定管理者の指定について。

委員会決定は、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

問 空調設備について。

答 販売施設については使用者が未定であるので、空調設備については今後検討する。

問 協定期間と会計年度の関係から平成20年度については、ただし書きとしたらどうか。

答 検討する。

問 観光協会はみなし法人であるので収支がプラスのとき、課税対象となるのではない
か。

答 課税対象となる。

問 環境問題やランニングコストの軽減を考えに入れ、太陽光発電等の採用を考慮に入
れなかったのか。

答 考慮した。

問 指定管理料についてはランニングコストが月により変動があるが、支払いはどのよ
うにするのか。

答 年度末に支払う。

問 何人で施設を管理するのか。また、人件費は補充分の人件費か。

答 観光協会の現在の職員と補充員1名により施設を通年開放する。人件費は補充員分
である。

問 空調設備は、販売施設以外は設置されているのか。

答 設置予定である。

問 指定管理者審議会メンバーについて。

答 条例施行規則により、副町長、教育長、当該公の施設を所管する課の長、学識経験
者、専門知識を有する者から構成されている。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君） 7の答えで、設置予定ということですが、設置はされてきているのか
伺います。販売施設以外は全部

議長（渡邊嘉郎君） 予算決算常任委員長。

予算決算常任委員長（清水清一君） 建物はできていないかといっても、それ以外のところは設置する予定ということで、まだ建物が完成していないからということです。

議長（渡邊嘉郎君） 稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君）

議長（渡邊嘉郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 賛成の討論を行います。

この施設、湯の花観光交流館を指定される条例であります。いよいよ来年もう1月末に竣工されることになりました。

ここは、旧厚生省薬用植物栽培試験場の旧厚生省の薬用植物栽培の研究所では、前町長の時代に議会の承認もなく払い下げ、買収を決定されたのは平成14年の賀詞交歓会で、それから来年の1月で約7年になりますが、その間、計画あるいは予算執行上、さまざまな場面で予算の大変な中で、最小限の施設をつくって、産業振興、観光振興に役立てようという趣旨でございます。完成が最後ではなくて、今、世界経済の影響で町民生活が大変な状況であります。そうした中で、議会でもその対策を何とかして、湯の花観光交流館や町の民間経済の情報発信の柱として、産業振興の中心となるべく、町長を始めとして執行部、そして産業観光課とが一体となって町民生活を向上させていくために、全力で取り組むことを表明して、賛成の討論といたします。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第113号 指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第113号議案は原案のとおり可決されました。

議第114号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第114号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成20年12月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時53分。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第114号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）。

委員会決定、修正案のとおり可決すべきものと決定、修正された部分を除く原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

問 LGWANサービスの提供及び設備賃貸料の内容について。

答 リースが切れるので、1月から3月までのレンタル契約にし、バージョンアップする予定である。

問 法定協について、これまでの経費はどれくらいなのか。

答 平成20年度、640万円であり、平成21年度、618万7,000円で予定している。

問 過去、南伊豆総合計算センターを解散した後、南伊豆町は基幹電算システムをTKCに選択した理由を説明願いたい。

答 町当局内で各種電算システムを比較検討した結果、TKCとした。

問 電算システムについて、計算センターからTKCに変更したときの経費については。

答 平成16年度から18年度の移行経費は約3,800万円で、平成18年度については、TKCへ約4,700万円程度である。

問 計算センターを解散した後、今回、電算システムを統一する理由と、考えは。

答 合併統合に伴うものであり、よりよい方向で進めていきたい。

意見 過去に一部事務組合として活動していた計算センターの解散を決定した市町長が、今回の市町村合併に伴い基幹電算業務を統一して、そのために新たな経費を措置する理由はどこにあるのか、当時の市長及び町長である人は、責任があると考えるとの意見がございました。

問 松崎町の電算システムに対する補正予算の減額を受け、合併協へ望む町長の考えは。

答 当町議会、下田市議会の動きを見てから考えてみたい。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

梅本和熙君。

7番（梅本和熙君） 議案修正案に対しまして、1市3町合併のための基幹系電算システム統合調査負担金726万円を、削除して減額修正する案に反対の討論をします。なぜなら、1市3町の合併は地方分権を実現するために必要である最重要な政策であり、少子高齢化の進展する中で、介護福祉費、医療費、教育費等、福祉予算を筆頭に財政需要が増大、増加することは火を見るより明らかである。将来にわたり、税収は減少することは予測され、地方交付税も当てにならないのが現実であります。

そのような状況の中で、自立した地方、地域をつくるためには、最大限の行財政改革の実現が必要であり、その最良の手段としての市町村合併は不可欠であります。

その合併を実現した場合には、新市の行政がスムーズに運営されるために電算システムが必要なことは自明の理であります。そのために、時間的に本定例会での調査費の計上は必要不可欠であると言えます。首長の足並みがそろわないとか、他市町の議会が賛成しないから

合併ができない、ゆえに合併が実現できないから今後無駄な経費は、いわゆる調査費を使う必要がないとの意見は一理あり、節減に努めはするが、小事にはかり大事を見失っているものであります。

議員各位は合併そのものを必要として感じているなら、採用をお願いしたい。

また、町長に一言申し上げます。

町長は、町民以下の負託を受け、町政を運営され、合併をご自身の政策として、今日まで行政執行をしてこられました。ゆえに合併を実現するため、本予算案を提案されたと考える。当然、議会はこの予算案を修正し、削除した場合は再議に付す覚悟で本会議に臨まれていると考えます。この修正案が可決された場合に、議会の議決に素直に服従し、みずからの信念である政策、合併の実現をあきらめないでほしいと思います。強力なリーダーシップを発揮してもらいたい、そのためには、再度申し述べますが、地方自治体の首長、町長に与えられた議会の議決に対する拒否権、再議権を使い、この修正案が可決された場合は再議に付してもらいたい、ぜひ将来の町のため、町民のため、町のかじ取りを努々、誤りのないよう政治生命をかけられて、これからも合併の実現に向けてご尽力されることをお願いし、私の討論といたします。

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

清水清一君。

6番（清水清一君） 6番、清水です。

この修正案、町長はこれまで合併は合併協の合議、話し合いの場であると。合併は最初の段階で協議の場であると。

今回の議案は、合併は話し合うのではなく、これで決定するという状況のように感じます。合併協は法的には合併の今後の政策。これまで合併協の、合併協というのは話し合いの場があります。

内容が今の状況のこの町内の経済状況、あるいは経営者に対する、そういう全ての人達に対する内容の対策であると考えますけれども、この修正の補正案に賛成いたします。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 修正案に賛成の討論を行います。

まず、補正案であったんですけども、1市3町合同電算システムの構築を予算計上をしたと、そういう電算システムの統合に関しては、2つの問題点があります。

1つは、電算業務は16年まで計算センターでやられていました。半分以下の東伊豆町、西伊豆町は単独でやっておりますが、事務組合には所属しながら、ほかの自治体、計算センターで業務をやっておりました。南伊豆町町議会、南伊豆町は、当時は岩田町長のもとにありましたが、これが電算センターが解散されたのが、平成16年度であります。議会また一部事務組合の当時の構成市町からでている人達、全く報告をされないで解散している。その首長たちの立場として、今の下田市長、河津町長が同じで、ほか南伊豆町長が違いますが、松崎町長は同じ、ともに合併推進しながら、広域である計算業務を解散をし、そしてインターネットなどに多くの公経費を使い、南伊豆町では年間、2,000万もの経常経費がプラスになると、そういう確定電算業務がこれまでやってきたものであります。そのときにとった姿勢は、下田市とそれ以外の市町ではシステムそのものが違う、会社そのものが違う。それが今回、統合するということであって、合理的な理由がここに見当たらない、理解されない内容である、これまでかけてきた経費、税の使用をどのように考えているのかという点が一つ。

もう一つは、合併法定協との絡みであります。合併協議会はあくまでも合併する自治体の協議の場であります。いろいろな問題にもよりますが、本質的な地域自治組織の問題等々、重要な問題を、これから話されるべきであって、廃置分合の議決は、来年の6月からの予定であります。それをさかのぼってして、今日電算業務の統合をするということに対する予算計上は、あってはならないことでもあります。自明の理と言われても仕方がないものであります。

そして、こうしたことをやる背景は、合併のあり方、基本的なあり方、仮に合併が結果として進む場合であっても、それが住民本位の形成や議会での必要なすべての財政のデータを含めたものが提供されて合意が形成される。それとは違って今回の合併は、22年3月までに合併するという必然のために帳じりを合わせて、行われる平成の合併に関しては、10月4日に全国町村会が平成の合併の実態と評価と称した研究会報告をいたしました。これは、国・県の合併の押しつけと厳しく批判をして、合併のプラス効果よりもマイナス効果が多くなっていることが公表されております。それを見れば、今、全国の地方が疲弊をして大変な窮状を訴えている、これが市町村合併の平成の旧法による合併の結果であったということが、明々白々であります。

今、政府はこの地方の窮状と、そして怒りに対して修正を迫られて交付税の削減を見直して、20年度、総務省にしても、これは地方活性化ということを、国土交通省に対しては、言葉は私は嫌いですが、限界集落というものに対する集落支援制度、こうしたものをつくって地方の窮状を救っていかう、こういうことが、合併を進めた結果起こっている地方に対して、

今、政策補助をしている状況であります。合併がいかに矛盾した政策で、地方に住む国民の生活を切り捨てるものであるかということは、如実に示されているものであります。

これを、期限を決めてそれに合わせて物事を進めていく、ここには県の極めて異常な合併に固執する姿も見え隠れします。賀茂郡に内在する地域特性からくる地域特性と町の行財政のこの積み重ね、これに対処するために、地域自治組織を首長会議に提案をしたのも県の支援局であります。

こうしたことをすべて一般質問等々明らかになってきましたが、我々はこうしたことを勘案しても、合併の是非はもとより、それをさらに上回って、計算業務、矛盾のある計画されたものを計上することは、全く住民の感覚からしても矛盾したことであり、これを削減していくのは当然であります。

同時に提案としては、景気浮揚対策に使うべきだということが出されておりますが、今、まさに、世界経済不況のあおりで、大変な苦しみをしている町民生活を守るために、しっかりと手当てしてこれを支えていく、これが町の議会の役割であるということを述べて、私の賛成討論といたします。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

保坂好明君。

5番（保坂好明君） 私も、同じことですが、一般会計補正予算に対して修正動議を出します。

その理由は、同時に1市3町の合併法定協議会の設置に賛成した一議員としての責任として、申し上げます。

私はあえて言葉で説明することでもありませんが、過去の合併協議、そして現在までの合併協議の状況、それを取り巻く環境というのは、随分と方向が違ってきております。そんな中で、1市3町の法定合併協議会は、立ち上がるまでのその経緯、それからその状況、内容等を勘案して拝見する限り、現時点において、私はこの1市3町の法定合併協議会の成立は難しいということを断言せざるを得ません。恐らくここにおられる方々も心中、胸の底では私と同感の思いの方々が多いかと思いますが、現在、委員会で改めて確認をしましたが、これまでの経費、それが640万、平成21年度で618万7,000円、さらに今回の補正の基幹系電算システムの統合に関する負担金、これが726万であります。そこで、見る、成立することもないですけれども、この合併に対して、これ以上の町民の血税をこれらに注ぎ込んでよいのかということが、非常に疑問に思うわけでございます。南伊豆町は、そうした中において、

それだけまだ余裕のある財政状況なのかということも、片方で考えなければなりません。

また、現実には支障を来した場合、状況が確認される今の状況において、これをあえて最後まで突き進んで、また、その成立がなされない場合、だれがこの責任をとるのかということも考えると、甚だ疑問でございます。

一方、国においては、昨日も委員会で出ましたけれども、第2次補正予算の提出が本臨時国会から見送って、麻生政権の経済対策も混迷をきわめているという状況がございます。このことは反面教師と考えるならば、前述の予算をみすみす水に流すようなことはせずに、今、現時点、南伊豆町内の景気を見るならば、非常に、商工、観光、それから農林水産業者の景気低迷、運営が困難になっているということは肌で感じるところでございます。

そうしたところに、この電算システムの負担金726万を、そういう景気対策の浮揚策として使用することが、私は急務であるということをご述べさせていただきます。よって、当町、当局に対しては、このことを真摯に受けとめていただいて、早急なる対応を考えていただきたい。同時に、もう一度というならば、私は先ほど言いました法定合併協議会の設置に対しては賛成したという議員でございますけれども、今回の状況の中で、速やかに1市3町の法定合併協議会を解散して、将来来るべき道州制、そして広域合併に備えるべきだということをご申し述べまして、私の討論とさせていただきます。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

稲葉勝男君。

4番（稲葉勝男君） 討論を致します。

私は、合併をかけて住民に訴えて、そして、合併法定協議会を設置したときも賛成した議員でございます。そういう中から、反対討論をご述べさせていただきます。

長引く景気の低迷、それに追い打ちをかける今回のアメリカのサブプライムローンの問題に端を発する百年に一度という、非常に厳しい不況に見舞われております。これが今後は地方自治体にもさらに厳しい財政環境に陥ることは、これはもう必至というふうに私は考えております。

本町より地域においては、少子高齢化が進んでおり、景気低迷と相まって税収面が軽縮され、その反面、医療や福祉等に対する財政負担、これから高齢者を支えるマンパワーと、こういうものが非常に求められているという状況にあります。また、国が地方分権を進めておりますし、それには医療、福祉、教育、それから自然環境の保全等、すべての分野で住民が豊かさを感じるような行政サービスを提供できるような権限を地方の自治体に移して、そし

て地域の創意工夫による行政運営を求めています。自主財源の非常に厳しいこの地域の、南伊豆も特にそうなんですけれども、自治体においては、住民への行政サービスの格差が、これ必ず生じるということを私は懸念しております。

また、住民の価値観の多様化、住民の求めるサービスの多様化、高度化への対応など厳しい、本当に厳しい状況にあります。これらを克服するためには、観光立市、観光立町といっている同じ条件の1市3町の合併、これにより、各地域の特徴を最大限に生かし、そしてお互いに切磋琢磨した、要するに足腰の強い行政プランをつくるのが、これは行政に課せられた責任だと思っております。そして、一致して、これが現状をより後退しない合併の一つの意義だというふうに考えております。

ゆえに合併法定協議会で新市発足時に住民サービスの根幹をつくるため、電算システム等の調査費を計上してございます。これについては、私はぜひこのとおり計上していくことを望んでおりますので、原案に対して賛成しております。

以上を申し上げたとおり、私は合併を推進する立場からこの修正案には反対を表明いたします。

以上です。

議長（渡邊嘉郎君） 竹河十九巳君。

1番（竹河十九巳君） 私は修正案に賛成をいたします。

1市3町の基幹系電算システム統合負担金を削除し、それを経済対策に振りかえる修正案に賛成をします。

1市3町基幹系電算システムの統合調査負担金は、合併協議成立の1市3町の議会による廃置分合の議決がされ、その後に執行されるべきであります。合併協議中に執行されるものではありません。また、アメリカの金融危機から経済危機へ实体经济へ波及して、世界恐慌へ突入するかのような、金融機関は自己資本比率という基準等の足かせにより、融資をしたくても融資ができず、また、借り手は厳しい融資基準をクリアできない状態であります。地方の中小企業者や農業者には、政府の経済対策が届くのは最後であり、麻生内閣は政局より政策と言いつつ、その経済対策は不透明であり、有効な対策をとれないでいます。

1市3町基幹系電算システム統合調査負担金は、無駄金になる可能性が大であり、有効な景気経済対策に予算を使うべきだと思います。以上の理由により、予算修正に賛成をいたします。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第114号 平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第7号）については、委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案についてを採決いたします。委員会の修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 賛成多数です。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議第116号～議第119号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第116号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第117号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第118号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議第119号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成20年12月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前 9 時30分、閉会午前11時53分。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第116号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

付託件目、議第117号 平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

付託件目、議第118号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

付託件目、議第119号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

特に、委員からの質疑及び意見、要望はありませんでした。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第116号 平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第117号 平成

20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第118号 平成20年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議第119号 平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第116号議案、議第117号議案、議第118号議案及び議第119号議案は原案のとおり可決されました。

議第115号及び議第120号の委員会報告、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第115号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）及び議第120号 平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長 清水清一君登壇〕

予算決算常任委員長（清水清一君） それでは、委員会報告させていただきます。

開催月日及び会場、平成20年12月11日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前9時30分、閉会午前11時53分。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第115号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

付託件目、議第120号 平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項は、特に質疑及び意見はありませんでした。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「発言する人なし」〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 国民健康保険税条例の改正について討論を行います。

これは産科医療補償制度に関する問題でございますけれども、賛成するわけですが、意見を述べたいと思います。

少子高齢化ということは、少子高齢化ということがまことしやかに言われていますが、高齢化は...

議長（渡邊嘉郎君） これは、委員会報告。条例ではないから。いいですか。

条例改正は121号です。いいですか。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第115号 平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第115号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第120号 平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第120号議案は原案のとおり可決されました。

議第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 議第121号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

町長（鈴木史鶴哉君） 議第121号の提案理由を申し上げます。

本案は、12月3日の全員協議会においてご説明いたしました、平成21年1月1日からの産科医療補償制度施行に伴う健康保険法施行令の改正並びに国民健康保険条例参考例の改正に対応したものであります。

この改正条例の内容資料といたしまして新旧対照表をお配りいたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（渡邊嘉郎君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

失礼いたしました。内容説明はございませんので、これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

11番（横嶋隆二君） 賛成討論を行います。

まず、よく少子高齢化ということなんですけれども、実態として言われております、人間が長生きをする、当然の、本来喜ばしいことでもあります。一方でこれに対する要するに少子化、これはまさにゆゆしき事態で国家として、しっかりとして対策しなければなりません。こういう関係でありますけれども、産科医療補償制度、この案について若干解説します。

これまで日本では、医療事故の被害者を救済する公的制度が存在しないで、被害者が何の救済も受けられない、長い裁判を乗り越えないと補償はされないという状況であります。医療事故にかかる補償については、医療従事者の責任の負担を増大させて、職員を退職、医師不足を加速する動きにもつながっております。

こうした中で、産科医療補償制度ですが、この対象となるのは通常出産にもかかわらず子供が脳性麻痺になったケースに限られるという、出産が通常とみなされないケースや障害が脳性麻痺以外のケース、妊婦が医療事故の被害を受けたケースなどは対象にならないという問題点を含んでおります。

それから、基金の運営が民間保険業者に丸投げをされたり、営利行為に運営されるのではないかという疑念の声も出ております。スウェーデン、デンマーク、ニュージーランド、フランスなどの進んだ国では、無過失補償制度ができています。いずれも国営、あるいは公共企業体が運営をして、民間により運営するのは日本だけあります。

補償金を支給するかどうかを決定する日本医療機能評価機構に厚生労働省の元官僚が天下りをしていることが、透明性や公共性にも疑問の声が上がっているという、そういう状況がありました。

こうした点で、今の医療補償制度は5年たつと見直しということで掲げられておりますが、さきの11月25日に、国会で改善議論があり、舛添厚生労働大臣は、必要であれば5年以内の見直しもするという事の答弁がございましたが、改革を求める点として4つ。1つは対象の拡大。2つ目として、民間受け入れの拡大などによって公的制度に対応していく。3つ目に掛金、補償金額の水準の再検討をする。4つ目に制度の透明性、公共性を確保する。こうした改革を求め、現行制度の抜本的な見直しを進め、将来、さらに幅広い医療事故に対応できる産科医療補償制度をつくることを創設をすることにして、強く求めて、私の討論といたします。

議長（渡邊嘉郎君） ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第121号 南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、議第121号議案は原案のとおり可決されました。

発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第8号 介護療養病床廃止の中止を求める意見書を議題といたします。

本案は、竹河十九巳君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

1番（竹河十九巳君） 意見書の内容説明については、意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

発議第8号。

平成20年12月12日。

南伊豆町議会議長、渡邊嘉郎様。

提出者、南伊豆町会議員、竹河十九巳。

賛成者、南伊豆町町会議員、谷正、同、稲葉勝男、同、横嶋隆二、同、漆田修、同、清水清一、同、渡邊嘉郎、同、梅本和熙、同、長田美喜彦、同、保坂好明、同、齋藤要。

介護療養病床廃止の中止を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

介護療養病床廃止の中止を求める意見書。

政府は、第164通常国会において「医療制度改革関連法」を成立させた。

それによれば、2006年現在23万床ある医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟を除く）を2012年3月末までに15万床に削減するとともに、12万床の介護療養病床を廃止としている。

しかし、一昨年厚生労働省がまとめた都道府県の「医療病床アンケート調査」では「日中・夜間とも自宅では介護できる人がいない」とする回答が「医療療養病床（54.3%）」「介護療養病床（61.4%）」にのぼっている。

そして、同調査では、医療療養病床における医療区分1のうち、最低でも59.7%の患者が「都道府県が提示した医療処置」を実施している。

また、介護療養病床における医療区分1のうち、最低でも58.4%が「都道府県が提示した医療処置」を実施していることが明らかになっている。

こうした状況の中、医療療養病床については、今年都道府県が策定した2012年度の療養病床の目標数が、現在の医療療養病床とほぼ同じ22万床となり、医療現場や患者の状況を踏まえて、政府はこれを追認することとしている。

しかし、介護療養病床についても、現場や家族からは介護療養病床の廃止を中止することを求める声が大きく広がっているにもかかわらず、いまだに介護療養病床の廃止を中止することには至っていない。

介護療養病床の転換先として、介護療養型老人保健施設などが示されているが、介護療養型老人保健施設は、夜間の医師や看護職員の配置が手薄くなるなど現在の介護療養病床のように必要な医療を提供することは困難である。

このまま介護療養病床が廃止されれば、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかである。

については、地域住民が、いつでも、どこでも、安心して必要な入院医療を受けられるようにするために、下記の事項を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1 介護療養病床廃止を中止すること。

意見書提出先、内閣総理大臣、麻生太郎殿。厚生労働大臣、舛添要一殿。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第8号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第9号 伊豆縦貫自動車道の建設促進に関する意見書を議題といたします。

本案は、長田美喜彦君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

長田美喜彦君。

〔3番 長田美喜彦君登壇〕

3番（長田美喜彦君） 意見書の朗読をもって行います。

発議第9号。

平成20年12月12日。

南伊豆町議会議長、渡邊嘉郎様。

提出者、南伊豆町議会議員、長田美喜彦。

賛成者、南伊豆町議会議員、竹河十九巳、同、谷正、同、稲葉勝男、同、横嶋隆二、同、漆田修、同、清水清一、同、渡邊嘉郎、同、梅本和熙、同、保坂好明、同、齋藤要。

伊豆縦貫自動車道の建設促進に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

伊豆縦貫自動車道の建設促進に関する意見書。

伊豆縦貫自動車道は、東名高速道路や第二東名高速道路と一体となった高速交通ネットワークの構築により、地域の観光産業を中心とした経済活動の底上げが大いに期待でき、かつ地域住民の豊かな生活と文化の振興、地域間交流を促す社会基盤整備といえる。

また、現存の基幹道路は海岸線に沿った急傾斜地や急峻な山間地に位置しているため、整備はかなり進められている反面、道路の狭隘箇所が随所に残っており慢性的な交通渋滞を引き起こし、高度医療を必要とする重度の緊急患者を搬送する救急体制へも影響を及ぼしている。

さらに本町を含む賀茂郡の市町は東海地震等の発生余波が危惧され、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震の震災から学ぶ点が多く、高速道路は復旧作業や被災地の生活者支援のための緊急輸送路だけでなく、迂回路としても機能するなど大規模災害時の有効性が明らかとなり、住民の生命と財産の安全確保から災害に強い道路整備を求める切実な声が寄せられている。

よって国においては、近年の財政状況を反映し伊豆縦貫自動車道の建設促進にとって厳しい状況が続いてはいるが、上記の事由から伊豆縦貫自動車道の早期全線開通と、既存道路と一体となった効率的な道路ネットワークの構築に向け、次の事項について強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1．河津下田道路の調査を推進し、整備計画への格上げと事業着手を図ること。
- 2．伊豆縦貫自動車道河津下田道路1期区間の早期完成のため、ルート帯の変更を求める。
- 3．東駿河湾環状道路、天城北道路の早期完成を図ること。
- 4．伊豆市～河津町区間の整備計画への格上げと事業着手を図ること。
- 5．道路整備が遅れている当地域の現状を踏まえ、道路財源の満額確保を図ること。

意見書提出先、内閣総理大臣、麻生太郎殿。国土交通大臣、金子一義殿。静岡県知事、石

川嘉延殿。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

発議第9号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（渡邊嘉郎君） 発議第10号 三島社会保険病院・介護老人保健施設の公的施設として存続を求める意見書を議題といたします。

本案は、横嶋隆二君が提出者で、所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

横嶋隆二君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

11番（横嶋隆二君） 三島社会保険病院・介護老人保健施設の公的施設として存続を求める意見書の趣旨説明を行います、意見書を朗読してそれにかえたいと思います。

発議第10号。

南伊豆町議会議長、渡邊嘉郎様。

提出者は私、横嶋隆二です。

賛成者は、以下、町議会議員、私を除く全議員でございます。

三島社会保険病院・介護老人保健施設の公的施設として存続を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり、南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

三島社会保険病院・介護老人保健施設の公的施設として存続を求める意見書。

三島社会保険病院・介護老人保健施設は三島市のみならず近隣地域の医療・介護の中核であり、必要不可欠な存在となっている。

また、一般医療・福祉機関では到底不可能な医療・介護の役割も果している。

社会保険庁は全国健康保険協会への移行に伴ない、全ての社会保険病院等を独立法人「年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）」に移管した。

厚生労働大臣は「整理機構に移すということだけけれども、このことで地域の医療が損なうことがないように十分配慮する」「地域医療の中核を担っている病院がなくなれば、地域の医療が崩壊することがないようにきちんとやりたい」と発言しているが、RFOは売却法人であり、施設の個別売却・廃止ができる状態のままでの移管は、地域医療や職員の雇用を含めて「存続させること」にはならない。

地域の医療に配慮するというのであるならRFOではなく、全国健康保険協会など公的な保有主体としていくべきである。

よって、国においては、三島社会保険病院・介護老人保健施設が地域の医療・介護にとって不可欠な役割を引き続き果たしていけるよう、現状の形態を残し、全国健康保険協会などの公的な施設とし存続させることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先は、内閣総理大臣、麻生太郎殿。厚生労働大臣、舛添要一殿。

以上でございます。

議長（渡邊嘉郎君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

議長（渡邊嘉郎君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第10号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（渡邊嘉郎君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出書について

議長（渡邊嘉郎君） 日程第13、閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及び地域医療問題調査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（渡邊嘉郎君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしま

した。

閉議及び閉会宣告

議長（渡邊嘉郎君） 本日の日程は終了しましたので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の日程が終了しました。

よって、平成20年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 渡 邊 嘉 郎

署 名 議 員 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 稲 葉 勝 男